

**伊賀市**  
**一般廃棄物処理基本計画**

**令和8年2月**

**伊賀市**



## ◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

### I. 共通

<b>第1章 計画策定の基本的事項</b> .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	3
第3節 計画の期間 .....	4
第4節 計画の対象廃棄物 .....	5
第5節 その他 .....	5
<b>第2章 地域の概要</b> .....	6
第1節 自然条件 .....	6
第2節 社会条件 .....	8
第3節 土地利用状況 .....	10
第4節 水質 .....	11
第5節 上位計画 .....	12

### II. ごみ処理基本計画

<b>第3章 ごみ処理の現況</b> .....	15
第1節 ごみ処理区域及び組織体制 .....	15
第2節 ごみ処理行政の沿革 .....	17
第3節 分別区分及び処理フロー .....	18
第4節 ごみ排出量の実績及びその性状 .....	22
第5節 ごみの減量化・再生利用の実績 .....	25
第6節 ごみ処理体制 .....	27
第7節 温室効果ガス排出量 .....	33
第8節 ごみ処理経費 .....	33
第9節 ごみ処理の評価 .....	35
<b>第4章 ごみ処理の課題の抽出・整理</b> .....	38
<b>第5章 ごみ処理基本計画の基本方針</b> .....	41
<b>第6章 ごみの発生量及び処理量の見込み</b> .....	42
第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合） .....	42
第2節 目標値の設定 .....	45
第3節 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合） .....	47
<b>第7章 減量化・資源化計画</b> .....	50
第1節 減量化・資源化の基本的な考え方 .....	50
第2節 重点的な取り組み .....	51

第3節	その他の取り組み	55
<b>第8章</b>	<b>ごみ処理基本計画</b>	<b>60</b>
第1節	将来のごみ分別区分	60
第2節	収集運搬計画	61
第3節	中間処理計画	63
第4節	最終処分計画	65
第5節	処理施設整備計画	66
第6節	その他の計画	67

### III. 生活排水処理基本計画

<b>第9章</b>	<b>生活排水処理の現況</b>	<b>69</b>
第1節	生活排水処理の現況	69
第2節	生活排水の排出状況	71
第3節	し尿・浄化槽汚泥量の実績と性状	73
第4節	水洗化の状況	74
第5節	浄化槽設置整備事業	77
第6節	生活排水の広報啓発	77
第7節	収集・運搬の状況	78
第8節	し尿・浄化槽汚泥の処理、処分の状況	79
第9節	し尿・浄化槽汚泥の処理経費	80
<b>第10章</b>	<b>生活排水の課題の抽出・整理</b>	<b>81</b>
<b>第11章</b>	<b>生活排水処理基本計画の基本方針</b>	<b>82</b>
<b>第12章</b>	<b>生活排水処理基本計画</b>	<b>83</b>
第1節	生活排水の処理主体	83
第2節	処理の目標	83
第3節	処理形態別人口及び汚泥量の見込み	84
第4節	排出抑制・再資源化計画	85
第5節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	87

### IV. 計画の進行管理

<b>第13章</b>	<b>進行管理計画</b>	<b>91</b>
第1節	推進体制	91
第2節	進行管理	91

### 資 料

第1節	ごみ関連の法律	93
第2節	生活排水関連の法律	95

## I. 共通



# 第1章 計画策定の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

### 第1項 ごみを取り巻く状況

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、近年では令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、平成27年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。

さらに、国は令和2年に、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル<sup>※</sup>を目指すことを宣言しており、廃棄物処理施設の整備にあっても、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に置いて進めることが極めて重要であるとされています。

伊賀市（以下「本市」という。）においても、令和6年4月に「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民、事業者及び行政が一体となって取り組み、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを意味します。



## 第2項 前計画の評価

---

### (1) 循環型社会の形成に向けた取り組み

本市では、平成 28 年 5 月に伊賀市一般廃棄物処理基本計画を改訂し、「循環型社会の形成」に向け、廃棄物行政に係る様々な課題について検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり廃棄物の減量化・資源化・適正処理を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止に努めてきました。

ごみ処理基本計画で掲げた主な基本方針としてまず「市民・事業者・行政の 3 者が互いに協力し合い、循環型社会の形成を推進します」を掲げており、ここでは、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の考え方に基づき、それぞれの立場から取り組んできました。

次に「分別を徹底して、資源化の推進と効率性を向上させます」では、資源・ごみ分別ガイドブックやごみ分別アプリなどにより分別排出を徹底しました。また、多言語化により外国の方にも対応しています。

資源化の推進では、環境学習の一環として紙類等の再生利用可能な廃棄物の集団回収を行った団体への奨励金の交付を進めてきました。資源化率については、全国平均が 19.5%（令和 5 年度）、三重県内市平均が 19.0%（令和 5 年度）に対して本市は 14.1%（令和 6 年度）と低くなっています。紙類やペットボトル等の資源化については、民間のスーパーマーケット等に設置された拠点場所でも行われていますが、市でもさらなる分別収集を進めていきます。

### (2) ごみ処理体制の整備と今後の方向性

「環境保全とごみ処理の効率の両面からみた、適切なごみ処理体制を構築します」では、近隣市町村とともに、ごみ処理の広域化について検討を進めています。このほか不法投棄防止を目的とした不法投棄物等回収専用ごみ袋の交付も開始しています。

これらの取り組みを進める中、伊賀北部地域（青山地区を除く。）の可燃ごみの処理を行ってきた、「さくらリサイクルセンター」は R D F 発電所が令和元年 9 月末日をもって停止したことから、可燃ごみの処理は民間施設に委託し、焼却処理を行っています。このため、環境への負荷の低減と、処理費用の削減を目的にごみの減量を進める必要があります。分別の徹底と資源化の必要性について、啓発を進めてきました。引き続き啓発を行い、さらなるごみの減量を進める必要があります。

生活排水処理基本計画の方針では、「新しいし尿処理施設を整備します」では、令和 2 年 4 月から伊賀市浄化センターが稼働開始し、青山地区を含めた市全域のし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

## 第3項 計画策定の趣旨及び目的

---

適正なごみ処理について、前計画により進めてきましたが、国が掲げる目標値を満たしていない項目もあることから、今後、更なるごみ減量及び資源化の拡大を図っていく必要があります。

生活排水処理については、し尿及び浄化槽汚泥等の適正な収集運搬、適正な中間処理

に努めていますが、汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯からの生活雑排水が未処理のまま放流されています。河川の水質汚濁防止を図るためにも、合併処理浄化槽への転換、下水道及び農業集落排水への接続が求められています。

このため、今回、計画期間満了に伴い、長期的、総合的な視点に立って、計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針や対策をより一層推進するため、「一般廃棄物処理基本計画」の改訂を行います。

## 第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画の位置付けは、図1-1に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、ごみ及び生活排水の適正な処理を確保するため、関係法令をはじめ関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。

策定に当たっては、国の基本方針や伊賀市総合計画との整合性を図っていきます。

また、廃棄物処理法に基づき、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を策定し、具体的な施策を実施します。さらに、食品ロスの削減に係る取り組みについては、「食品ロス削減推進法」に基づく「食品ロス削減推進計画」としても本計画に位置づけます。

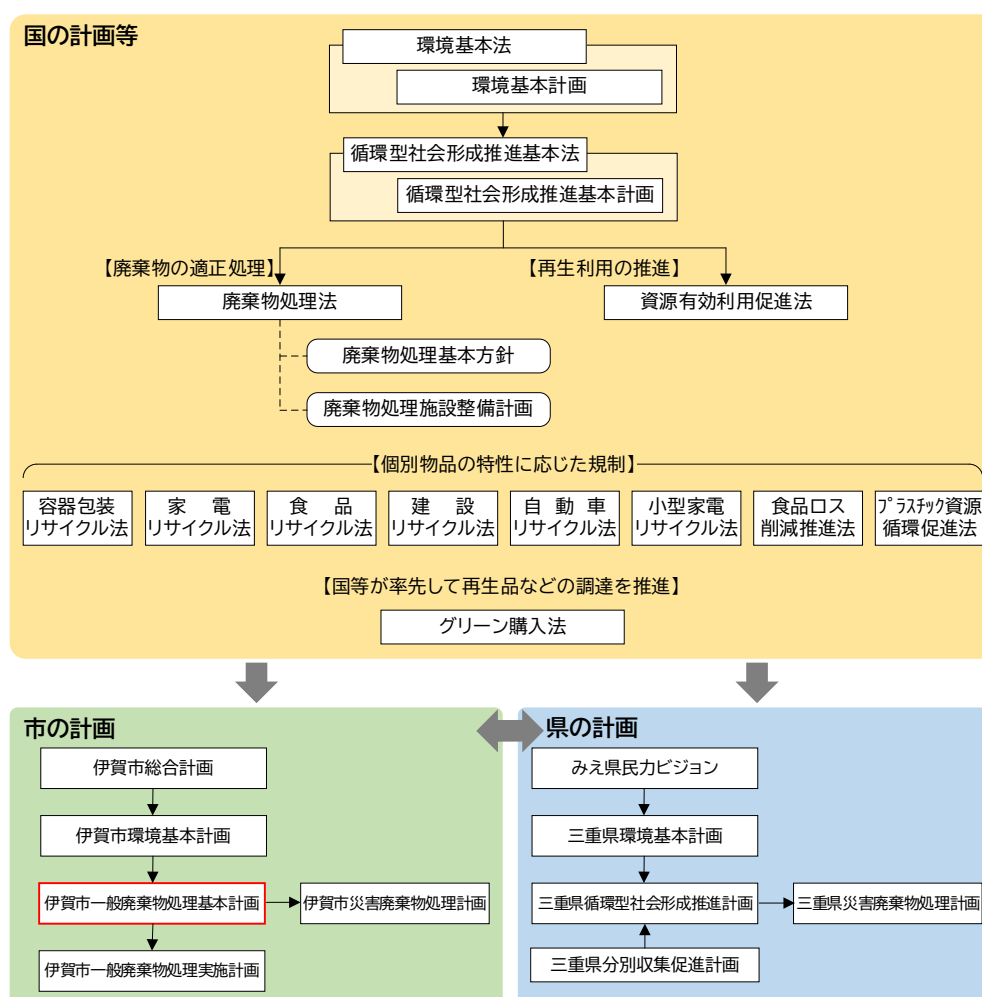


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

※法律の概要については、資料編参照。

### 第3節 計画の期間

前「伊賀市一般廃棄物処理基本計画」は平成28年5月に策定しています。この計画に基づいて、循環型社会の形成、適切なおみ処理体制の構築、生活排水の適正処理等の取り組みを推進してきました。今回、計画期間満了に伴い、計画の取り組みの進捗状況や令和5年度・6年度実績における目標の達成状況を確認・検証し、新たに策定するものです。

本計画においても計画期間10年とし、令和8年度から令和17年度とします。なお、本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

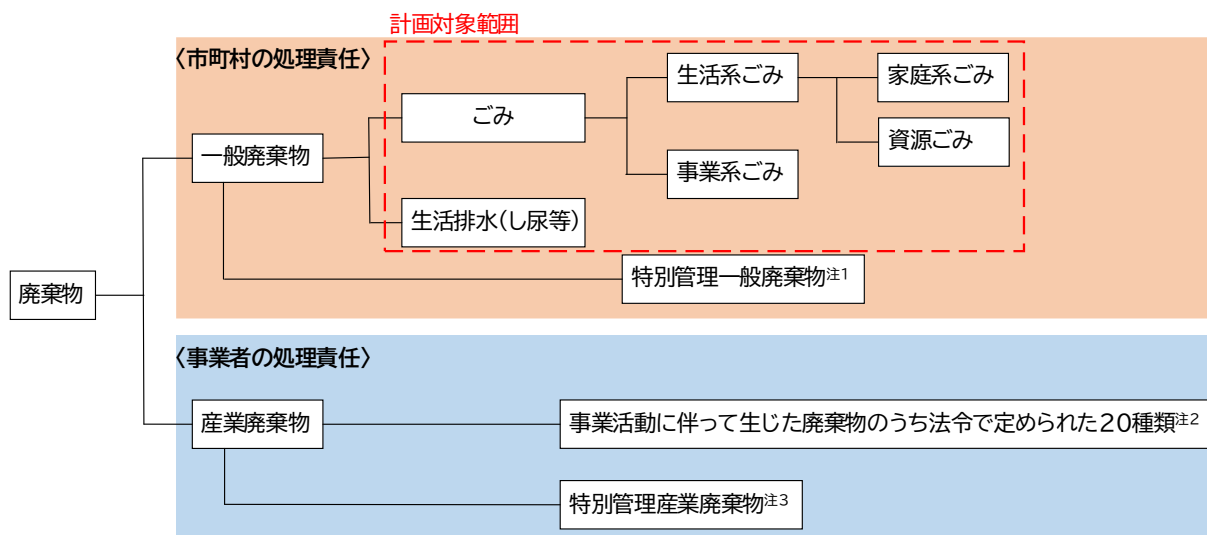
H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
前計画期間																			
									作成期間	本計画期間			中間目標年度	本計画期間			最終目標年度		

図1-2 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画期間

## 第4節 計画の対象廃棄物

廃棄物の区分を図1-3に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことを指します。

本計画の対象は、一般廃棄物のうち『ごみ』及び『生活排水（し尿等）』とします。また、特別管理一般廃棄物は、本市では処理を行わないため、本計画から除外するものとします。



注1:特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

注2:事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残渣(さ)、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鋳さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

注3:特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料:環境白書(環境省)

図1-3 廃棄物の区分

## 第5節 その他

本計画は、国における廃棄物行政や社会情勢等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策等についての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、見直しを行うものとします。また、ごみ処理広域化による次期ごみ処理体制の決定後にも、諸条件に大きな影響があった場合には、見直しを行います。

## 第2章 地域の概要

### 第1節 自然条件

#### 第1項 位置・地形

本市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接しています。近畿圏、中部圏の2大都市圏の間に位置し、それぞれ車で約1時間の距離です。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっています。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用していますが、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されています。

当地域を取り巻く森林は地域の景観を形成するとともに、水源かん養、水質ろ過等の公益的機能を発揮しています。このため、自然環境の保全に対して住民の関心が高く、多くの地域で自然との共生をめざした活動も展開されています。



図 2-1 位置図

表 2-1 面積等

東西	約 30km
南北	約 40km
面積	約558km <sup>2</sup>

資料:伊賀市  
面積は国土地理院

#### 第2項 水系

主要河川はすべて木津川の水系となっています。木津川は布引山地に源を発し、市の南部を西に流下して、向きを北に転じて市西部を縦断、途中比自岐川、久米川などをあわせ、市北西部で柘植川、服部川をあわせて向きを西に転じ、京都府南東部に流れています。また、市南西部と奈良県の境を北流する名張川も木津川の支川であり、予野川をあわせ京都府相楽郡南山城村で木津川に合流します。

また、市内全域に数多くのため池が点在し、農業用水として利用されています。

### 第3項 気象

気候は夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候となっています。また、県内では比較的降水量が少ない地域でもあります。

過去5年間の上野観測所における月別平均気温と月別降水量は、表2-2及び表2-3に示すとおりです。5か年の平均気温は15.6℃、平均降水量は1,486.7mmとなっています。図2-2は月別の5か年平均を示しています。

表2-2 月別平均気温

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
令和2年	6.1	5.5	9.0	11.3	19.0	23.4	24.6	28.8	23.7	16.0	11.8	5.5	15.4
令和3年	3.7	6.1	10.0	13.4	18.2	22.2	26.5	26.3	22.9	17.9	10.7	6.2	15.3
令和4年	2.8	2.9	8.8	14.9	17.8	22.8	26.7	27.4	24.4	16.1	12.0	5.2	15.2
令和5年	3.7	4.7	10.3	13.9	18.3	22.2	27.6	28.1	25.8	16.2	11.5	6.6	15.7
令和6年	4.5	6.0	7.2	16.0	17.7	22.5	27.9	28.5	26.6	20.0	12.5	5.7	16.3
平均	4.2	5.0	9.1	13.9	18.2	22.6	26.7	27.8	24.7	17.2	11.7	5.8	15.6

(単位:℃)

資料:気象庁 過去の気象データ(観測地点:上野)

表2-3 月別降水量

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和2年	62.0	60.0	115.5	138.5	111.0	240.5	408.0	19.5	191.0	330.0	31.0	13.0	1,720.0
令和3年	74.5	44.5	112.5	116.0	199.5	175.0	275.5	264.0	218.0	37.0	57.5	89.0	1,663.0
令和4年	20.5	15.0	83.0	112.0	117.5	150.0	148.0	162.0	244.5	86.5	73.0	17.5	1,229.5
令和5年	25.0	47.0	61.5	129.5	159.5	260.5	103.5	219.0	51.5	90.0	73.5	30.0	1,250.5
令和6年	29.5	72.0	230.5	128.5	159.5	326.0	179.5	163.5	35.0	130.0	112.0	4.5	1,570.5
平均	42.3	47.7	120.6	124.9	149.4	230.4	222.9	165.6	148.0	134.7	69.4	30.8	1,486.7

(単位:mm)

資料:気象庁 過去の気象データ(観測地点:上野)

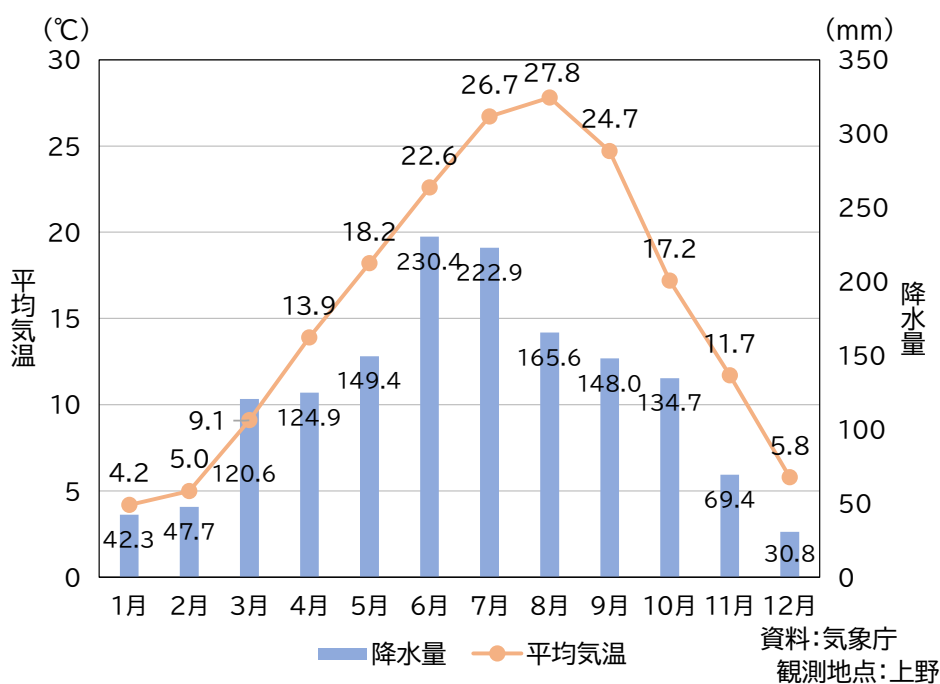


図2-2 月別平均気温及び月別降水量(5か年平均)

## 第2節 社会条件

### 第1項 人口動態

過去10年間（平成27年度～令和6年度）の人口及び世帯数は、表2-4に示すとおりです。世帯数はほぼ増加傾向を示していますが、人口は減少傾向を示しています（図2-3参照）。

表2-4 人口及び世帯数

		年度末									
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	人	94,274	93,363	92,460	91,682	90,572	89,262	87,794	86,418	85,340	84,060
世帯数	世帯	39,595	39,806	39,951	40,439	40,654	40,706	40,275	40,336	40,448	40,495

資料：伊賀市ホームページ 世帯数および人口

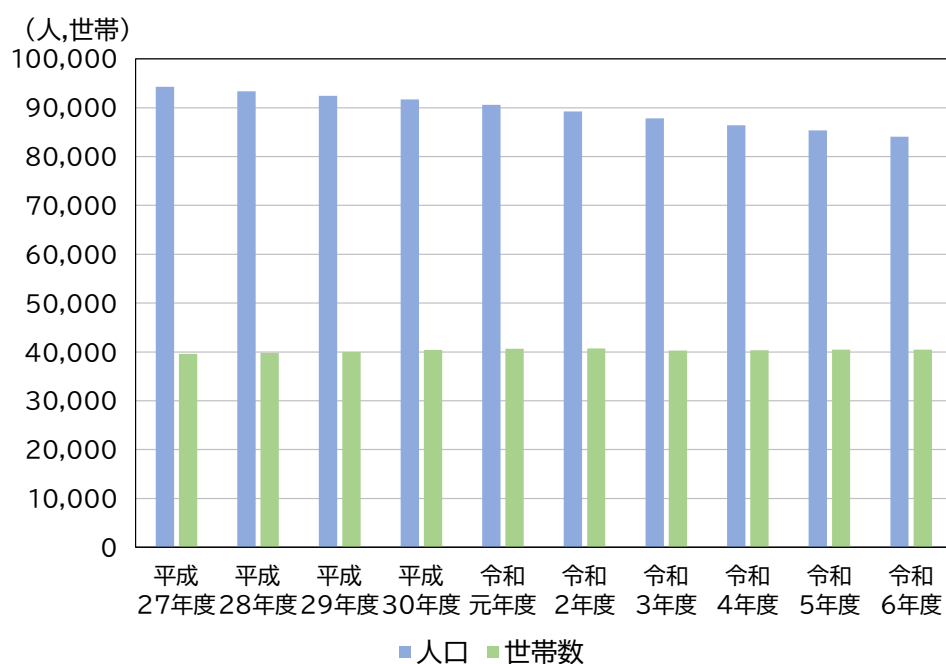
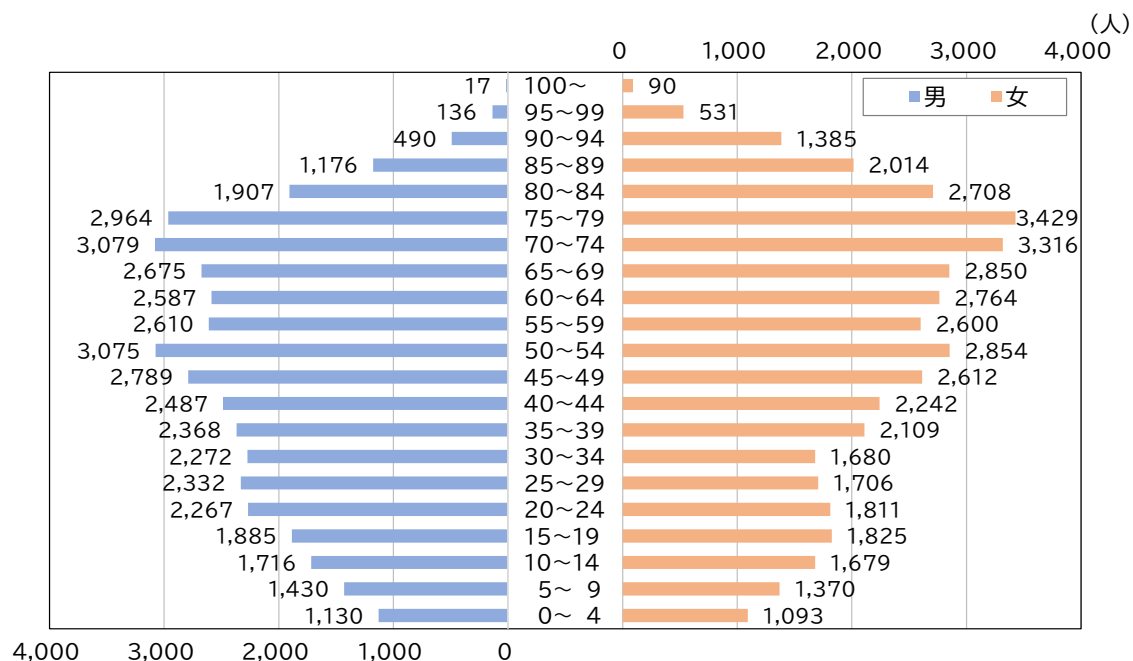


図2-3 人口及び世帯数の推移

令和6年度末の性別・年齢別人口は、図2-4に示すとおりです。男性は70～74歳が最も多く、次いで50～54歳が多くなっています。女性は75～79歳が最も多く、次いで70～74歳が多くなっています。

また、本市の高齢化率は34.2%※となっており、全国〔29.1%〔令和5年10月1日現在〕（総務省）〕と比較すると高い値を示しています。

※34.2%＝28,767人（65歳以上）／84,060人（総人口）



資料：伊賀市ホームページ 世帯および人口((令和7年)3月末人口・世帯数集計表)

図2-4 性別・年齢別人口(令和6年度)

## 第2項 産業動向

産業別事業所数及び従業者数は、表 2-5 に示すとおりです。令和 3 年の事業所数（公務除く）は平成 28 年に比べ減少、従業者数（同）は増加しています。

令和 3 年の産業別従業者数をみると、製造業が 19,172 人（37.2%）と最も多く、次いで卸売業・小売業 7,313 人（14.2%）、医療・福祉 5,590 人（10.8%）となっています。

表 2-5 産業別事業所数及び従業者数

	平成28年				令和3年			
	事業所数 (事業所)	比率	従業者数 (人)	比率	事業所数 (事業所)	比率	従業者数 (人)	比率
全産業	4,014	100.0%	47,086	100.0%	3,963	100.0%	51,567	100.0%
全産業(公務除く)	4,014		47,086		3,881		50,291	
第一次産業								
農林漁業	62	1.5%	810	1.7%	83	2.1%	1,438	2.8%
小計	62	1.5%	810	1.7%	83	2.1%	1,438	2.8%
第二次産業								
鉱業・採石業・砂利採取業	4	0.1%	12	0.03%	4	0.1%	14	0.03%
建設業	411	10.2%	1,723	3.7%	377	9.5%	1,907	3.7%
製造業	609	15.2%	19,257	40.9%	569	14.4%	19,172	37.2%
小計	1,024	25.5%	20,992	44.6%	950	24.0%	21,093	40.9%
第三次産業								
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.2%	175	0.4%	13	0.3%	252	0.5%
情報通信業	13	0.3%	94	0.2%	11	0.3%	90	0.2%
運輸業・郵便業	117	2.9%	2,240	4.8%	124	3.1%	2,501	4.9%
卸売業・小売業	1,022	25.5%	7,528	16.0%	895	22.6%	7,313	14.2%
金融業・保険業	60	1.5%	670	1.4%	57	1.4%	528	1.0%
不動産業・物品賃貸料	125	3.1%	505	1.1%	132	3.3%	461	0.9%
学術研究・専門・技術サービス業	126	3.1%	587	1.2%	128	3.2%	647	1.3%
宿泊業・飲食サービス業	380	9.5%	2,873	6.1%	333	8.4%	2,524	4.9%
生活関連サービス業・娯楽業	318	7.9%	1,428	3.0%	258	6.5%	1,475	2.9%
教育・学習支援業	87	2.2%	522	1.1%	103	2.6%	1,682	3.3%
医療・福祉	244	6.1%	4,251	9.0%	280	7.1%	5,590	10.8%
複合サービス事業	37	0.9%	365	0.8%	46	1.2%	574	1.1%
サービス事業(他に分類されないもの)	391	9.7%	4,046	8.6%	468	11.8%	4,123	8.0%
公務(他に分類されないものを除く)	-	-	-	-	82	2.1%	1,276	2.5%
小計	2,928	72.9%	25,284	53.7%	2,930	73.9%	29,036	56.5%

注)比率(%)は、端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

資料:経済センサス-活動調査

## 第3節 土地利用状況

地目別民有地面積は、表 2-6 に示すとおりです。民有地の 50%以上を山林が占めており、田・畑が 26.3%、宅地は 10.1%となっています。

表 2-6 地目別民有地面積(令和4年)

1月1日現在(単位:km<sup>2</sup>)

総面積	民有地							
	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
558.23	279.510	61.822	11.860	28.308	0.010	152.876	4.039	20.595
	100.0%	22.1%	4.2%	10.1%	0.0%	54.7%	1.5%	7.4%

資料:「伊賀市統計書 令和5年度版」

## 第4節 水質

水質汚濁の指標として、水質汚濁に係る環境基準が設定されています。それに関連して一部河川には水質類型が定められており、市域の河川においては、A類型として木津川、柘植川、服部川、比自岐川が、B類型として久米川が指定されています。

河川の有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの基準値は、A類型では2mg/ℓ以下、B類型では3mg/ℓ以下となっています。

これら河川においては環境基準点が設定されており、それらを中心に、国土交通省近畿地方整備局及び三重県によって水質測定が行われています。環境基準点は、木津川の大野木橋、岩倉橋、島ヶ原大橋、柘植川の山神橋、服部川の伊賀上野橋、比自岐川の枅川橋、久米川の芝床橋の7地点です。その他に補助地点として、木津川の長田橋1地点があります。

直近3年の状況は、久米川と令和4年度の柘植川を除き全地点で環境基準に適合しています。

表2-7 河川 BOD 環境基準適合状況

(単位:mg/ℓ)

水域名	地点名	類型	令和3年度		令和4年度		令和5年度		環境基準
			適合状況	BOD 75%値	適合状況	BOD 75%値	適合状況	BOD 75%値	
木津川	大野木橋	A	○	0.9	○	1.2	○	1.0	2
	岩倉橋	A	○	1.2	○	1.3	○	1.3	
	島ヶ原大橋	A	○	1.2	○	1.6	○	1.6	
柘植川	山神橋	A	○	1.8	×	2.3	○	1.9	
服部川	伊賀上野橋	A	○	1.0	○	1.3	○	1.2	
比自岐川	枅川橋	A	○	0.8	○	1.2	○	1.0	
久米川	芝床橋	B	×	3.2	×	5.2	×	3.9	

資料:「令和5年度公共用水域及び地下水の水質調査結果 三重県」(令和6年10月)

また、久米川、柘植川、比自岐川は表2-8に示すとおりであり、水質と底質のダイオキシン類の調査も行われており、全地点において環境基準に適合しています。

表2-8 河川ダイオキシン環境基準適合状況

水域名	地点名	河川水質(pg-TEQ/ℓ)		河川底質(pg-TEQ/g)	
		調査結果	環境基準	調査結果	環境基準
久米川	芝床橋	0.43	1	2.2	150
柘植川	土橋橋	0.35		0.64	
比自岐川	枅川橋	0.39		0.81	

資料:「令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果 三重県」(令和7年5月)

## 第5節 上位計画

本市の総合計画（ごみ・生活排水関連）の概要を表 2-9 に、環境基本計画（ごみ・生活排水関連）の概要を表 2-10 に示します。

表 2-9 総合計画(ごみ・生活排水関連)の概要

計画名称	第3次伊賀市総合計画
計画期間	2025(令和7)年度～2028(令和10)年度
ごみ・生活排水関連	<p>◆廃棄物</p> <p>【めざす姿】ごみ減量化やリサイクルが定着し、循環型社会が構築されている</p> <p>【みんなのテーマ】</p> <p>◇こどもが育つ、大人も育つ ⇒ ごみの資源化を推進するため、地域や学校と共に取り組みます。</p> <p>◇持続可能なまちを未来に引き継ぐ ⇒ 4R（リフューズ、リユース、リデュース、リサイクル）を推進し、ごみ減量化や資源化のさらなる推進を図ります。</p> <p>◇つながりを結び直す⇒持続可能なごみの適正処理の確保に向け、周辺市町村と連携したごみ処理広域化の取り組みを進めます。</p> <p>【役割】</p> <p>○市民（事業者や団体などを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールに従ったごみの分別排出を徹底し、周囲にも呼びかけます。</li> <li>・事業者、行政、住民自治協議会等による資源回収を利用しながら、地域における環境美化活動等に積極的に参加します。</li> </ul> <p>○地域（住民自治協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな情報を収集し、事業者や行政と協力してごみの発生抑制やリサイクルの推進に取り組みます。</li> <li>・ごみ分別の徹底を啓発するなどごみ減量化や再資源化の取り組みを進めます。</li> </ul> <p>○行政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別の徹底について啓発し、ごみを削減します。</li> <li>・適正に、し尿・浄化槽汚泥の処理を行います。</li> <li>・さくらリサイクルセンター、浄化センターでは施設を公開し、市民に施設の役割について理解を促します。</li> </ul> <p>【具体的な取り組み】</p> <p>■ごみ処理</p> <p>◎持続可能なごみ処理体制を維持するため、ごみ処理コストの低減や不法投棄の防止に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制やリサイクルの取り組みの普及・啓発に努め、市民1人当たりのごみの排出量を削減することで、ごみ処理コストの削減を図ります。</li> <li>・持続可能なごみの適正処理態勢を確保するため、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村の4市町村でごみ処理の広域化を検討します。</li> <li>・ごみの4R（リフューズ、リユース、リデュース、リサイクル）の取り組みを推進し、ごみの資源化に努めます。</li> <li>・引き続き地域や警察と連携し、不法投棄の防止・早期発見に努めます。</li> </ul> <p>■し尿処理</p> <p>◎生活排水を適正に処理します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に処理後の放流水の排水検査を行い、適正に処理されていることを確認します。</li> </ul>

表 2-10 環境基本計画(ごみ・生活排水関連)の概要

計画名称	伊賀市環境基本計画															
計画期間	2023(令和5)年度～2030(令和12)年度															
ごみ関連	基本目標	資源循環 持続可能な資源循環の推進														
	数値目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>2019 (令和元)</th> <th>2025 (令和7)</th> <th>2030 (令和12)</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ総排出量</td> <td>t/年</td> <td>27,416</td> <td>25,126</td> <td>25,052</td> </tr> </tbody> </table>			年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	現況	目標値		ごみ総排出量	t/年	27,416	25,126	25,052
	年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)												
		現況	目標値													
ごみ総排出量	t/年	27,416	25,126	25,052												
基本施策	<b>基本施策(1) ごみ減量化の推進</b> <b>施策1 ごみの排出抑制</b> ○「生ごみ処理容器」を保有していない方へ助成金制度を周知することで、購入・利用の促進を図り、ごみの減量化を図ります。 ○ごみの減容化の方法やごみの発生の少ない商品に関する情報提供を行います。 ○食べ物を必要以上に作りすぎることのないよう等、啓発等により、家庭系、事業系の食品ロスの削減に努めます。 ○回覧板などのペーパーレス化を促進します。															
	<b>基本施策(2) リサイクルの推進</b> <b>施策1 リサイクルの促進</b> ○4R(リフューズ(断る)・リデュース(減らす)・リユース(再使用)・リサイクル(再資源化))活動のさらなる推進を図ります。 ○現在使用している「ごみ収集分別表」や「ごみ分別アプリ」の記載内容を改訂し、さらにわかりやすくすることでごみ分別、資源化の徹底を図ります。 ○市民や各団体が実施する資源回収活動を促進します。 <b>施策2 リサイクル施設の整備</b> ○さくらリサイクルセンター資源化ごみ処理施設等の設備の充実を図ります。															
	<b>基本施策(3) ごみの適正処理の推進</b> <b>施策1 一般廃棄物の適正処理の推進</b> ○ごみ処理に係る経費削減及び効率化を図るため、国が推進する「持続可能な適正処理の確保に向けた、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」を計画的に進めます。 ○一般廃棄物処理基本計画に基づく効率的な収集や適正処理を行います。 ○焼却施設、さくらリサイクルセンター資源化ごみ処理施設等について、適正な維持管理を行います。 ○市外から持ち込まれる一般廃棄物は、適切な監視や指導を行います。 <b>施策2 (本計画に関連しないため省略)</b> <b>施策3 不法投棄の防止</b> ○ごみの不法投棄の監視に努めるとともに、不法投棄防止のための啓発を行います。															

	基本目標	生活環境 安心・安全に暮らせる生活環境の確保			
	数値目標	河川水の環境基準達成率			
		年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
			現況	目標値	
		調査地点	7	7	7
		達成地点	6	6	7
		達成率	85.7%	85.7%	100%
生活排水関連	基本施策	基本施策(1) 公害発生の防止			
		<p><b>施策1 事業所等への指導・監視の強化</b> ○水質監視・悪臭測定等、伊賀市環境センター機能を充実し、環境監視の強化に努めます。</p> <p><b>施策2 有害化学物質の適正管理の推進</b> ○事業所に対し、有害化学物質の排出抑制に関する指導・助言を行います。</p> <p><b>施策3 生活排水対策の推進</b> ○国、県、関連団体と連携した河川水質監視を実施します。 ○合併処理浄化槽の設置及び維持管理に関する啓発を、生活排水対策重点地域を中心に行います。</p>			
		基本施策(2) 生活環境の保全			
		<p><b>施策1</b> (本計画に関連しないため省略)</p> <p><b>施策2</b> (本計画に関連しないため省略)</p> <p><b>施策3 健全な水循環の維持</b> ○「伊賀市地下水保全条例」に基づく適正な地下水採取の維持等により、水資源の保全に取り組みます。</p>			

## Ⅱ. ごみ処理基本計画



## 第3章 ごみ処理の現況

### 第1節 ごみ処理区域及び組織体制

#### 第1項 ごみ処理区域

本市の地域区分を図3-1に示します。上野地区・伊賀地区・島ヶ原地区・阿山地区・大山田地区（以下「伊賀北部地域」という。）は、さくらリサイクルセンター（ごみ中継施設・資源化ごみ処理施設）で、青山地区は伊賀南部クリーンセンター（ごみ焼却施設・リサイクル施設）で処理しています。

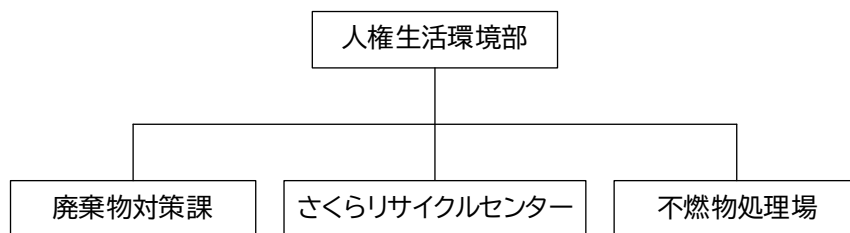


図3-1 本市の地域区分

## 第2項 組織体制

---

ごみ処理に係る、本市の組織体制を、図3-2に示します。



注)青山地区のごみの収集運搬、中間処理及び最終処分は、伊賀南部環境衛生組合で行っています。

図3-2 ごみ処理に係る組織体制(令和7年度)

## 第2節 ごみ処理行政の沿革

本市のごみ処理行政の沿革を表3-1に示します。

### 【伊賀北部地域】

可燃ごみの有料化を平成19年1月より実施しています。また、平成14年11月より固形燃料化施設で処理していましたが、令和元年8月に施設を廃止し、ごみ中継施設として利用しています。中継施設で集められた可燃ごみは民間焼却施設で処理を行っています。

### 【青山地区】

可燃ごみの有料化を平成21年1月より実施しています。処理については、平成20年より伊賀南部クリーンセンターで処理を行っています。

表3-1 ごみ処理行政の沿革

年 月	伊賀北部地域	青山地区
昭和52年 4月	不燃物処理場埋立開始	
昭和63年 7月		伊賀南部清掃工場操業開始(名張市青蓮寺地内)
平成 4年10月		拠点収集開始(びん・缶のみ)
平成 8年 3月		伊賀南部最終処分場の埋立開始
平成14年11月	さくらリサイクルセンター(ごみ固形燃料化施設)操業開始	
平成16年11月	伊賀市誕生	
平成16年11月	資源再利用物回収奨励金交付事業	
平成19年 1月	指定ごみ袋(可燃ごみ)の有料化	
平成20年		伊賀南部クリーンセンター(ごみ焼却施設、リサイクル施設)操業開始
平成21年 1月		指定ごみ袋(燃やすごみ)の有料化
平成22年 7月	さくらリサイクルセンター(資源化ごみ処理施設)操業開始	
平成24年 4月	粗大ごみ戸別収集(福祉収集)事業開始	
平成25年 9月		資源ごみ自主回収支援事業補助開始
平成26年 4月	粗大ごみ戸別収集事業開始	
平成26年 7月	小型家電の拠点回収開始	
平成26年10月	指定ごみ袋手数料改正	
平成28年 4月	体温計の拠点回収開始	
平成29年 4月	不法投棄物等回収専用ごみ袋交付事業開始	
平成29年 6月	蛍光管の拠点回収開始	
平成29年 9月	ごみ分別アプリ配信事業開始	
令和 元年 8月	さくらリサイクルセンター(固形燃料化施設)廃止、(ごみ中継施設)供用開始	
令和 5年 3月	外国語版のアプリ配信事業開始	
令和 5年 4月	指定ごみ袋形状変更	
令和 6年 4月	指定ごみ袋素材変更	
令和 7年 4月		伊賀南部最終処分場の埋立運用終了
令和 7年		指定ごみ袋素材変更

注)開始時期が明らかなものを整理しています。




### 第3節 分別区分及び処理フロー

#### 第1項 分別区分

伊賀北部地域と青山地区では、分別区分が異なり、それぞれの分別区分を表3-2(1)及び表3-2(2)に示します。主な違いは以下に示すとおりです。



- ・スチール缶：伊賀北部地域は「金属類」扱い、青山地区は「缶類」扱い。
- ・小型家電製品類：伊賀北部地域は「金属類」扱い、青山地区は「使用済小型家電製品」の分類がある。

表3-2(1) ごみの分別区分(伊賀北部地域)

種 類		ごみの種類	
燃えるもの	可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず(ティッシュ、カーボン紙、写真など)、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など	
	硬プラ・革製品類	バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、布団、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など	
燃えないもの(資源)	埋立ごみ	危険物(カセットボンベ、スプレー缶、ライター)、テープ類(ビデオテープ、カセットテープ)、ガラス・せともの・乾電池類、その他(カイロ、割れたびん、汚れたびんなど)	
	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		有色	
	アルミ缶	 マークのあるもの 飲料用の缶	
	金属類	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど	
	ペットボトル	 マークのあるもの PET 飲料用容器、特定調味料の容器	
	容器包装プラスチック類	 マークのあるもの カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	
	紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他(紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど)、衣類(シャツ、セーター、ズボン、スカートなど)、古布類(シーツ、タオルなど)	
	廃食用油	植物性食用油	
	小型家電製品類(拠点収集)	リチウムイオン電池製品、モバイルバッテリー、ノートパソコン、携帯電話端末、デジタルカメラなど	
水銀使用廃製品(拠点収集)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管		
粗大ごみ	タンス、机、ソファ、ベッド、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		

資料：令和6年度 伊賀市一般廃棄物処理実施計画

表 3-2(2) ごみの分別区分(青山地区)

種 類		ごみの種類	
燃やすごみ		生ごみ、再生できない紙くず、草・生花、植木の枝・木切れ、汚れのあるプラスチック製ボトル・チューブ類、ぬいぐるみ、靴下・帽子・クッション・枕、靴・かばん類、小さな木製品・保冷剤・カイロ、シュレッダーごみなど	
燃やさないごみ		バケツ、洗面器、CD、ゴムホースなど	
資 源	びん類	無色透明	
		茶色	
		その他の色	
	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん		
	缶類		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
	金属類		鍋、釜、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、その他小型の金属製品
	ペットボトル		 マークのあるもの 飲料用容器、特定調味料の容器
	古紙・古布類		新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他(紙袋、チラシ、包装紙、はがきなど)、 布類(シャツ、セーター、ズボン、スカートなど)
	廃食油		植物性食用油
	体温計・温度計・蛍光管、電球		水銀式体温計・温度計、蛍光管、電球
乾電池類		乾電池類(乾電池、ボタン電池、充電電池、モバイルバッテリーなど)	
使用済小型家電製品 (拠点収集)		アイロン、電気ポット、炊飯器、携帯電話などの小型電化製品、電動のおもちゃ、電源コード類など	
容器包装プラスチック類		 マークのあるもの カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材など	
ライター		ライター	
粗大ごみ		タンス、机、ソファ、ベッド、ふとん、毛布、マットレス、じゅうたん、ストーブ、ファンヒーター、こたつ、扇風機、スーツケース、自転車、ステレオ、電子レンジなど	

資料:令和6年度 伊賀市一般廃棄物処理実施計画

なお、リチウムイオン電池の排出方法が、伊賀北部地域と青山地区では、表 3-3 に示すように排出方法に若干の違いがあります。排出後は、再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等を通じて、適正処理が可能な事業者を引き渡しを行っています。

表 3-3 リチウムイオン電池の排出方法

伊賀北部地域	青山地区
リチウムイオン電池内蔵小型家電製品については、製品から取り外さず、地区市民センター等の拠点収集の小型家電回収ボックスへ本体ごと投入する。	リチウムイオン電池内蔵小型家電製品から取り外し(ビニールテープなどで覆って絶縁することを推奨)、回収かご(乾電池類)に入れる(外せないものは付けた状態で本体ごと小型家電として出す)。

## 第2項 ごみ処理フロー

伊賀北部地域と青山地区のごみ処理フローは、図3-3(1)及び図3-3(2)に示すとおりです。

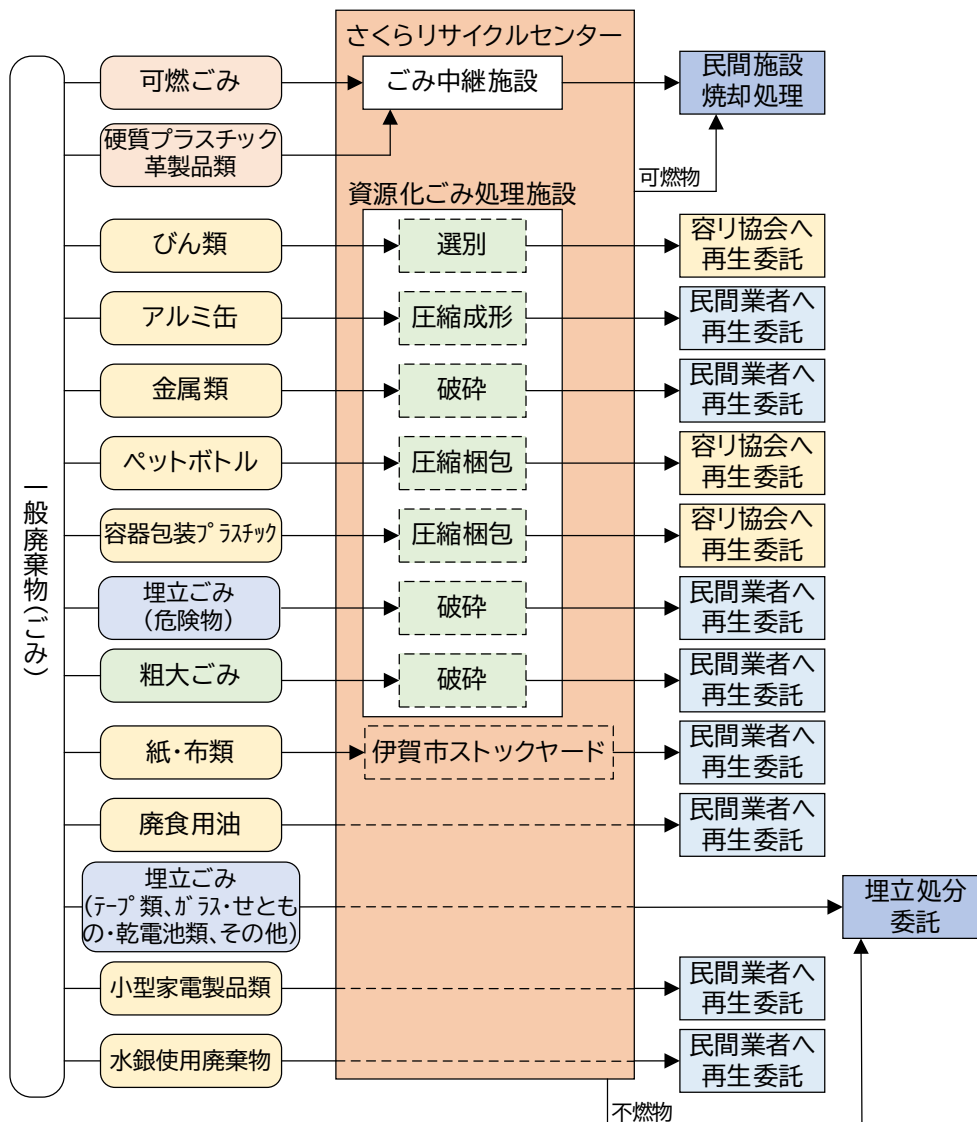
### 【伊賀北部地域】

可燃ごみは、さくらリサイクルセンターのごみ中継施設で一時保管し、民間焼却施設で処理しています。

埋立ごみ（危険物）、粗大ごみ及びほとんどの資源ごみは、さくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設で破砕・選別・圧縮等を行い、民間業者等で資源化を行っています。

紙・布類は、さくらリサイクルセンターのストックヤードに一時保管し、民間業者で資源化を行っています。

廃食用油及び埋立ごみ（テープ類、ガラス・せともの・乾電池類、その他）は、さくらリサイクルセンターに一時保管し、民間業者で資源化を行っています。



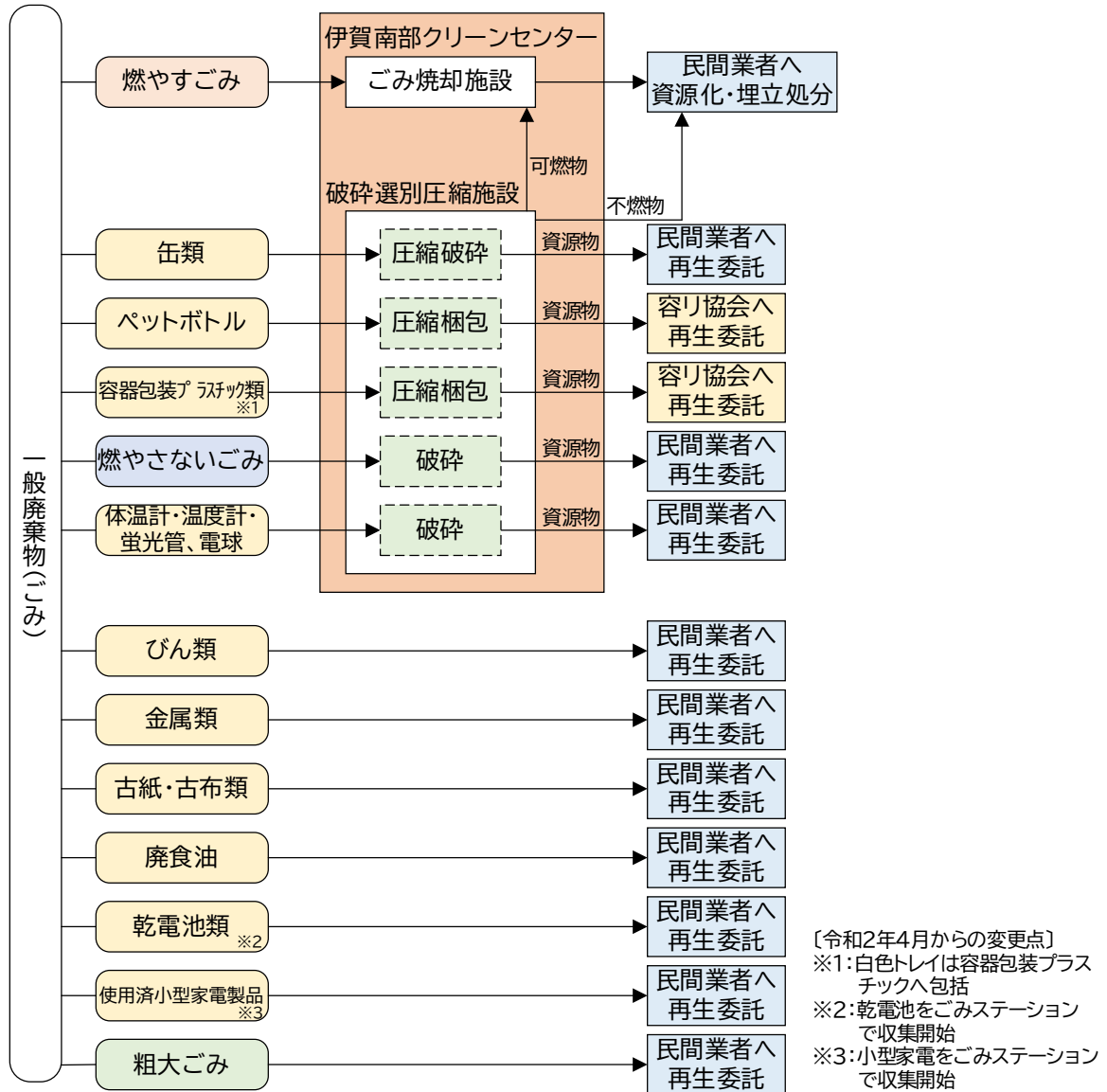
容リ協会:公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

図3-3(1) ごみ処理フロー(伊賀北部地域)

【青山地区】

燃やすごみは、伊賀南部クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣（スラグ・飛灰等）は民間業者で資源化・埋立処分を行っています。

燃やさないごみ、粗大ごみ、ほとんどの資源ごみは、伊賀南部クリーンセンターの破碎選別圧縮施設で破碎・選別・圧縮等を行い、民間業者等で資源化を行っています。



容リ協会:公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 図 3-3 (2) ごみ処理フロー(青山地区)

## 第4節 ごみ排出量の実績及びその性状

### 第1項 ごみ排出量の実績

過去6年間（令和元年度～令和6年度）のごみ排出量は、表3-4及び図3-4に示すとおりです。ごみ総排出量は減少傾向を示しており、令和6年度に23,831 t/年（776.71 g/人・日）となっています。

表3-4 ごみ排出量の実績(市全体)

		実績						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
人口(年度末人口)		人	90,572	89,262	87,794	86,418	85,340	84,060
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	16,432	16,194	15,577	14,905	14,309	13,908
	不燃ごみ	t/年	154	154	135	105	105	114
	埋立ごみ	t/年	418	467	430	349	346	357
	粗大ごみ	t/年	325	383	359	354	322	347
	合計	t/年	17,329	17,198	16,501	15,713	15,082	14,726
	家庭系ごみ原単位	g/人・日	522.76	527.86	514.94	498.15	482.86	479.96
生活系ごみ	資源ごみ	t/年	2,900	3,183	3,061	2,872	2,708	2,632
	容器包装プラスチック	t/年	546	562	562	559	549	571
	びん類	t/年	495	470	427	401	389	373
	缶類(スチール缶、アルミ缶、スプレー缶)	t/年	42	47	44	41	39	27
	ペットボトル	t/年	98	106	106	107	111	119
	紙類、古紙類	t/年	792	900	928	882	768	701
	布類、古布類、繊維類	t/年	224	263	288	274	250	245
	体温計・温度計・蛍光管・電球類	t/年	1	1	1	1	1	1
	乾電池類	t/年	3	6	7	8	8	7
	金属類	t/年	682	802	674	580	572	567
	廃食用油	t/年	9	8	9	5	9	7
	小型家電	t/年	8	18	15	14	12	14
	集団回収	t/年	213	179	100	101	71	48
	合計	t/年	20,442	20,560	19,662	18,686	17,861	17,406
	生活系ごみ原単位	g/人・日	616.66	631.05	613.58	592.41	571.84	567.31
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	5,637	5,217	5,632	5,900	5,735	6,202
	不燃ごみ	t/年	13	13	12	10	28	12
	埋立ごみ	t/年	56	33	56	89	74	75
	粗大ごみ	t/年	7	11	8	5	4	2
	資源ごみ	t/年	146	148	167	206	139	134
	びん類	t/年	75	71	80	70	29	30
	金属類	t/年	71	77	87	136	110	104
合計	t/年	5,859	5,422	5,875	6,210	5,980	6,425	
事業系ごみ日量	t/日	16.01	14.85	16.10	17.01	16.34	17.60	
総排出量	t/年	26,301	25,982	25,537	24,896	23,841	23,831	
総ごみ量原単位	g/人・日	793.41	797.47	796.92	789.28	763.29	776.71	

資料：廃棄物対策課

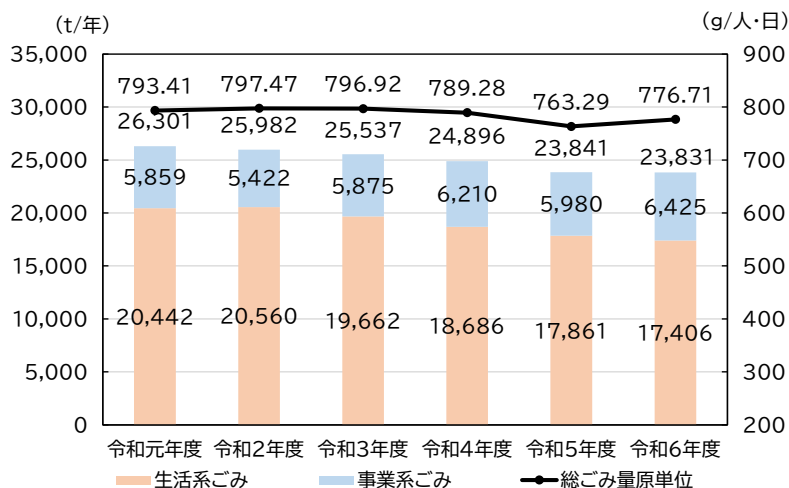
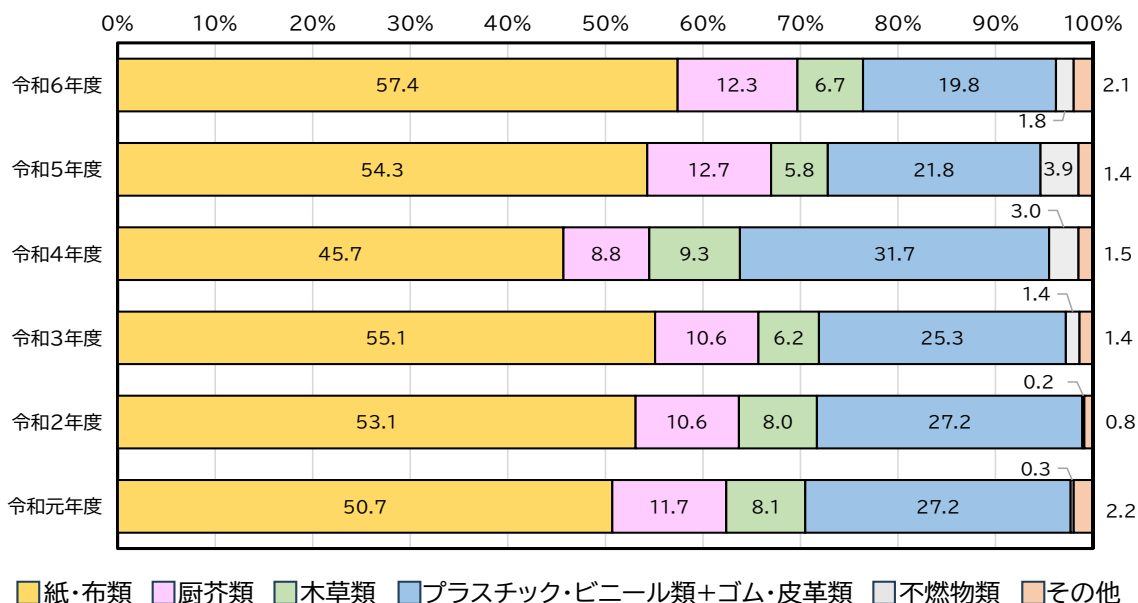


図3-4 ごみ排出量の推移

## 第2項 ごみの性状

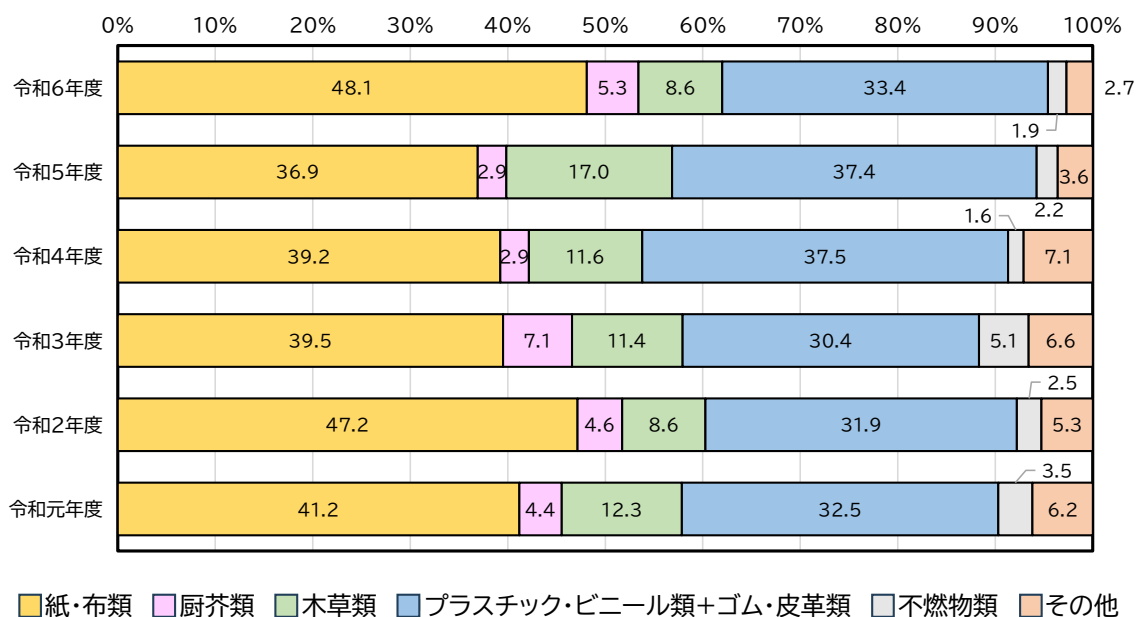
伊賀北部地域の処理先のさくらリサイクルセンターのごみ組成分析は、図3-5(1)に示すとおりです。「紙・布類」は令和4年度に一時減少しましたが、「プラスチック・ビニール類+ゴム・皮革類」は同年に一時増加しています。



注)端数処理の関係により、計が必ずしも100%になるとは限らない。

図3-5(1) ごみ組成分析結果〔乾ベース〕(さくらリサイクルセンター)

青山地区の処理先の伊賀南部クリーンセンターのごみ組成分析は、図3-5(2)に示すとおりです。これまで減少傾向であった「紙・布類」が、令和6年度に大きく増加している一方で、木草類は減少に転じています。



注)端数処理の関係により、計が必ずしも100%になるとは限らない。

図3-5(2) ごみ組成分析結果〔乾ベース〕(伊賀南部クリーンセンター)

■令和6年度のごみ組成〔湿ベース〕

市民の方々がごみを集積場（ごみステーション）に出された時点では、ごみは水分を含んだ湿ベースであるため、排出時の湿ベースのごみ組成を予測します。

ごみ種ごとの含水率を設定し算出すると、表3-5及び図3-6に示すとおりとなります。ちゅう芥類が約45%、紙・布類が約35%、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類は約11%となります。

表3-5 令和6年度のごみ組成〔湿ベース〕(さくらリサイクルセンター)

	乾ベース ごみ質	含水率	湿ベース ごみ質	設計要領 含水率(参考)
紙・布類	57.4	7.6	34.9	5.7
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	19.8	2.5	11.4	1.9
木、竹、わら類	6.7	45.7	6.9	34.5
ちゅう芥類	12.3	84.5	44.6	63.8
不燃物類	1.8	0.1	1.0	0.1
その他	2.1	0.1	1.2	0.1
水分	43.8	-	43.8	-

注)端数処理の関係により、計が必ずしも100%になるとは限らない。

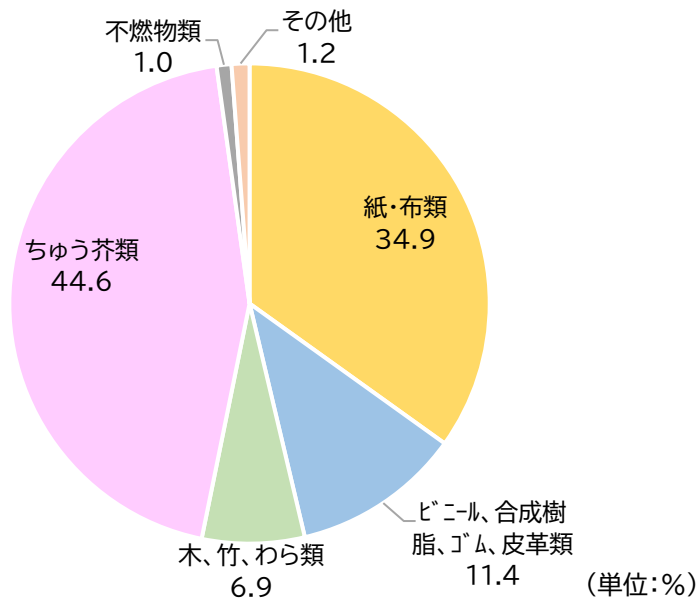


図3-6 令和6年度のごみ組成〔湿ベース〕(さくらリサイクルセンター)

## 第5節 ごみの減量化・再生利用の実績

### 第1項 減量化・再生利用施策の実施状況

主な減量化・再生利用施策の実施状況は、表3-6(1)及び表3-6(2)に示すとおりです。

表3-6(1) 減量化・再生利用施策の実施状況

指定ごみ袋制度	ごみ減量化に対する意識の向上と、ごみ処理費用の公平な費用負担を図るため、可燃ごみについて指定ごみ袋の有料化を導入している。
生ごみ処理容器購入費補助金交付事業	<p>家庭から出る生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器の購入費の一部を申請により補助している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動処理機 …………… 1世帯1基まで、購入費の1/2以内で上限30,000円</li> <li>・コンポスト容器等 … 1世帯2基まで、購入費の1/2以内で上限5,000円</li> </ul>
資源再利用物回収奨励金交付事業（集団回収事業）	<p>環境学習の一環として再生利用可能な廃棄物の集団回収を実施した登録団体（児童・PTA等の学校教育関係団体等）に対し、申請により奨励金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）：3円/kg</li> <li>・古布類（ボロ布、古着等）：3円/kg</li> </ul>
粗大ごみ戸別収集事業（一般）	市内の一般家庭を対象に玄関先まで家具・寝具類や自転車などの粗大ごみの収集（有料）を実施している。収集点数は1世帯1回につき5点以内（1点200円）。
粗大ごみ戸別収集事業（福祉）	高齢者や介護認定、障害のある人のみで構成される世帯を対象に玄関先まで家具・寝具類などの粗大ごみの収集を実施している。（無料）
小中学校での主な取り組み	<p>小学校では、児童の自主活動によりアルミ缶・ペットボトルキャップの回収を行ったり、使用した画用紙、工作などでの切れ端、プリント類の残りなどを再利用するため、リサイクルボックスを設置、牛乳パック、トイレットペーパー、セロテープ等の巻き芯回収にも取り組んでいる。</p> <p>中学校では、生徒会によるアルミ缶・牛乳パック・古紙の回収、ペットボトルキャップの資源回収を行っている。</p>
ごみ分別アプリ配信事業	地区のごみ収集日、分別区分や出し方などをスマートフォンから簡単に確認できる無料アプリ「伊賀市ごみ分別アプリ」を配信している。
啓発活動	<p>広報いが・伊賀市ホームページ・各種SNSを活用し、食品ロス、家電4品目のごみの出し方等の周知を行っている。</p> <p>また、火災の可能性があるリチウムイオン電池については、特に伊賀市ホームページや各種SNSを利用し、適正排出の啓発を行っている。</p>

表 3-6(2) 減量化・再生利用施策の実施状況

集積場整備等補助金交付事業	地域の環境整備及びごみ収集の効率化を図るため、区又は自治会などが管理するごみ集積場の新設又は改修を行う場合、事業費の一部を申請により補助している。
不法投棄物等回収専用ごみ袋交付事業	公共地域におけるボランティア清掃等を実施する自治会等の各種団体を支援するため、地域の清掃活動による不法投棄物等の回収を行う場合やごみ集積所における排出者不明の違反ごみを処理する場合に、申請により回収専用ごみ袋を交付している。
環境パトロール事業	不法投棄防止のため、市内全域を対象に環境パトロールを実施している。 パトロール実施においては、家電4品目や廃タイヤなど不法投棄物の回収・処理を実施し、各支所・各地区市民センターとの連携を密にして、監視による不法投棄の防止に務めている。 また、不法投棄の回収・処理が困難な場合、地域と市が対応できるマニュアルにより、回収や処理を行っている。

## 第2項 減量化・再生利用の実績

生ごみ処理容器等の補助した基数を表 3-7 に、集団回収事業を表 3-8 に示します。

表 3-7 生ごみ処理容器等の補助基数

(単位:基/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電動	18	16	14	31	46
コンポスト等	10	23	11	23	17
計	28	39	25	54	63

資料:廃棄物対策課

表 3-8 集団回収事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数	団体	42	40	40	39	37
回収量	t/年	179	100	101	71	48

資料:廃棄物対策課

## 第6節 ごみ処理体制

### 第1項 収集・運搬の状況

#### (3) 収集運搬体制

伊賀北部地域と青山地区の収集運搬体制は、表3-9(1)及び表3-9(2)に示すとおりです。可燃ごみ（燃やすごみ）は週2回で同一ですが、不燃ごみ（埋立ごみ・燃やさないごみ）は年6回と月1回とで異なります。

表3-9(1) 収集運搬体制(伊賀北部地域)

種 類		排出方法	収集頻度	収集運搬体制
燃えるもの	可燃ごみ	指定袋	週2回	委託
	硬プラ・革製品類	50cm 以下結束又は 45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
燃えないもの(資源)	埋立ごみ	[危険物・テープ類]45ℓ以下袋、透明又は半透明 [ガラス・せともの・乾電池類ほか]回収箱	年6回	委託
	びん類	回収箱	月1回	委託
	アルミ缶	45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	金属類	90cm 以下結束又は 45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	ペットボトル	専用容器	月1回	委託
	容器包装プラスチック類	45ℓ以下袋、透明又は半透明	週1回	委託
	紙・布類	[紙類]種類ごとに結束 [布類]45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	廃食用油	専用容器	年4回	委託
	小型家電製品類	専用回収ボックス	随時	直営
	水銀使用廃製品	専用回収ボックス	随時	直営
粗大ごみ			随時	直営

資料:令和6年度 伊賀市一般廃棄物処理実施計画

表3-9(2) 収集運搬体制(青山地区)

種 類		排出方法	収集頻度	収集運搬体制
燃やすごみ		指定ごみ袋[青色の半透明の袋]	週2回	委託
燃やさないごみ		45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
資源	びん類	コンテナ	月1回	委託
	缶類	コンテナ	月1回	委託
	金属類	コンテナ	年4回	委託
	ペットボトル	コンテナ	月1回	委託
	古紙・古布類*	[古紙類]種類ごとに結束 [古布類]45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	廃食油	専用容器	年4回	委託
	体温計・温度計・蛍光管、電球	コンテナ	年4回	委託
	乾電池類	コンテナ	月1回	委託
	使用済小型家電製品	45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回 随時	委託 直営
容器包装プラスチック類		45ℓ以下袋、透明又は半透明	週1回	直営
ライター		専用容器	月1回	委託
粗大ごみ			随時	直営

注)\* 桐ヶ丘地区は独自回収を実施

資料:令和6年度 伊賀市一般廃棄物処理実施計画

また、伊賀北部地域と青山地区とで可燃ごみの手数料の違いが若干あるため、その違いを表3-10に示します。

表3-10 可燃ごみの手数料

1枚当たり

伊賀北部地域		青山地区	
大 (45 リットル)	35 円	特大(45 リットル)	35 円
中 (30 リットル)	25 円	大 (30 リットル)	25 円
小 (20 リットル)	15 円	中 (20 リットル)	15 円
		小 (10 リットル)	8 円
		特小( 5 リットル)	5 円

資料:廃棄物対策課

#### (4)収集運搬量

市全体の収集運搬量は、表3-11及び図3-7に示すとおりです。

表3-11 生活系ごみの収集運搬量

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	t/年	15,476	15,140	14,703	14,225	13,693	13,309
不燃ごみ	t/年	389	423	379	322	321	335
粗大ごみ	t/年	233	274	252	234	301	324
資源ごみ	t/年	2,661	2,899	2,742	2,651	2,420	2,352
合計	t/年	18,759	18,736	18,076	17,432	16,735	16,320

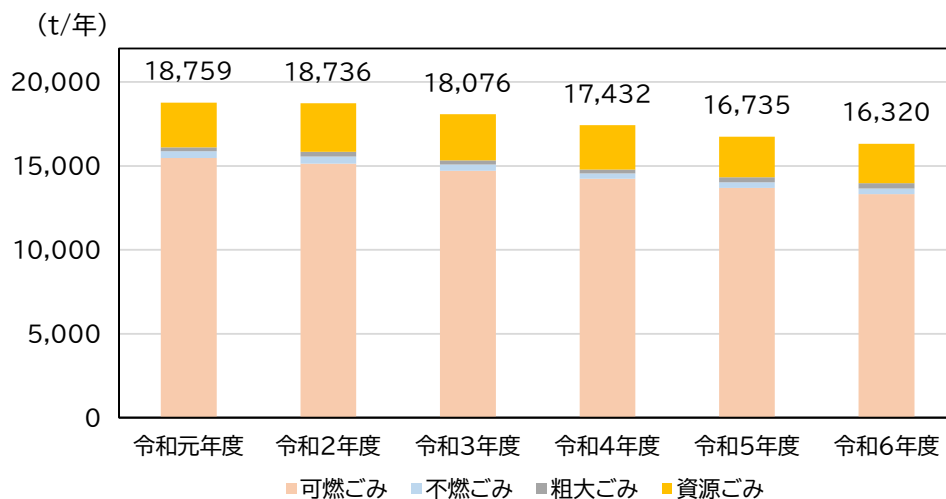


図3-7 生活系ごみの収集運搬量の推移

## 第2項 中間処理の状況

### (1) 中間処理施設等の概要

伊賀北部地域の可燃系のごみ処理は、民間の焼却施設で処理を行っており、それ以外の施設概要を表3-12(1)及び表3-12(2)に示します。

表3-12(1) 中間処理施設等の概要(伊賀北部地域)

施設名称	さくらリサイクルセンター	
所在地	伊賀市治田 3547 番地 13	
	ごみ中継施設	資源化ごみ処理施設
処理能力	(67.5) t/8h (設備稼働時間は(7)hとする)	17.3t/5h
処理方式	ダンピングボックス方式	二軸低速回転式破砕機 剪断高速回転式破砕機 選別圧縮梱包機
供用開始	令和元年8月	平成 22 年度
処理対象 廃棄物	可燃ごみ	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック
運転管理体制	委託	委託

資料:処理対象廃棄物は、一般廃棄物処理実態調査(令和6年度速報値)

表3-12(2) 中間処理施設等の概要(青山地区)

施設名称	伊賀南部クリーンセンター	
所在地	伊賀市奥鹿野 1990 番地	
	ごみ焼却施設	破砕選別圧縮施設
処理能力	95t/日	粗大ごみ処理施設:37t/日 資源化施設 : 8t/日
処理方式	流動床式ガス化溶融炉	二軸高速回転式破砕機 剪断式破砕機 選別圧縮梱包機
供用開始	平成 20 年度	平成 20 年度
処理対象 廃棄物	可燃ごみ	粗大ごみ処理施設:不燃ごみ、粗大ごみ 資源化施設:金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック
運転管理体制	委託	委託

資料:処理対象廃棄物は、一般廃棄物処理実態調査(令和5年度)

## (2) 中間処理量

中間処理量は、表 3-13 及び図 3-8 に示すとおりです。

表 3-13 中間処理量

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理	t/年	16,359	22,353	22,074	21,582	20,582	20,659
直接焼却量	t/年	15,293	21,663	21,514	21,018	20,044	20,111
焼却以外の施設	t/年	533	345	280	282	269	274
粗大施設	t/年	254	267	176	238	234	198
資源化施設	t/年	279	78	104	44	35	76
ごみ焼却量原単位	g/人・日	493.5	686.1	688.8	684.2	659.0	673.3
焼却以外の中間処理	t/年	9,732	2,945	2,613	2,590	2,745	2,774
粗大ごみ処理施設	t/年	284	309	209	261	536	557
ごみ燃料化施設	t/年	6,988	0	0	0	0	0
資源化施設	t/年	1,987	2,135	1,917	1,891	1,789	1,785
その他の施設	t/年	473	501	487	438	420	432
合計	t/年	26,091	25,298	24,687	24,172	23,327	23,433

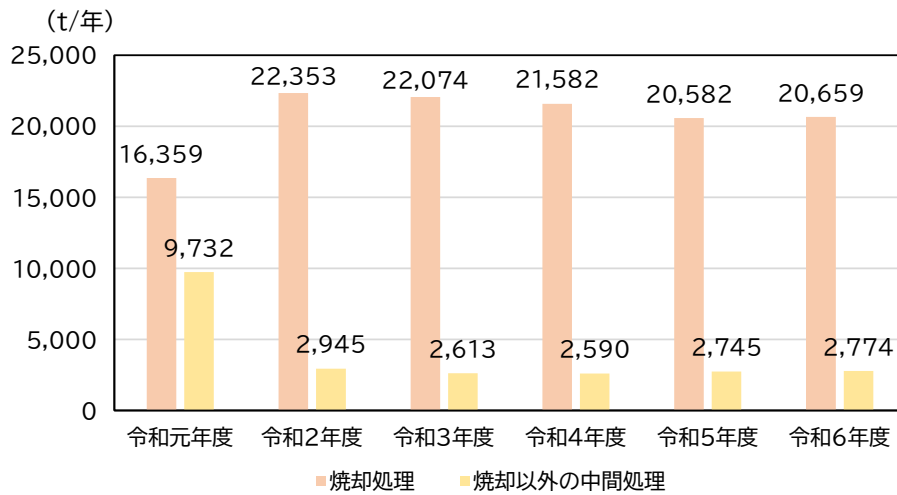


図 3-8 中間処理量

### 第3項 最終処分場の状況

#### (1) 最終処分場の概要

伊賀北部地域の最終処分場の概要は表 3-14(1)に示すとおりであり、青山地区の最終処分場の概要は表 3-14(2)に示すとおりです。

伊賀北部地域の最終処分場の残余容量は令和 6 年度末時点で 8,138m<sup>3</sup> となっています。

表 3-14(1) 最終処分場の概要(伊賀北部地域)

施設名称	不燃物処理場
所在地	伊賀市西高倉 4631 番地
埋立地面積	40,610m <sup>2</sup>
全体容量	150,000m <sup>3</sup>
型式	安定型埋立処分場
供用開始	昭和 52 年4月
処理対象 廃棄物	ブロック、瓦、コンクリート、石、土、砂、レンガ、 タイル
残余容量	8,138m <sup>3</sup>
受入状況	可
管理体制	直営

資料:不燃物処理場

表 3-14(2) 最終処分場の概要(青山地区)

施設名称	伊賀南部最終処分場
所在地	名張市下比奈知 737
埋立地面積	24,854m <sup>2</sup>
全体容量	190,630m <sup>3</sup>
構造	嫌気性埋立構造
供用開始	平成8年3月
処理対象 廃棄物	焼却残渣、不燃物残渣等
残余容量	860m <sup>3</sup>
受入状況	平成 20 年度一般搬入停止
管理体制	直営(伊賀南部環境衛生組合)

資料:伊賀南部環境衛生組合

## (2) 最終処分量

最終処分量は、表 3-15 及び図 3-9 に示すとおりです。令和元年度にさくらリサイクルセンター（固形燃料化施設）の廃止に伴い、最終処分量が令和元年度から 2 年度にかけて減少しています。

表 3-15 最終処分量

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直接最終処分	t/年	0	0	0	0	0	0
焼却残渣	t/年	128	53	67	68	59	51
焼却以外の施設	t/年	870	517	499	442	429	489
粗大ごみ処理施設	t/年	14	16	12	4	9	57
ごみ燃料化施設	t/年	55	0	0	0	0	0
資源化施設等	t/年	328	0	0	0	0	0
その他	t/年	473	501	487	438	420	432
外部委託先最終処分量	t/年	494	691	678	659	632	639
合計	t/年	1,492	1,261	1,244	1,169	1,120	1,179

※伊賀北部地域は最終処分を民間企業に委託しており、産業廃棄物と混在するため正確な処分量の把握は困難です。そのため、伊賀南部クリーンセンターの焼却量と最終処分量の比率を用いて、伊賀北部地域の焼却量実績から推定しています。

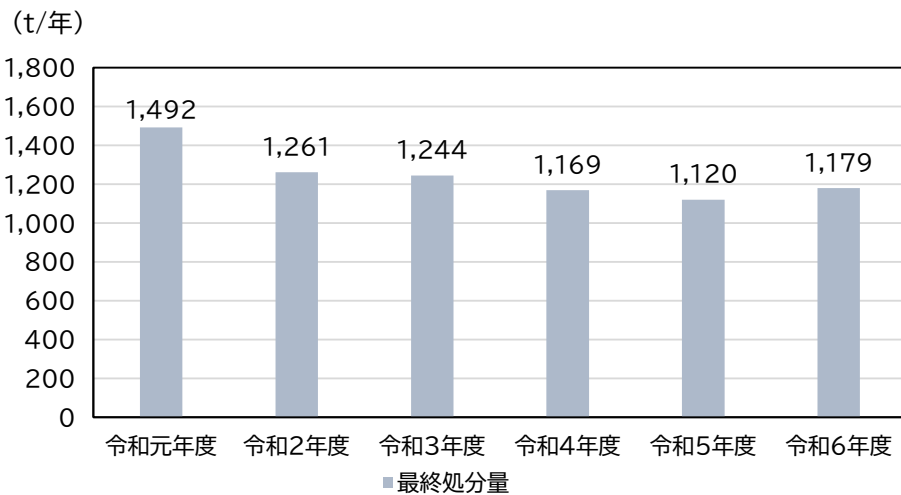


図 3-9 最終処分量

## 第7節 温室効果ガス排出量

伊賀北部地域の焼却処理は民間業者での処理であるため、本市単独での燃料等の使用量が把握できないため、それ以外の資源化ごみ処理施設及び最終処分場の温室効果ガス排出量を表3-16に示します。近年減少傾向を示しており、令和6年度に109,892 t-CO<sub>2</sub>となっています。

表3-16 温室効果ガス発生量

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
さくらリサイクルセンター資源棟	処理施設での燃料使用量等	軽油	ℓ	2,546	2,821	3,219	3,123
		温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	6,569	7,278	8,305	8,182
	残渣の輸送等に伴う燃料使用量等	購入電力量	kWh	259,340	300,540	247,610	238,590
		温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	115,406	133,740	110,186	100,924
不燃物処理場	埋立作業等での燃料使用量等	軽油	ℓ	290	305	364	100
		温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	748	787	939	262
	埋立作業等での燃料使用量等	軽油	ℓ	392	350	380	200
		温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	1,011	903	980	524
温室効果ガス排出量			t-CO <sub>2</sub>	123,734	142,708	120,410	109,892

注)令和3年度から集計開始。

資料:一般廃棄物処理実態調査

## 第8節 ごみ処理経費

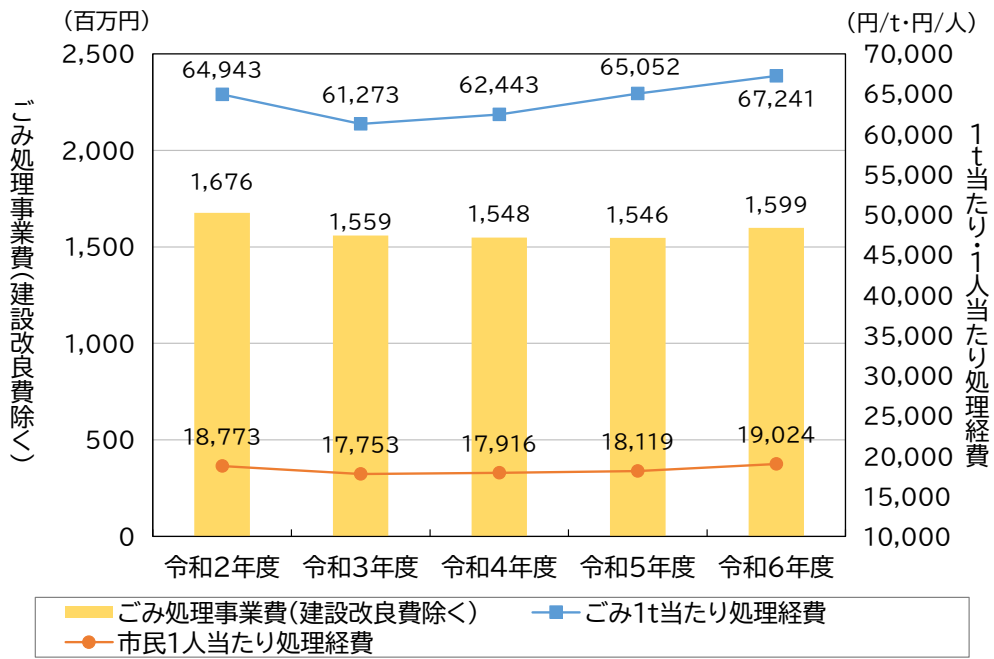
ごみ処理経費は、表3-17に示すとおりです。建設改良費を除いたごみ処理経費は図3-10に示すとおりであり、近年ごみ量が減少しているものの、ごみ処理経費（建設改良費除く）が増加しているのは、燃料費等の物価高騰によることも考えられます。ごみ1 t当たり・市民1人当たりのごみ処理経費も同様の傾向を示しており、令和6年度にごみ1 t当たり67,241円、市民1人当たり19,024円となっています。

表3-17 ごみ処理経費

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設改良費	109,645	349,090	27,032	155,923	128,849
工事費	109,645	97,608	14,311	150,563	117,392
収集運搬施設	44,470	45,798	14,311	49,132	62,370
中間処理施設	65,175	51,810	0	101,431	55,022
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
組合分担金	0	251,482	12,721	5,360	11,457
処理及び維持管理費	1,633,622	1,424,767	1,548,266	1,546,277	1,599,192
人件費	93,939	89,905	97,399	90,117	95,660
一般職	24,301	27,674	37,326	38,485	38,982
収集運搬	64,974	57,188	55,232	45,779	49,741
中間処理	2,208	2,413	2,416	3,302	3,699
最終処分	2,456	2,630	2,425	2,551	3,238
処理費	53,434	40,479	48,590	52,979	48,018
収集運搬費	40,715	29,208	34,138	38,684	32,222
中間処理費	11,703	8,083	13,947	13,722	15,442
最終処分費	1,016	3,188	505	573	354
車両等購入費	1,869	0	0	0	0
委託費	1,341,378	1,290,557	1,285,800	1,271,280	1,295,592
収集運搬費	1,194,495	1,141,819	1,143,425	1,126,953	1,083,552
中間処理費	146,330	148,149	141,781	137,647	211,349
最終処分費	553	589	594	657	691
その他	0	0	0	6,023	0
組合分担金	139,739	0	111,299	126,236	154,377
調査研究費	3,263	3,826	5,178	5,665	5,545
その他	42,096	133,842	0	0	0
総計	1,785,363	1,907,699	1,575,298	1,702,200	1,728,041
総計 (建設改良費除く)	1,675,718	1,558,609	1,548,266	1,546,277	1,599,192

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)



注) 市民1人当たりの処理経費の人口は、p. 22, 表3-4に示す人口で算出しています。

図3-10 ごみ処理経費の推移

## 第9節 ごみ処理の評価

### 第1項 国・県目標値及び前基本計画目標値の達成状況

国・県の目標値及び前基本計画の目標値等は表3-18に示すとおりです。

#### ① 国・県の目標値との比較

- ・ごみ排出量は、国の目標 22,655 t/年に対し、あと 1,176 t/年の削減が必要です。
- ・総ごみ量原単位は、令和6年度時点で目標を達成していますが、家庭系ごみ原単位は、国の目標 478 g/人・日に対し、あと 2.0 g/人・日の削減が必要です。
- ・再生利用率は、国の目標 26%に対し、あと 11.9 ポイントの拡大が必要です。
- ・最終処分量は、国の目標 1,111t/年に対して、あと 68t/年の削減が必要です。
- ・ごみ焼却量原単位については、令和12年度までに、あと 93.3 g/人・日の削減が必要です。

#### ② 前基本計画との比較

- ・生活系ごみ原単位、最終処分量は令和6年度時点で目標を達成していますが、事業系ごみはあと 7.60 t/日の削減、再生利用率はあと 5.9 ポイントの拡大が必要です。

表3-18 国・県目標値及び前基本計画目標値及び実績値

		廃棄物処理に基づく 基本方針 (令和7年策定) (国の目標①)	三重県循環型社会 形成推進計画 (令和3年策定) (県の見込み)	既存計画の 目標値 (平成28年策定)	実績値	
目標年度		令和12年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	
ごみ排出量	t/年	22,655 (令和4年度に対し、 約9%削減)	—	—	23,831 ×	(a)
総ごみ量原単位	g/人・日	—	902	—	777 ○	
生活系ごみ原単位	g/人・日	—	—	700	567 ○	
家庭系ごみ原単位	g/人・日	約478	—	—	480.0 ×	(b)
事業系ごみ日量	t/日	—	—	10.00	17.60 ×	(c)
再生利用率 (目標値以上)	%	約26 (出口側循環利用率)	27.3	20.0	14.1 ×	(d)
最終処分量	t/年	1,111 (令和4年度に対し、 約5%削減)	10,000 (三重県全体)	1,400	1,179 ×	(e)
ごみ焼却量原単位	g/人・日	約580	—	—	673.3 ×	(f)

注)実績値(令和6年度)において、達成しているものは○、未達成のものは×を示します。

## 第2項 三重県内市との比較

三重県内市との比較は、表3-19に示すとおりです。

○1人1日当たりのごみ排出量・生活系ごみ排出量・家庭系ごみ排出量、ともに平均値より低く、比較的優れています。

○1日当たりの事業系ごみ排出量は、経済状況に違いがあるため、参考として掲載しています。

○再生利用率は、最小値に近い値を示しています。資源化率の高い自治体は溶融スラグや焼却灰・飛灰のセメント原料化を行っています。

○1人1日当たりのごみ焼却量は、最小値であり、優れています。

表3-19 三重県内市との比較

		三重県								
		津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	亀山市
ごみ排出量	t/年	96,851	98,115	46,649	53,501	42,733	63,578	19,023	5,869	15,888
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	975	870	1,056	927	840	887	689	1,005	883
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	719	591	707	680	583	617	492	783	692
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源除く)	g/人・日	590	521	565	605	516	539	463	653	616
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	71.95	88.33	41.68	40.37	35.92	54.07	15.42	3.64	9.21
再生利用率	%	20.6	21.3	22.8	9.9	17.2	19.9	6.1	21.9	27.3
最終処分量	t/年	1,471	791	87	6,922	1,472	1,630	776	116	0
1人1日当たりのごみ焼却量	g/人・日	855	793	884	806	732	778	650	853	723

		三重県						全国	三重県		
		鳥羽市	熊野市	いなべ市	志摩市	伊賀市	鳥羽市		熊野市	いなべ市	
ごみ排出量	t/年	7,917	5,904	12,803	17,200	23,849	38,974,270	98,115	5,869	36,420	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,299	1,047	781	1,096	764	851	1,299	689	937	
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	766	861	596	776	572	592	861	492	674	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源除く)	g/人・日	642	718	556	682	485	475	718	463	582	
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	8.99	3.06	8.32	13.80	16.98	32,387.45	88.33	3.06	29.00	
再生利用率	%	17.6	34.2	23.7	15.6	9.8	19.5	34.2	6.1	19.0	
最終処分量	t/年	76	71	90	604	488	3,156,322	6,922	0	1,042	
1人1日当たりのごみ焼却量	g/人・日	1,158	778	651	936	650	690	1,158	650	803	

注) 最大値   最小値   で着色する。

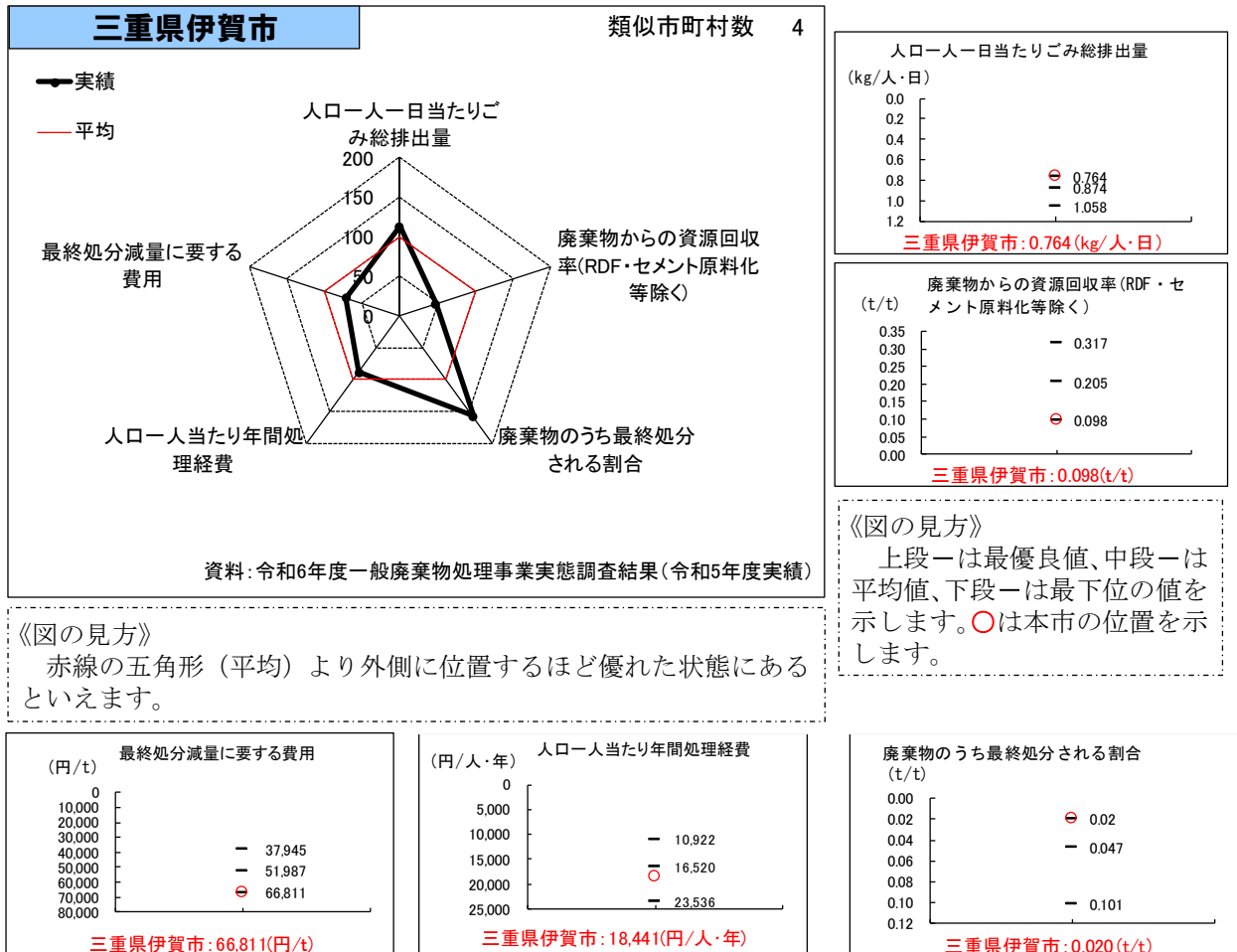
資料: 一般廃棄物処理実態調査(令和5年度)

### 第3項 システム指針（類似都市との比較）

廃棄物処理の状況の評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月〔平成25年4月改訂〕環境省）の考え方にに基づき、本市のごみ処理状況について全国の類似都市との比較を行います。

全国の類似都市平均との比較結果は、図3-11に示すとおりです。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」は優れており、「廃棄物のうち最終処分される割合」が特に優れています。それ以外の項目は向上にむけた取り組みを行っていく必要があります。



利用：システム評価支援ツール

注) 人口は、一般廃棄物処理事業実態調査結果（85,340人〔令和5年度〕）を用いて算出しています。

図3-11 全国類似都市との比較(令和5年度実績)

本市の類似市町村は、茨城県坂東市、栃木県真岡市、愛知県田原市となっています。

[類型市町村の概要]

都市形態	都市
人口区分	5万人以上～10万人未満
産業構造	第2次・第3次産業人口比 95%未満、第3次産業人口比 55%未満

## 第4章 ごみ処理の課題の抽出・整理

前基本計画において国・県が掲げる目標値に対して、達成ができなかった目標値（p. 35, 表 3-18 参照：ごみ排出量（a）、家庭系ごみ原単位（b）、事業系ごみ日量（c）、再生利用率（d）、最終処分量（e）、ごみ焼却量原単位（f））について、次のとおり課題を抽出・整理します。

### ① ごみの排出抑制・資源化における課題

ごみ排出量、家庭系ごみ原単位、事業系ごみ日量、再生利用率についての課題を抽出・整理します。

#### 現状及び課題

- ① 1人1日当たりの排出量は近年減少傾向を示しており（p. 22, 図 3-4 参照）、三重県内市や全国類似団体平均と比べても、本市は低く優れています（p. 36, 表 3-19、p. 37, 図 3-11 参照）。引き続き、ごみ排出量の削減に努める必要があります。  
(a) (b) (c) (e) (f)
- ② 事業系ごみは、増減を繰り返しています（p. 22, 図 3-4 参照）。事業系ごみの削減に努める必要があります。(c) (e) (f)
- ③ 令和6年度の資源化率は14.1%です（p. 35, 表 3-18 参照）。三重県内市平均19.0%[令和5年度]（p. 36, 表 3-19 参照）や全国平均19.5%[同]と比較すると、低い値を示しており、資源化率の向上を目指し、排出抑制・資源回収拡大に努める必要があります。  
(a) (b) (c) (d) (e) (f)
- ④ 「可燃ごみ」の組成調査（令和6年度：湿ベース）で、紙・布類は34.9%、合成樹脂類等は11.4%となっています（p. 24, 表 3-5 参照）。その中には分別すれば資源として再資源化できる「紙類」や「プラスチック製容器包装」の資源物が含まれていると見込まれます。分別徹底のため、再資源化に対する理解の醸成に努める必要があります。また、厨芥類（生ごみ）の比率も高くなっており、ごみ排出量削減のため生ごみの削減に努める必要があります。(a) (b) (c) (d) (e) (f)
- ⑤ 古紙類の再資源化については、分別収集及び資源回収活動とは別にスーパーマーケットやホームセンター等に設置の民間古紙回収ステーションが市内に数か所あり、独自の回収及び再資源化が行われています。これにより一部の家庭から排出される資源の量が把握できず、市の資源化量に計上されていないことも、資源化率が低減している要因と考えられます。(d)
- ⑥ 令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、市は市民や事業者の主体的な取り組みを促進するよう周知啓発に取り組む必要があります。(a) (b) (c) (d) (e) (f)
- ⑦ 令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に取り組む必要があります。  
(a) (b) (d) (e) (f)

#### 課題に対する方向性

- ・更なるごみの排出抑制や資源化のためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であり、排出されるごみの中には、分別すれば再資源化できるものや、生ごみが多く含まれていることから、ごみの排出抑制・資源化の必要性を十分に理解いただけるよう普及・啓発に努めていきます。⇒①②③④⑤に対する方向性
- ・資源ごみ回収量の増大のため、収集頻度や常設の回収拠点を設置（増設）による排出機会の増加などの取り組みについても検討を行っていきます。⇒③④⑤に対する方向性
- ・事業者に対して適正な分別や減量化・再資源化に関する情報の提供を行っていきます。⇒①②に対する方向性
- ・食品ロス削減に向け、市は市民や事業者の主体的な取り組みを促進するよう周知啓発に取り組んでいきます。⇒⑥に対する方向性
- ・「プラスチック資源循環促進法」に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討していきます。⇒⑦に対する方向性

## ② 中間処理における課題

ごみ排出量、家庭系ごみ原単位、事業系ごみ日量、再生利用率、ごみ焼却量原単位について、課題を抽出・整理します。

### 現状及び課題

- ⑧伊賀北部地域における中間処理施設のごみの性状分析をみると、金属類や容器包装プラスチックで不適合の割合が増加しています。割合として、令和6年度で金属類では10.07%、容器包装プラスチックでは30.37%となっており、資源化可能なものの混入がみられます。(a) (b) (c) (d) (f)
- ⑨伊賀北部地域の可燃系ごみ処理施設だったさくらリサイクルセンター（ごみ固形燃料化施設）は、ごみ中継施設に更新し、民間業者の焼却施設で処理を行っています。また、本市では、ごみ処理の広域化に向けごみ処理広域化検討協議会を設置し検討を行っています。(b) (d) (e) (f)
- ⑩さくらリサイクルセンター、伊賀南部クリーンセンターの供用開始はそれぞれ平成22年度、平成20年度であり、設備等の老朽化がみられます。(d)

### 課題に対する方向性

- ・更なる分別の必要性を継続して周知していきます。⇒⑧に対する方向性
- ・焼却施設の広域処理に関しては現在検討中であり、新処理体制までは現処理体制を継続し、適正な処理を図っていく必要があります。⇒⑨に対する方向性
- ・資源化ごみ処理施設は、点検補修などを行い、適正な処理に努めていく必要があります。⇒⑩に対する方向性

### ③ 最終処分における課題

最終処分量について、課題を抽出・整理します。

#### 現状及び課題

- ⑩「不燃物処理場」の埋立残余容量が残りわずか（約15年～20年）となっており、延命化のための更なる最終処分量の削減はもとより、埋立終了以降を見据えた安定的な処分体制の確保を検討する必要があります。（e）

#### 課題に対する方向性

- ・将来的な処分体制確保のため、委託処分を含めた次期最終処分場等の処分先確保を検討していきます。⇒⑩に対する方向性

## 第5章 ごみ処理基本計画の基本方針

国は「循環型社会形成推進基本計画」に基づき循環型社会の形成を推進しています。本市でも前基本計画に則ってごみの排出抑制と再資源化について取り組んできましたが、未だ前述のような課題を抱えているため、今後も引き続き循環型社会の形成を目指し、これらの課題解決に取り組んでいきます。

また、本計画期間において特筆することとして、市の可燃ごみ等中間処理の今後の方向性を検討していく必要があります。現在、本市のごみを処理しているさくらリサイクルセンターと伊賀南部クリーンセンターは、両施設とも地元との協定により操業期限が令和16年3月までとなっており、それまでに次期ごみ処理体制を構築する必要があります。

そのため、令和6年4月にごみ処理の広域化に向けた検討協議会を設置し検討を行っており、次期ごみ処理体制を構築して適正なごみ処理を継続していきます。

循環型社会の形成を進めるためには、市民・事業者・行政が互いに連携し、協力しながら共通の目標に向かって取り組むことが不可欠です。ごみの排出抑制及び再資源化の施策を着実に実現し、本市におけるごみの適正処理を継続していくために、次の3つの基本方針を定めます。

### 基本方針1:循環型社会の形成

循環型社会を形成することは、ごみの排出抑制や再資源化といった環境面だけにとどまらず、資源を効率的に循環させ、有効利用するという循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方により、地域経済の活性化や地域コミュニティの再生といった様々な地域課題の解決にもつながります。

そのため、地域の資源を効率的に循環させるシステムを構築するなど、持続可能で魅力的な地域づくりを目指す取り組みを市民、事業者、行政が互いに連携・協働して進めます。

### 基本方針2:さらなる4Rの推進

循環型社会の実現に向けて、ごみとなるものの受け取りを断る（Refuse：リフューズ）、ごみを減らす（Reduce：リデュース）、繰り返し使う（Reuse：リユース）、資源として再生利用する（Recycle：リサイクル）を引き続き推進します。

ごみのさらなる排出抑制・再資源化を図るため、重点的に『食品ロスの削減』と『再資源化率の向上』に取り組んでいきます。

### 基本方針3:適正なごみ処理体制の構築

国においては、持続的なごみの適正処理を確保するために、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めています。本市においても、ごみ処理広域化による効率的かつ持続可能な次期ごみ処理体制の構築を行い、適正なごみ処理体制を継続していきます。

# 第6章 ごみの発生量及び処理量の見込み

## 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）

本節では、新たな施策等を行わず、現状施策を維持した場合のごみ発生量及び処理量の見込みを予測します。

### 第1項 ごみの発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ごみ発生量（施策現状維持の場合）の推計結果は、表 6-1 及び図 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

			実績		将来	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	
人口(年度末人口)			人	84,060	79,441	74,749
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	13,908	12,418	11,127	
	不燃ごみ	t/年	114	94	79	
	埋立ごみ	t/年	357	345	323	
	粗大ごみ	t/年	347	415	442	
	合計	t/年	14,726	13,272	11,971	
	家庭系ごみ原単位	g/人・日	479.96	457.72	437.57	
	資源ごみ	t/年	2,632	2,612	2,516	
生活系ごみ	容器包装プラスチック	t/年	571	614	651	
	びん類	t/年	373	271	209	
	缶類(スチール缶、アルミ缶、スプレー缶)	t/年	27	44	44	
	ペットボトル	t/年	119	128	139	
	紙類、古紙類	t/年	701	699	636	
	布類、古布類、繊維類	t/年	245	286	294	
	体温計・温度計・蛍光管・電球類	t/年	1	1	1	
	乾電池類	t/年	7	12	14	
	金属類	t/年	567	531	501	
	廃食用油	t/年	7	6	5	
	小型家電	t/年	14	20	22	
	集団回収	t/年	48	66	62	
	合計	t/年	17,406	15,950	14,549	
	生活系ごみ原単位	g/人・日	567.31	550.08	531.80	
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	6,202	5,720	5,735	
	不燃ごみ	t/年	12	11	11	
	埋立ごみ	t/年	75	55	51	
	粗大ごみ	t/年	2	4	4	
	資源ごみ	t/年	134	157	150	
	びん類	t/年	30	47	40	
	金属類	t/年	104	110	110	
合計	t/年	6,425	5,947	5,951		
事業系ごみ日量	t/日	17.60	16.29	16.26		
総排出量	t/年	23,831	21,897	20,500		
総ごみ量原単位	g/人・日	776.71	755.17	749.32		

注) 将来人口は国立社会保障・人口問題研究所(令和5年)の値を使用

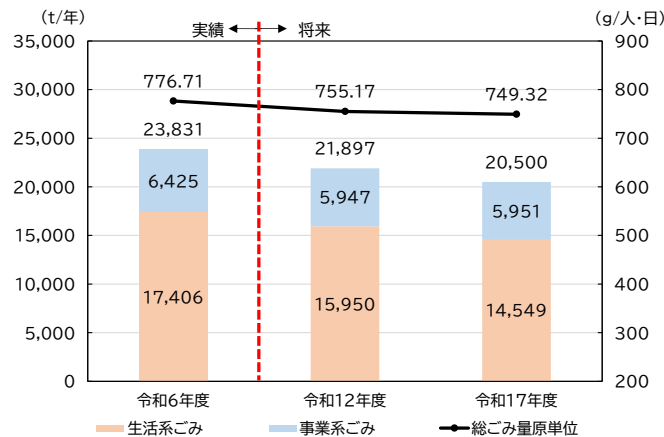


図 6-1 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

## 第2項 中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）

中間処理量の見込み（施策現状維持の場合）は、表 6-2 及び図 6-2 に示すとおりです。

表 6-2 中間処理量の見込み(施策現状維持の場合)

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却処理	t/年	20,659	18,808	17,568
直接焼却量	t/年	20,111	18,138	16,862
焼却以外の施設	t/年	274	335	353
粗大施設	t/年	198	301	320
資源化施設	t/年	76	34	33
ごみ焼却量原単位	g/人・日	673.3	648.6	642.1
焼却以外の中間処理	t/年	2,774	2,829	2,782
粗大ごみ処理施設	t/年	557	689	733
資源化施設	t/年	1,785	1,740	1,675
その他の施設	t/年	432	400	374
合計	t/年	23,433	21,637	20,350

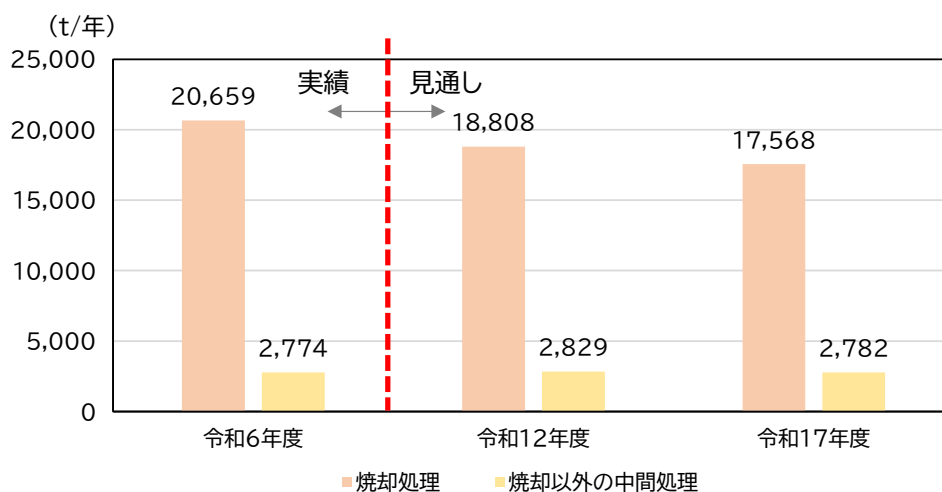


図 6-2 中間処理量の見込み(施策現状維持の場合)

### 第3項 最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）

最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）は、表 6-3 及び図 6-3 に示すとおりです。

表 6-3 最終処分量の見込み(施策現状維持の場合)

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却残渣	t/年	51	53	50
焼却以外の施設	t/年	489	412	386
粗大ごみ処理施設	t/年	57	12	12
その他	t/年	432	400	374
外部委託先最終処分量	t/年	639	575	536
合計	t/年	1,179	1,040	972

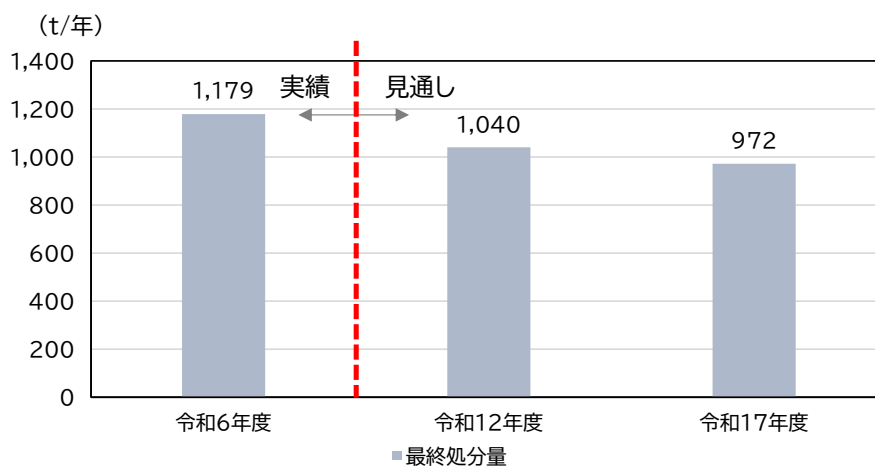


図 6-3 最終処分量の見込み(施策現状維持の場合)

## 第2節 目標値の設定

本計画での計画目標値は、表 6-4 に示すとおりとします。

表 6-4 本計画の目標値


		既存計画目標値	実績値	本計画目標値
目標年度		令和7年度	令和6年度	令和17年度
ごみ排出量	t/年	—	23,831	20,000 以下
家庭系ごみ原単位	g/人・日	—	480.0	420 以下
事業系ごみ日量	t/日	10.0	17.6	16.0 以下
再生利用率 (目標値以上)	%	20.0	14.1	20.0 以上
最終処分量	t/年	1,400	1,179	400 以下
ごみ焼却量原単位	g/人・日	—	673.3	615 以下


可燃ごみとして捨てられるごみの中には、まだ食べられる食品や、リサイクル可能な資源が含まれています。上記で示した計画目標値を達成するために、個別に設定した目標値を以下に示します。

### ① 生活系可燃ごみの排出抑制・再資源化目標

#### ○食品ロス量の削減

可燃ごみに含まれる生ごみの中には、食べ残しや未開封のまま廃棄される「食品ロス」に該当する物が一定量存在していると推計されます。国の計画では、令和 12 年度までに生活系食品ロス量 51.05 g/人・日を目指していることを受け、本市においても同じ数値目標を掲げます。その水準を令和 17 年度まで維持します。

令和6年度推計値	令和 17 年度目標値
62.10g/人・日	51.05g/人・日
	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">11.05g/人・日の削減</div>	


例えば1人1日当たり 11.05g 削減すると
1 週間でお茶碗 約 0.5 杯分の 食品ロスを減らせます

※お茶碗一杯のご飯:約 150g

○可燃ごみの中の布類廃棄量の削減

国の計画では、「家庭から廃棄される衣類の量について、令和2年度から12年度までに25%削減を目指す」としています。本市においてもリユース等の促進により、令和2年度の可燃ごみ中の布類 19.88g/人・日（推計値）から25%削減を目指します。その水準を令和17年度まで維持します。

令和6年度推計値	令和17年度目標値
20.40g/人・日	14.91g/人・日
5.49g/人・日の削減	

例えば1人1日当たり 5.49g 削減すると  
1か月で可燃ごみとして燃やされていた  
シャツ 約1枚分を減らせます




※半袖シャツ1枚:約150g

○ペットボトルの再資源化拡大

ペットボトルの再資源化回収量を全国平均(7.70g/人・日)に近づけることを目指し、可燃ごみとして処理されるペットボトルの分別をさらに行います。

令和6年度推計値	令和17年度目標値
3.88g/人・日	7.70g/人・日
3.82g/人・日の再資源化拡大	

例えば1人1日当たり 3.82g 分別すると  
1週間で可燃ごみとして燃やされていた  
ペットボトル 約1本分をリサイクルできます




※空ペットボトル 500ml:約30g

○紙類の再資源化の拡大

人口規模が比較的近い近隣市の紙類平均回収量 26.18g/人・日を目指します。

令和6年度推計値	令和17年度目標値
22.85g/人・日	26.18g/人・日
3.33g/人・日の再資源化拡大	

例えば1人1日当たり 3.33g 分別すると  
1日で可燃ごみとして燃やされていた  
A4用紙 約1枚分をリサイクルできます



※A4用紙1枚:約4g

② 事業系可燃ごみの排出抑制・再資源化目標

国の計画では、事業者には排出事業者責任の観点から、ごみ削減の取り組みが求められていることから、本市においても生活系可燃ごみの削減率と同程度の5%削減を目指します。

令和6年度値	令和17年度目標値
16.99t/日	14.89t/日
2.10t/日の削減	

### 第3節 ごみの発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合）

ここでは、「第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）」で予測したごみ量から、「第7章 減量化・資源化計画」の施策を実施し、目標を達成した場合のごみ発生量及び処理量の見込みを予測します。

#### 第1項 ごみの発生量の見込み（目標達成時の場合）

ごみ発生量（目標達成時の場合）の推計結果は、表6-5及び図6-4に示すとおりです。

表6-5 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)

			実績		将来	
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	
人口(年度末人口)			人	84,060	79,441	74,749
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	13,908	11,983	10,594	
	不燃ごみ	t/年	114	94	77	
	埋立ごみ	t/年	357	345	323	
	粗大ごみ	t/年	347	415	442	
	合計	t/年	14,726	12,837	11,436	
	家庭系ごみ原単位	g/人・日	479.96	442.72	418.01	
生活系ごみ	資源ごみ	t/年	2,632	2,700	2,831	
	その他プラスチック、硬質プラスチック	t/年	0	0	0	
	容器包装プラスチック	t/年	571	614	651	
	びん類	t/年	373	271	209	
	缶類(スチール缶、アルミ缶、スプレー缶)	t/年	27	44	44	
	ペットボトル	t/年	119	170	211	
	紙類、古紙類	t/年	701	699	636	
	布類、古布類、繊維類	t/年	245	286	294	
	体温計・温度計・蛍光管・電球類	t/年	1	1	1	
	乾電池類	t/年	7	12	14	
	金属類	t/年	567	531	501	
	廃食用油	t/年	7	6	5	
	小型家電	t/年	14	20	22	
	集団回収	t/年	48	66	62	
	合計	t/年	17,406	15,603	14,329	
	生活系ごみ原単位	g/人・日	567.31	538.11	523.76	
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	6,202	5,563	5,450	
	不燃ごみ	t/年	12	11	11	
	埋立ごみ	t/年	75	55	51	
	粗大ごみ	t/年	2	4	4	
	資源ごみ	t/年	134	157	150	
	びん類	t/年	30	47	40	
	金属類	t/年	104	110	110	
	合計	t/年	6,425	5,790	5,666	
事業系ごみ日量	t/日	17.60	15.86	15.48		
総排出量	t/年	23,831	21,393	19,995		
総ごみ量原単位	g/人・日	776.71	737.79	730.86		

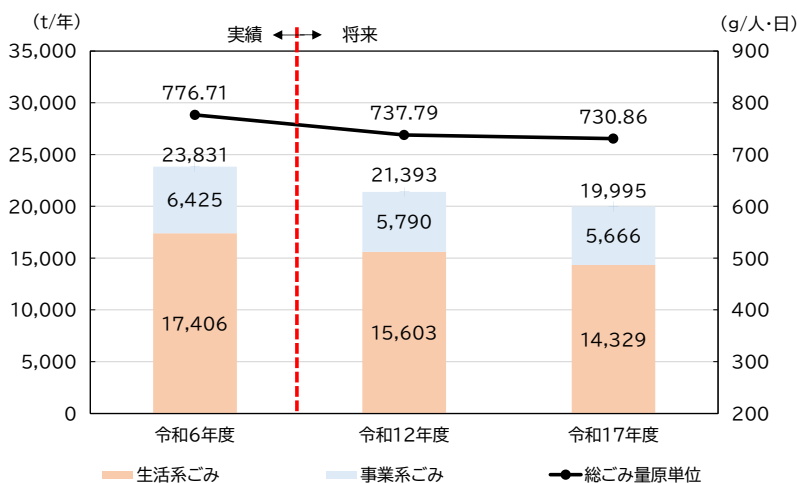


図6-4 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)

## 第2項 中間処理量の見込み（目標達成時の場合）

中間処理量の見込み（目標達成時の場合）は、表 6-6 及び図 6-5 に示すとおりです。

表 6-6 中間処理量の見込み(目標達成時の場合)

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却処理	t/年	20,659	18,218	16,758
直接焼却量	t/年	20,111	17,546	16,044
焼却以外の施設	t/年	274	336	357
粗大施設	t/年	198	301	320
資源化施設	t/年	76	35	37
ごみ焼却量原単位	g/人・日	673.3	628.3	612.5
焼却以外の中間処理	t/年	2,774	2,884	2,980
粗大ごみ処理施設	t/年	557	689	733
ごみ燃料化施設	t/年	0	0	0
資源化施設	t/年	1,785	1,795	1,873
その他の施設	t/年	432	400	374
合計	t/年	23,433	21,102	19,738

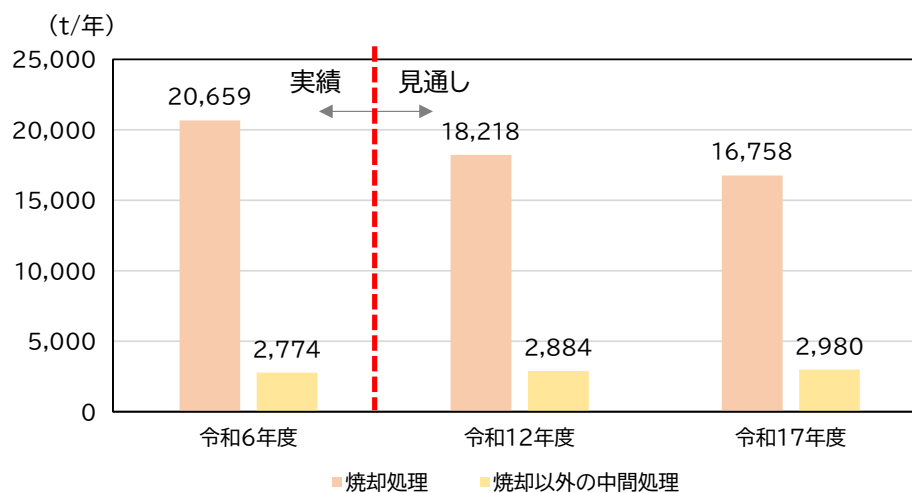


図 6-5 中間処理量の見込み(目標達成時の場合)

### 第3項 最終処分量の見込み（目標達成時の場合）

最終処分量の見込み（目標達成時の場合）は、表 6-7 及び図 6-6 に示すとおりです。

表 6-7 最終処分量の見込み(目標達成時の場合)

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却残渣	t/年	51	52	0
焼却以外の施設	t/年	489	412	386
粗大ごみ処理施設	t/年	57	12	12
その他	t/年	432	400	374
外部委託最終処分量	t/年	639	556	0
合計	t/年	1,179	1,020	386

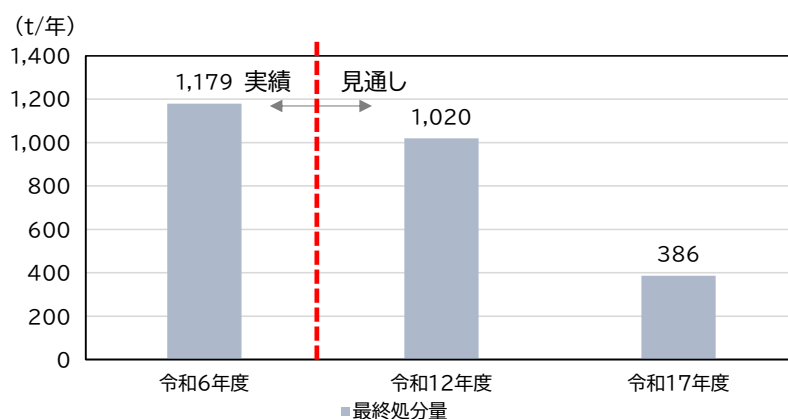


図 6-6 最終処分量の見込み(目標達成時の場合)

## 第7章 減量化・資源化計画

### 第1節 減量化・資源化の基本的な考え方

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動によって減っていく天然資源を守り、環境にかかる負担の低減を目指すため、国をはじめ本市も循環型社会を目指していきます。

循環型社会を形成していくためには、まず、製品等がごみになること自体を減らし、次に、ごみとして廃棄しなくてはならなくなった場合は、できるだけ資源として適正に利用し、最終的に利用できないものは適正にごみとして処理処分することが重要です。本市が目指すべき4Rを図7-1に示します。



図7-1 本市が推奨する4R


## 第2節 重点的な取り組み

本市の現状として、家庭や事業所から排出されるごみの量や、それらを再資源化している割合については、国の定める目標値に達していません。目標を達成するためには、市民・事業者・行政が協力し、ごみの排出抑制や資源化の促進に取り組むことが重要です。本節では、数ある施策の中でも、特に重点的に取り組む『食品ロス削減に向けた取り組み』と『再資源化率向上に向けた取り組み』について整理します。

### 第1項 食品ロス削減に向けた取り組み


本市では、家庭や事業所から排出されるごみの削減を目指し、重点施策の一つとして『食品ロス削減に向けた取り組み』を掲げます。以下に、その具体的な内容を示します。

#### ■市民の取り組み

区分	内 容
取組 1-1	<p>生ごみ・食品ロスの削減 <span style="float: right;">リデュース</span></p> <p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費量に見合った食材の購入・調理の実施 食材や食品は使いきる、食べきることを基本とし、食材は必要な分だけ購入し、食べる分だけ調理し、食べ残しをしないように努める。</li> <li>○「てまえどり」行動の実践 購入してすぐ食べるときは、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選び、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスの削減に努める。</li> <li>○生ごみ3きり運動（水きり・食べきり・使いきり）の継続 ①買った食材を使いきる「使いきり」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前に余分な水分を絞る「水きり」運動に努める。</li> <li>○賞味期限*・消費期限*の正しい理解 賞味期限・消費期限を正しく理解し適量を購入し、食品ロスの削減に資する購買行動に努める。 ※賞味期限：おいしく食べられる期限      ※消費期限：安全に食べられる期限</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>「てまえどり」ステッカー</p> </div>
取組 1-2	<p>フードドライブへの協力 <span style="float: right;">リデュース</span></p> <p>取組概要</p> <p>家庭における食品ロスを削減するため、フードドライブ*に協力する。 ※フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと</p>

注) **リフューズ** 断る、**リデュース** 発生抑制、**リユース** 再利用、**リサイクル** 再生利用 を示します。

## ■事業者の取り組み

区分	内 容
取組 2-1	食品ロス削減の推進〔対象:小売店等〕 <span style="float: right;">リデュース</span>
取組概要	<p>○食品ロスの削減 小売店の売り場において消費者である市民向けに食品ロス削減（「てまえどり」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」等）に関わる推奨・啓発を行うことで、小売店から排出される食品ロスの削減に努める。</p> <p>○ばら売り・量り売り、割引販売の推進 小売店等において、ばら売り・量り売り、割引販売を推進し、消費者が必要なものだけを購入できるよう取り組んでいく。</p> <p>○商品の発注精度の向上 販売データを活用し、適切な量の仕入れを図っていく。</p>
取組 2-2	食品ロスの再生利用及び再資源化〔対象:食品製造業者等〕 <span style="float: right;">リユース</span> <span style="float: right;">リサイクル</span>
取組概要	<p>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品製造業者等は、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する義務があり、最終的に残った食品廃棄物の再生利用（メタン・エタノールの原料等）や再資源化（飼料や肥料等）に取り組んでいく。</p>
取組 2-3	フードバンク活動の利用〔対象:製造業者、販売業者等〕 <span style="float: right;">リデュース</span>
取組概要	<p>食品ロスの削減に向け、フードバンク活動※の利用を検討する。</p> <p>※フードバンク活動:食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設などに無償に提供する活動</p> 
取組 2-4	30・10 運動の推進〔対象:飲食店等〕 <span style="float: right;">リデュース</span>
取組概要	<p>会食や宴会等で、「乾杯後 30 分は席を立たず料理をおいしく味わう時間。終了前 10 分は、残った料理、デザートをおいしく食べる時間」の 30・10 運動を推奨し食品ロスの削減に努める。</p>

## ■行政の取り組み

区分	内 容
取組 3-1	生ごみ・食品ロスの排出抑制・減量化の促進 <span style="float: right;">リデュース</span> <span style="float: right;">リサイクル</span>
取組概要	<p>生ごみ削減の取り組みとして「3きり運動」を推奨し、①買った食材を使いきる「使いきり」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」をする、生ごみの減量に向けた意識の向上を推進する。食品ロス（直接廃棄(手付かず食品)・過剰除去・食べ残し)についても、市民が主体的な取り組みを促進するよう、周知啓発に取り組んでいく。</p> <p>また、電動処理機やコンポスト容器等による生ごみの減量化・堆肥化を促進するため、「生ごみ処理容器購入費補助金事業」の継続と定期的な情報提供を実施していく。</p>

取組 3-2	フードバンク・フードドライブの促進	リデュース
取組概要	食品関連企業等から規格外の食材・食品や賞味期限が近づいた食品を寄付するフードバンクや、家庭から余った食品を寄付するフードドライブなどの活動紹介することにより、食品ロスの削減を図っていく。	

## 第2項 再資源化率向上に向けた取り組み

本市の課題である、再資源化率の低さに対応するため、今後は再資源化率の向上に向けて、市民・事業者・行政が同じ目標に向かい、協力して取り組むことが必要です。ここでは重点的な施策として、『再資源化率の向上に向けた取り組み』を掲げます。以下にその具体的な内容を示します。

### ■市民の取り組み



区分	内 容	
取組 1-3	分別排出の徹底	リサイクル
取組概要	<p>リサイクルの取り組みを進めるため、可燃ごみ（燃やすごみ）や埋立ごみ（燃やさないごみ）に含まれている再生可能な資源物（紙類、ペットボトル等）の更なる分別排出の徹底に努める。また、リチウムイオン電池など発火の危険性のあるごみについては、「資源・ごみ分別ガイドブック」に従い適切な排出に努める。</p> <p>ごみ減量・リサイクル等推進委員による、地域のごみ減量の指導・リサイクルの普及・啓発活動を図っていく。</p> <p>また、ルールが守られていないごみについては、地区と連携し、問題の解決に取り組んでいく。</p>	
取組 1-4	リサイクル活動への積極的参加	リサイクル
取組概要	<p>資源の分別収集はもとより再資源化に努めるとともに、地元の児童・PTA等の学校教育関係団体等が行っている集団回収活動の取り組みも積極的に参加・活動していく。</p>	



### ■事業者の取り組み

区分	内 容	
取組 2-5	循環資源活用の推進【対象:製造業者】	リデュース リサイクル
取組概要	<p>製品生産時には天然資源の使用量を抑え、リサイクル品を利用するなど、循環資源※の積極的な活用に努める。</p> <p>※循環資源：使い終えた製品を廃棄するのではなく、資源として循環させる考え方</p>	
取組 2-6	事業系ごみの分別徹底と資源化の推進【対象:全事業者】	リデュース リサイクル
取組概要	<p>事業所内での打合せ等の資料は、紙ベースの資料ではなくタブレット端末等を活用するなど、ペーパーレス化を推進する。また、事業活動で発生する紙類などは資源化に努め、事業系ごみの分別徹底を図っていく。</p>	

■行政の取り組み




区分	内 容	
取組 3-3	紙布類・ペットボトルの分別の推進	リサイクル
取組概要	可燃ごみ（燃やすごみ）に含まれる紙布類・ペットボトルを減らすため、資源化可能な紙布類・ペットボトルについて、広報いが、伊賀市ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して情報を発信し、可燃ごみ（燃やすごみ）の排出抑制と紙類への分別推進を図っていく。	
取組 3-4	プラスチック製容器包装の分別徹底	リサイクル
取組概要	可燃ごみ（燃やすごみ）にプラスチック製容器包装の混入が見受けられる。可燃ごみ（燃やすごみ）に排出されているプラスチック製容器包装の分別徹底と、プラスチック製容器包装で出されてしまう対象外のものの分別促進のため、適正な分別方法の周知啓発を行い、再資源化の推進を図っていく。	
取組 3-5	製品プラスチックの分別収集及び再資源化の促進	リサイクル
取組概要	「プラスチック資源循環促進法」の趣旨に沿い、プラスチックの分別収集及び再資源化の実施について、費用や再資源化ルート確保などのほか、様々な課題を踏まえつつ、効果的な資源循環体制の構築を図っていく。	
取組 3-6	未分別ごみに対する指導強化	リサイクル
取組概要	集積場（ごみステーション）に排出された可燃ごみ（燃やすごみ）や埋立ごみ（燃やさないごみ）に資源が混入していた場合、啓発シール貼付等によるごみの残置を行うなど、未分別ごみ排出者に対する指導の強化を行っていく。	
取組 3-7	資源再利用物回収活動支援の継続	リサイクル
取組概要	環境学習として登録団体（児童・PTA等の学校教育関係団体等）が行う集団回収に対して、今後も活動を推進するため、奨励金交付事業を継続し、市民の自主的な取り組みによる古紙リサイクルシステムを支援していく。	
取組 3-8	リユース(再使用)の促進	リユース
取組概要	市民のリユースに関する意識を高めるため、フリーマーケットの開催などリユース行動に繋がる情報発信を行っていく。 また、近年拡大しているスマートフォンアプリ等のインターネットを活用したリユースについても広報啓発活動を行っていく。	
取組 3-9	新規取り組み(プラスチック製品の分別収集など)への対応	リデュース リサイクル
取組概要	プラスチック製品の分別収集開始など、新しい取り組みを実施する際には、取り組みの実行に向け、取り組み推進モデル地区の選定、チラシ等での広報啓発を行い、市全域での実施に向け、取り組んでいく。	

### 第3節 その他の取り組み

前節の重点施策に加え、ごみ排出量の削減や資源化拡大に向けた施策は他にも考えられます。本節では、これらの『その他の取り組み』について整理します。

#### 第1項 市民の取り組み

市民は、ごみを発生しない・出さないために、ごみの排出抑制に向けた行動を実施し、資源や環境に配慮した生活に心掛けるなど、ライフスタイルの見直しに努めます。市民の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

区分	内 容
取組1-5	容器包装類の排出抑制 <span style="float: right;">リフューズ リデュース リユース</span>
取組概要	<p>○簡易包装や詰め替え商品購入の推進 使い捨て商品の購入を自粛し、簡易包装や詰め替え商品の購入に努める。</p> <p>○レジ袋やワンウェイカトラリー*の店頭受け取りの自粛 スーパーやコンビニエンスストア等での会計時に、レジ袋やワンウェイカトラリーの受け取りを自粛し、マイバッグやマイはし等の使用に努める。 *ワンウェイカトラリー: 割り箸やプラスチック製などの一度だけ使用した後に廃棄されることが想定されるスプーンやフォーク等</p> <p>○マイボトル等の持参 学校や外出先等に自分用の水筒、タンブラー等を持参し、飲料容器の使用自粛に努める。また、マイカトラリー（箸、フォーク、スプーン等）の持参により使い捨てプラスチック利用の自粛に努める。</p> 
取組 1-6	リユース(再利用)行動 <span style="float: right;">リユース</span>
取組概要	<p>各種団体が実施するフリーマーケット、リサイクルショップやスマートフォンアプリ等を活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡すなど、リユース行動に努める。</p> 
取組 1-7	無駄のない購買行動の実践 <span style="float: right;">リデュース</span>
取組概要	<p>買いすぎや使いきれないことで発生する手つかずの食品廃棄を減らすなど、無駄なものは買わない・貰わない、必要なもの・量だけを買うなどの購買行動に努める。</p> <p>また、商品の購入にあたっては、ごみができるだけ出ない商品や再生品を選択するなど、エシカル消費*の実践に努める。 *エシカル消費: 持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動</p> 
取組 1-8	製品等の長期利用 <span style="float: right;">リユース</span>
取組概要	<p>故障や破損した場合は、修理・補修して使用する等、物を大切にすることがごみの減量化に繋がるため、製品等の長期利用に努める。</p>

## 第2項 事業者の取り組み


事業者は、資源・環境に配慮した事業活動に向け、製品の製造、流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制に努めます。事業者の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

区分	内 容
取組 2-7	長寿命製品、詰め替製品等の製造販売推進〔対象:製造業者〕 <b>リデュース</b> <b>リサイクル</b>
取組概要	繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売に努める。
取組 2-8	簡易包装等の推進〔対象:全事業者〕 <b>リデュース</b> <b>リサイクル</b>
取組概要	<p>原材料の選択から製造工程、輸送工程における創意工夫や、需要量に応じた適切な生産の実施等、製造から流通・販売において、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みの実施に努める。</p> <p>特に製造業者においては、使い捨て製品の製造や商品の過剰包装・梱包を自粛し、包装材・梱包材使用量の削減に努める。</p>
取組 2-9	レジ袋やワンウェイカトラリーの店頭提供の自粛〔対象:小売店等〕 <b>リデュース</b>
取組概要	マイバッグやマイはし等を推奨し、レジ袋や使い捨てカトラリーの提供の自粛に努める。

## 第3項 行政の取り組み

市は、ごみの減量化を推進するとともに、様々な角度から市民、事業者の自主的な取り組みを支援し、行動に結びつく機運の醸成に努めます。

### ■市民取り組みの支援等

区分	内 容
取組 3-10	マイボトル・マイはし等の促進 <b>リデュース</b>
取組概要	ペットボトルやコンビニエンスストア等でもらう割り箸やスプーン・フォーク等を削減するため、イベントや出前講座、伊賀市ホームページや広報いがなどを通じて普及啓発に努めていく。
取組 3-11	ごみ分別アプリの普及・推進 <b>リデュース</b> <b>リサイクル</b>
取組概要	<p>ごみ・資源の収集日やごみの分け方・出し方をはじめ、ごみ処理行政に関する情報やよくある質問の配信など、内容の充実を図り、アプリの普及推進に努める。</p> 
取組 3-12	出前講座等の充実 <b>リデュース</b> <b>リサイクル</b>
取組概要	自治会等に働きかけを行い、「ごみ減量講習会」等を積極的に開催して、情報提供や意見交換する機会を増やしていく。ごみの分別や減量に役立つ暮らしのアドバイスなどを行い、市民の自発的な取り組みを支援する。

取組 3-13	定期的な情報発信	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>広報いがや回覧板、伊賀市ホームページ、ごみ分別アプリ、ケーブルテレビ等を活用し、ごみの減量化・リサイクルに関する意識向上のため、ごみの分別やリサイクルに関する情報について、年齢層など対象に合わせたわかりやすい情報を定期的に発信していく。また、リチウムイオン電池について、破損・変形等による発熱・発火の危険性を周知するとともに、排出方法等について定期的に情報発信を行っていく。食品ロスについても、市民が取り組みやすい事例の紹介など、定期的な情報発信を行っていく。</p> <p>ごみの分別・排出方法等に関するパンフレット「資源・ごみ分別ガイドブック」を定期的に見直していく。</p>		
取組 3-14	環境教育の充実	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>環境教育では、子どもの頃からごみや資源に関心を持ってもらうのが重要であり、ごみに対する意識の高揚を図るため、ビデオ教材や副読本等を利用し、小中学校等での環境教育の啓発活動、出前講座や施設見学会・体験学習等のイベントの開催を通じて循環型社会に関する環境教育の推進を図っていく。</p> <p>自治会や市民団体等を対象とした出前講座や学校の環境教育・環境学習に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発に努める。</p>		
取組 3-15	多言語による情報提供・啓発活動の充実	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>外国語版のごみ分別アプリやごみ収集カレンダーを活用して、多言語によるごみ分別や排出方法のルール等の周知啓発を行うとともに出前講座の開催などにより、適正なごみ分別の推進を図っていく。</p>		

### ■事業者取り組みの支援等

区分	内 容		
取組 3-16	事業系ごみの分別排出の徹底や資源化促進の啓発	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進について、広報いがや伊賀市ホームページ等の掲載や収集を行う許可業者と連携を行い、啓発を行う。</p>		
取組 3-17	事業者向けの定期的な情報発信	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>ごみの排出抑制や資源化を進めている事業者の先進的な取り組みを、伊賀市ホームページ等やイベント等において紹介し、広報啓発・情報提供を行っていく。</p>		
取組 3-18	事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発	リデュース	リサイクル
取組概要	<p>他自治体の事例などを調査研究し、本市の事業者が自主的・自発的に取り組むことができるよう、伊賀市ホームページ等での広報啓発を行っていく。</p>		

### ■その他

取組 3-19	ごみ処理手数料の適正化	リデュース
取組概要	<p>ごみ処理経費負担の公平化を図るためにも、周辺市町村の状況把握や課題事項などの調査・研究に努める。</p>	

## 第4節 実施スケジュール

それぞれの実施スケジュールを以下に示します。

### 【市民の取り組み】

取組 1-1	無駄のない購買行動の実践									
取組 1-2	生ごみ・食品ロスの削減									
取組 1-3	容器包装類の排出抑制									
取組 1-4	分別排出の徹底									
取組 1-5	リサイクル活動への積極的参加									
取組 1-6	製品等の長期利用									
取組 1-7	リユース(再使用)行動									
取組 1-8	フードドライブへの協力 <b>【新規】</b>									
	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
	 広報いが・伊賀市ホームページ・伊賀市公式SNS等を活用し、広報啓発									

### 【事業者の取り組み】

取組 2-1	簡易包装等の推進〔対象:全事業者〕									
取組 2-2	長寿命製品、詰め替製品等の製造販売推進〔対象:製造業者〕									
取組 2-3	循環資源活用の推進〔対象:製造業者〕 <b>【新規】</b>									
取組 2-4	事業系ごみの分別徹底と資源化の推進〔対象:全事業者〕									
取組 2-5	食品ロス削減の推進〔対象:小売店等〕									
取組 2-6	食品ロスの再生利用及び再資源化〔対象:食品製造業者等〕									
取組 2-7	フードバンク活動の利用〔対象:製造業者、販売業者等〕 <b>【新規】</b>									
取組 2-8	レジ袋やワンウェイカトラリーの店頭提供の自粛〔対象:小売店等〕									
取組 2-9	30・10 運動の推進〔対象:飲食店等〕 <b>【新規】</b>									
	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
	 広報いが・伊賀市ホームページ・伊賀市公式SNS等を活用し、広報啓発									

【行政の取り組み】

取組 3-1	生ごみ・食品ロスの排出抑制・減量化の促進
取組 3-2	紙布類・ペットボトルの分別の推進
取組 3-3	プラスチック製容器包装の分別徹底
取組 3-4	製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討
取組 3-5	未分別ごみに対する指導強化 <b>【新規】</b>
取組 3-6	資源再利用物回収活動支援の継続
取組 3-7	リユース(再使用)の促進
取組 3-8	マイボトル・マイはし等の促進 <b>【新規】</b>
取組 3-9	ごみ分別アプリの普及・推進
取組 3-10	定期的な情報発信
取組 3-11	出前講座等の充実
取組 3-12	環境教育の充実
取組 3-13	多言語による情報提供・啓発活動の充実
取組 3-15	事業系ごみの分別排出の徹底や資源化促進の啓発
取組 3-16	事業者向けの定期的な情報発信
取組 3-17	自主的・自発的な取り組みの啓発 <b>【新規】</b>
取組 3-18	フードバンク・フードドライブの促進 <b>【新規】</b>

令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17

取組 3-14	新規取り組み(プラスチック製品の分別収集など)への対応 <b>【新規】</b>
---------	---

開始2年前	開始年度

取組 3-19	適正なごみ処理手数料の検討
---------	---------------

令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17

## 第8章 ごみ処理基本計画

### 第1節 将来のごみ分別区分

将来の分別区分を表 8-1 に示します。現在、プラスチックについては、伊賀北部地域、青山地区ともに容器包装プラスチック類のみの分別区分ですが、「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、プラスチック製品の分別収集を検討します。

表 8-1 将来の分別区分

伊賀北部地域		青山地区		
燃えるもの	可燃ごみ	燃やすごみ		
	硬プラ・革製品類			
埋立ごみ(乾電池類、ライターを含む)		燃やさないごみ		
資源	びん類	無色透明	びん類	無色透明
		有色		茶色
				その他の色
	アルミ缶	(スチール缶、 小型家電製品 類含む)	缶類	
	金属類		金属類	
	ペットボトル		ペットボトル	
	容器包装プラスチック類		容器包装プラスチック類	
	プラスチック製品		プラスチック製品	
	紙・布類		古紙・古布類	
	廃食用油		廃食用油	
	小型家電製品類		使用済小型家電製品	
	水銀使用廃製品		体温計・温度計・蛍光管、 電球	
			乾電池類	
		ライター		
粗大ごみ		粗大ごみ		

## 第2節 収集運搬計画

### 第1項 収集運搬の基本方針

収集運搬量の変化に対応した収集体制の確保や、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

ごみの収集運搬に関しては、ごみ排出量が減少していく中で、現行での許可業者で適正な収集運搬が確保できているため、当面は現状の許可業者での体制を継続してまいります。

### 第2項 収集運搬体制

収集運搬体制は、基本的に現状どおりとします（表8-2(1)及び表8-2(2)参照）。

表8-2(1) 将来の収集運搬体制(伊賀北部地域)

種 類		排出方法	収集頻度	収集運搬体制
燃えるもの	可燃ごみ	指定ごみ袋	週2回	委託
	硬プラ・革製品類	50cm以下結束又は45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
燃えないもの(資源)	埋立ごみ	[危険物・テープ類]45ℓ以下袋、透明又は半透明 [ガラス・せともの・乾電池類ほか]回収箱	年6回	委託
	びん類	回収箱	月1回	委託
	アルミ缶	45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	金属類	90cm以下結束又は45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	ペットボトル	専用容器	月1回	委託
	容器包装プラスチック類	45ℓ以下袋、透明又は半透明	週1回	委託
	プラスチック製品	将来プラスチック製品の分別収集検討時に合わせて検討	週1回	委託
	紙・布類	[紙類]種類ごとに結束 [布類]45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	廃食用油	専用容器	年4回	委託
	小型家電製品類	専用回収ボックス	随時	直営
	水銀使用廃製品	専用回収ボックス	随時	直営
粗大ごみ			随時	直営

表 8-2(2) 将来の収集運搬体制(青山地区)

種 類	排出方法	収集頻度	収集運搬体制	
燃やすごみ	指定ごみ袋[青色の半透明の袋]	週2回	委託	
燃やさないごみ	45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託	
資源	びん類	コンテナ	月1回 委託	
	缶類	コンテナ	月1回 委託	
	金属類	コンテナ	年4回 委託	
	ペットボトル	コンテナ	月1回 委託	
	古紙・古布類*	[古紙類]種類ごとに結束 [古布類]45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
	廃食油	専用容器	年4回	委託
	体温計・温度計・蛍光管、電球	コンテナ	年4回	委託
	乾電池類	コンテナ	月1回	委託
	使用済小型家電製品	45ℓ以下袋、透明又は半透明	月1回	委託
回収箱		随時	直営	
容器包装プラスチック類	45ℓ以下袋、透明又は半透明	週1回	直営	
プラスチック製品	将来プラスチック製品の分別収集検討時に合わせて検討	週1回	委託	
ライター	専用容器	月1回	委託	
粗大ごみ		随時	委託	

注) \*桐ヶ丘地区は独自回収を実施

### 第3節 中間処理計画

#### 第1項 中間処理の基本方針

本市としては、将来のごみ処理広域化を基本理念とし、過渡期の対応として可燃ごみ処理を民間委託する等、適正な運転管理による安定的なごみ処理を推進していきます。

#### 第2項 中間処理体制

中間処理主体は、表 8-3 に示すとおりです。現状での処理主体での処理を継続しますが、ごみ処理広域化の動向により処理主体が変わる可能性があります。

表 8-3 処理主体

伊賀北部地域			処理主体	青山地区			処理主体
燃えるもの	可燃ごみ		伊賀市	燃やすごみ			伊賀南部 環境衛生組合
	硬プラ・革製品類						
埋立ごみ(乾電池類、ライターを含む)			伊賀市	燃やさないごみ			伊賀南部 環境衛生組合
資源	びん類	無色透明	伊賀市	びん類	無色透明	伊賀南部 環境衛生組合	
		有色			茶色		
	アルミ缶			缶類			
	金属類	(スチール缶、 小型家電製品 類含む)		金属類			
	ペットボトル			ペットボトル			
	容器包装プラスチック類			容器包装プラスチック類			
	プラスチック製品			プラスチック製品			
	紙・布類			古紙・古布類			
	廃食用油			廃食用油			
	小型家電製品類			使用済小型家電製品			
	水銀使用廃製品			体温計・温度計・蛍光管、 電球			
				乾電池類			
				ライター			
	粗大ごみ			伊賀市	粗大ごみ		

### 第3項 将来の中間処理量

将来の中間処理量は、表 8-4 及び図 8-1 に示すとおりです。将来の中間処理量は、目標達成時の場合の中間処理量となるため、p48「第 2 項 中間処理量の見込み（目標達成時の場合）」の中間処理量となります。

表 8-4 将来の中間処理量(目標達成時の場合) [ p 48, 表 6-6 再掲]

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却処理	t/年	20,659	18,218	16,758
直接焼却量	t/年	20,111	17,546	16,044
焼却以外の施設	t/年	274	336	357
粗大施設	t/年	198	301	320
資源化施設	t/年	76	35	37
ごみ焼却量原単位	g/人・日	673.3	628.3	612.5
焼却以外の中間処理	t/年	2,774	2,884	2,980
粗大ごみ処理施設	t/年	557	689	733
ごみ燃料化施設	t/年	0	0	0
資源化施設	t/年	1,785	1,795	1,873
その他の施設	t/年	432	400	374
合計	t/年	23,433	21,102	19,738

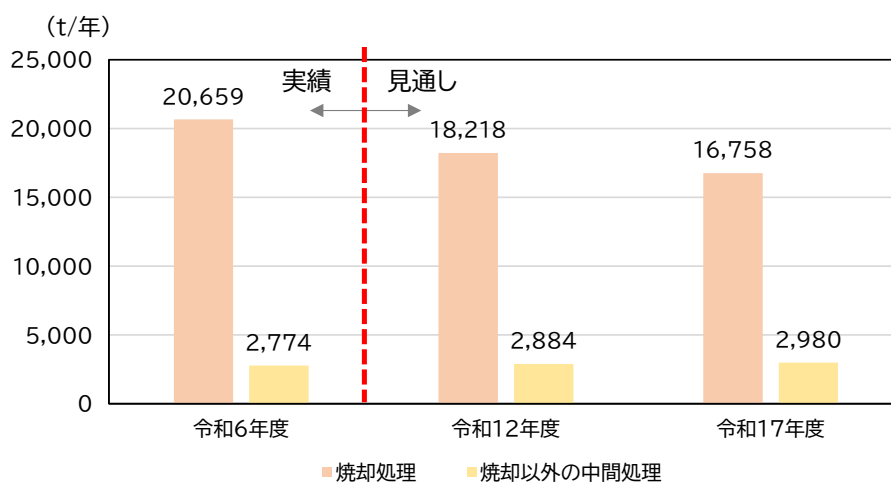


図 8-1 中間処理量の見込み(目標達成時の場合) [ p 48, 図 6-5 再掲]

## 第4節 最終処分計画

### 第1項 最終処分の基本方針

最終処分場の延命化のため、最終処分量の減量化・減容化のため、ごみそのものの排出抑制や資源化への転換が不可欠です。引き続き、市民や事業者のごみに対する意識の向上に努めていきます。

### 第2項 最終処分体制

最終処分は、基本的に現処分体制を継続していきます。次期最終処分場については、民間事業者等への委託を視野に入れ、最終処分体制の確保に努めていきます。

### 第3項 将来の最終処分量

将来の最終処分量は、表 8-5 及び図 8-2 に示すとおりです。将来の最終処分量は、目標達成時の場合の最終処分量となるため、p 49「第 3 項 最終処分量の見込み（目標達成時の場合）」の最終処分量となります。

表 8-5 将来の最終処分量(目標達成時の場合) [p 49, 表 6-7 再掲]

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却残渣	t/年	51	52	0
焼却以外の施設	t/年	489	412	386
粗大ごみ処理施設	t/年	57	12	12
その他	t/年	432	400	374
外部委託最終処分量	t/年	639	556	0
合計	t/年	1,179	1,020	386

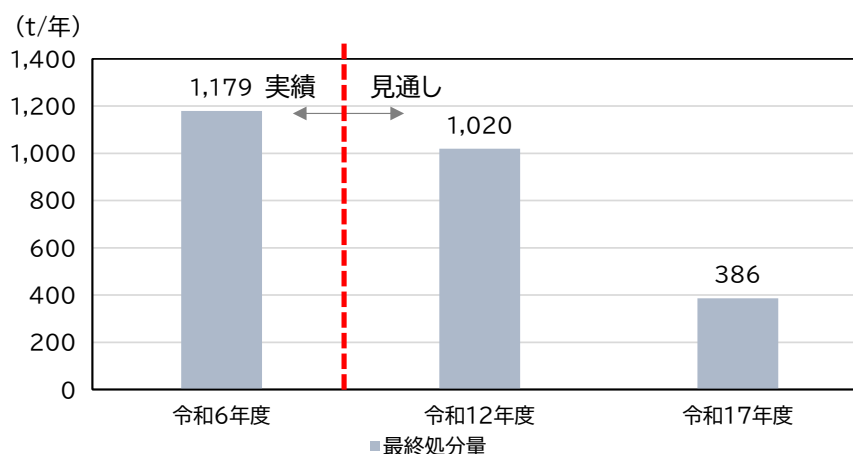


図 8-2 最終処分量の見込み(目標達成時の場合) [p 49, 図 6-6 再掲]

## 第5節 処理施設整備計画

---

### ① 中間処理施設

廃棄物処理の持続可能な適正処理を確保するため、中間処理施設等の広域化・集約化が進められています。

本市においても、ごみの処理広域化の検討を進め、ごみの適正処理を継続していきます。

### ② 最終処分場

本市の不燃物処理場は、残余容量が令和6年度末時点で8,138m<sup>3</sup>となっています。

そのため、現有最終処分場の延命化、次期最終処分場の整備、民間最終処分場への外部処分等の最終処分場のあり方について検討を行っていきます。

## 第6節 その他の計画

---

### 第1項 ごみ減量・リサイクル等推進委員会の運営

---

地域や事業者の代表と学識経験者で構成する「ごみ減量・リサイクル等推進委員会」を設置しています。委員会では、一般廃棄物の減量をはじめとする市が実施する施策について審議しています。

今後も意見交換や情報発信に努め委員会で出された意見については、ごみの減量や適正処理等の施策に反映していきます。

### 第2項 ごみ集積場の適正化

---

地域の環境美化やごみ収集の効率化を図るため、ごみ集積場の適正な維持管理を促進し、「集積場整備等補助金交付事業」を継続していきます。

### 第3項 不法投棄等への対応

---

「環境パトロール事業」や「不法投棄物等回収専用ごみ袋交付事業」を継続するとともに、不法投棄を防止するため、監視パトロールを強化し、防止看板の設置等により、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

不法投棄のおそれのある土地の所有者等に対しては、草刈、柵や防止看板の設置等の対策を呼び掛けるなど、土地の適正管理を推進していきます。

なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等に対して適正処理の指導を行うとともに、必要な措置及び支援を行っていきます。

### 第4項 処理困難物への対応

---

タイヤ等の国で指定する処理困難物、農薬や石油類などの有害性や危険性のあるもの、本市の処理施設で適正処理が困難なものについては、排出者が自ら販売店や専門業者へ処理依頼できるよう適正処理について案内等を行っていきます。

### 第5項 市外からの一般廃棄物の対応

---

市外から持ち込まれる一般廃棄物については、自治体間での調整が必要であり、持ち込まれる一般廃棄物の適切な監視や指導を継続していきます。

### 第6項 災害廃棄物への対応

---

災害廃棄物は一般廃棄物と定義されており、その処理責任は市町村にあります。

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的に、平成28年7月に「伊賀市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

本市が風水害及び震災を被った場合は、「伊賀市災害廃棄物処理計画」及び上位計画である「伊賀市地域防災計画」（令和7年2月修正 伊賀市防災会議）に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物の処理を行います。



### **Ⅲ. 生活排水処理基本計画**



# 第9章 生活排水処理の現況

## 第1節 生活排水処理の現況

### 第1項 生活排水処理の現況

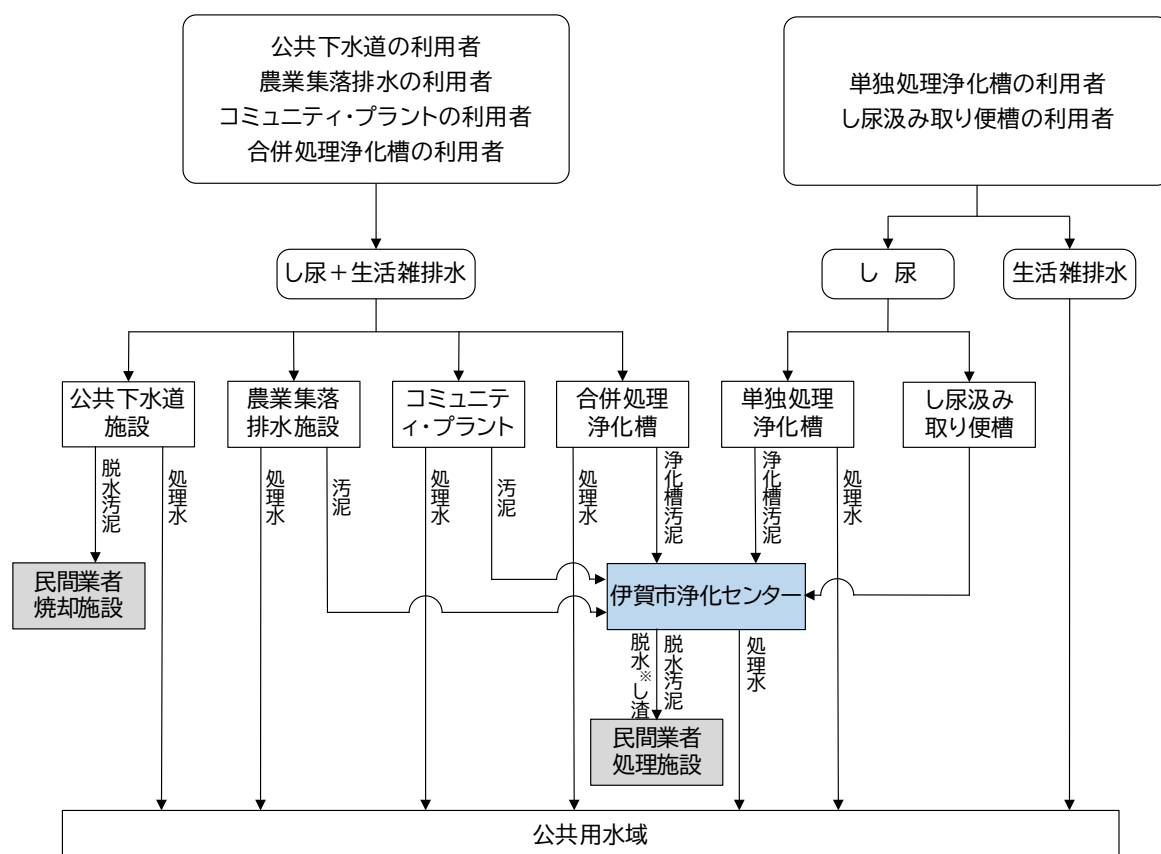
生活排水のうち、し尿の処理は、公共下水道等、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設のいずれかで行っています。また、生活雑排水の処理は、公共下水道等や合併処理浄化槽により行っています。

単独処理浄化槽世帯と非水洗化（し尿汲み取り便槽）世帯は減少しつつも存在し、生活雑排水の未処理放流が残っており、水質汚濁の原因となっています。

### 第2項 生活排水の処理体制

本市のし尿・生活雑排水の処理体系は、図9-1に示すとおりです。

し尿汲み取り便槽の世帯から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設から発生する汚泥は、「伊賀市浄化センター」で適正に処理を行っています。また、公共下水道施設から発生する汚泥は、脱水汚泥として適正に処理しています。



※し渣：し尿・浄化槽汚泥に混ざり込んでいるごみ（髪の毛、紙、食べ物の残り、繊維、ビニールなど）

注）「し尿+生活雑排水」はし尿と生活雑排水を一緒に公共下水道施設や農業集落排水施設等で処理します。単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽は、し尿しか処理できず、生活雑排水はそのまま公共用水域に流れます。

図9-1 生活排水の処理体系

### 第3項 生活排水の処理主体

生活排水等の処理主体は、表 9-1 に示すとおりです。

表 9-1 生活排水等の処理主体

処理施設の種類	生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽(市町村設置型)	し尿及び生活雑排水	市
住宅団地等の集中浄化槽	し尿及び生活雑排水	開発業者、自治会等
合併処理浄化槽(個人設置型)	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿及び浄化槽汚泥処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

資料:下水道課、伊賀市浄化センター

### 第4項 本市の組織体制

生活排水処理に係る、本市の組織体制を、図 9-2 に示します。

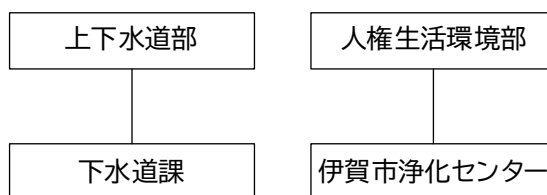


図 9-2 生活排水処理に係る組織体制(令和7年度)

## 第2節 生活排水の排出状況

### 第1項 処理形態別人口

処理形態別人口<sup>\*</sup>は、表9-2及び図9-3に示すとおりです。対象人口（総人口）が近年減少傾向を示しており、公共下水道・農業集落排水施設・コミュニティ・プラント・単独処理浄化槽・非水洗化の処理人口は減少傾向を示しています。合併処理浄化槽の処理人口は設置への転換を推進していることもあり、ほぼ横ばいを示しています。

※処理形態別人口：し尿等の処理方法別（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）の人口。

表9-2 処理形態別人口の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人口	94,274	93,363	92,460	91,682	90,572	89,262	87,794	86,418	85,340	84,060
生活排水処理人口	66,652	66,849	67,174	67,521	67,287	68,828	68,417	68,073	67,612	66,674
公共下水道	14,694	14,669	14,513	14,658	14,655	14,483	14,373	14,336	14,141	13,925
農業集落排水施設	13,994	14,111	14,067	14,029	13,648	13,820	13,707	13,552	13,230	12,952
コミュニティ・プラント	200	205	240	244	249	243	240	237	235	232
合併処理浄化槽	37,764	37,864	38,354	38,590	38,735	40,282	40,097	39,948	40,006	39,565
生活排水未処理人口	27,622	26,514	25,286	24,161	23,285	20,434	19,377	18,345	17,728	17,386
単独処理浄化槽	17,604	16,898	8,155	8,075	7,659	8,516	8,432	8,232	8,120	7,986
非水洗化	10,018	9,616	17,131	16,086	15,626	11,918	10,945	10,113	9,608	9,400

(単位:人)

資料:下水道課

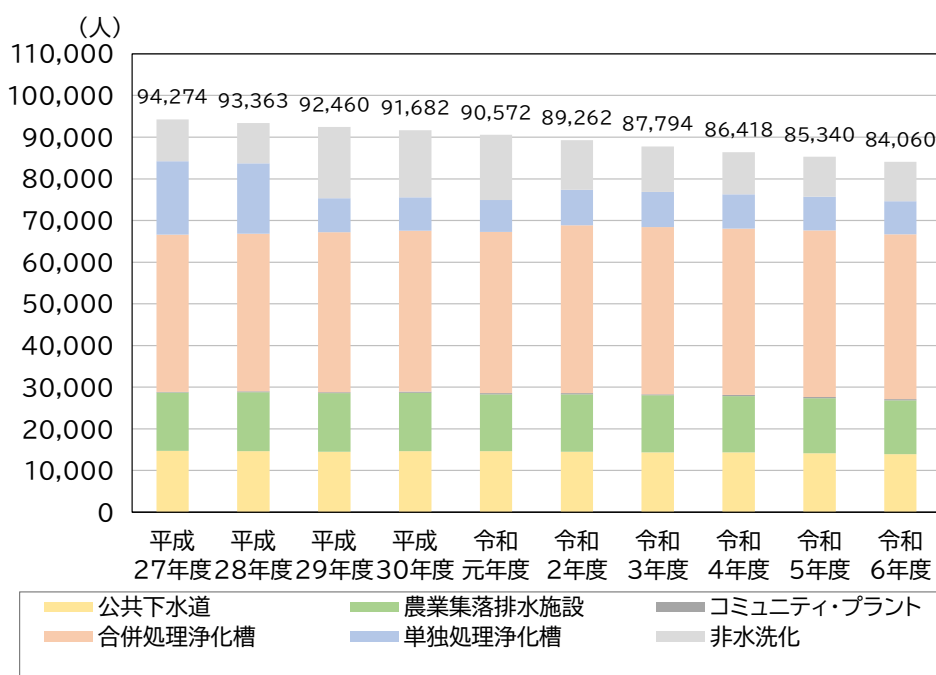
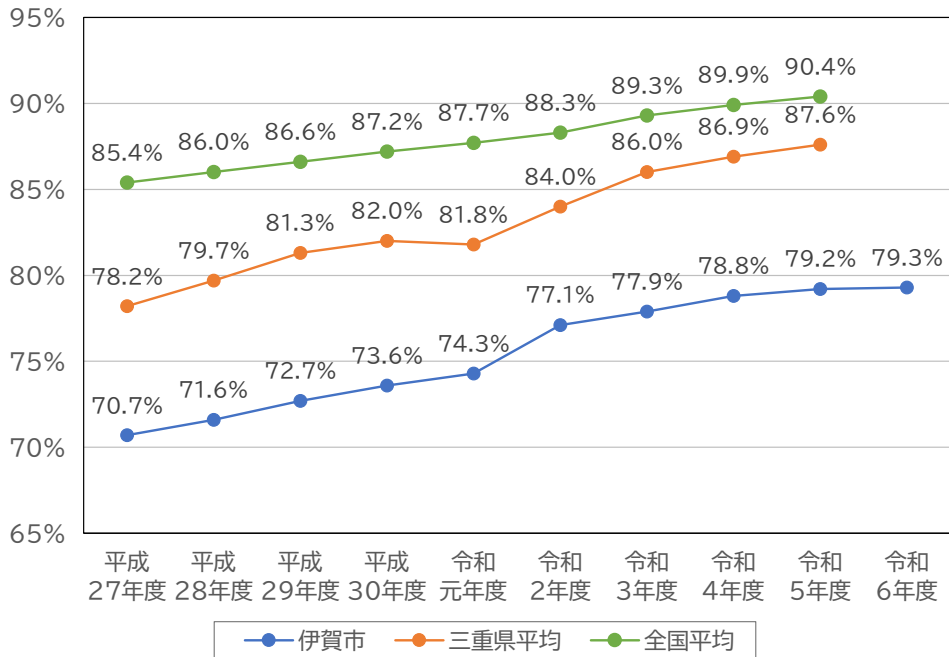


図9-3 処理形態別人口の推移

## 第2項 生活排水処理率

生活排水処理率<sup>\*</sup>は、図 9-4 に示すとおりです。本市の生活排水処理率は、増加傾向を示しており、令和 6 年度で 79.3%となっていますが、三重県平均、全国平均と比較すると、低い値を示しています。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口／対象人口（表 9-2 参照）



注)全国平均及び三重県平均の令和6年度値は、未確定。

資料:国・県は一般廃棄物処理実態調査

資料:市は表 9-2 より算出

図 9-4 生活排水処理率の推移

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥量の実績と性状

#### 第1項 し尿・浄化槽汚泥量の実績

し尿・浄化槽汚泥量は、表 9-3 及び図 9-5 に示すとおりです。汚泥等の全体量は令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和 6 年度には 62,383kℓ/年となっています。

表 9-3 し尿・浄化槽汚泥量の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	10,996	9,895	9,337	9,034	8,816	8,437	7,665	7,573	7,269	7,296
浄化槽汚泥	42,174	50,557	51,473	52,247	53,897	55,136	54,827	55,999	54,978	55,087
計	53,170	60,452	60,810	61,281	62,713	63,573	62,492	63,572	62,247	62,383

(単位:kℓ/年)

資料:伊賀市浄化センター

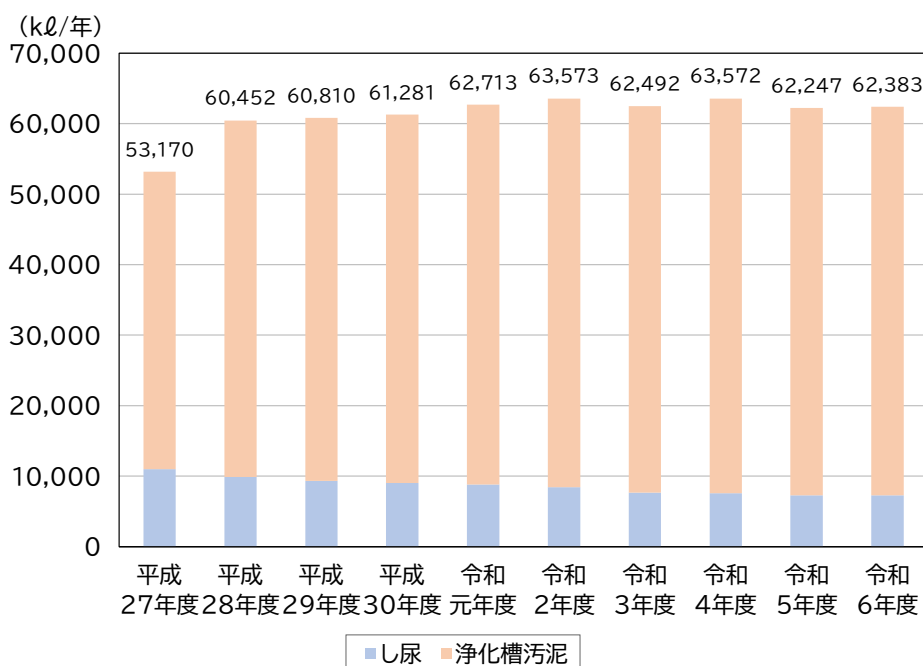


図 9-5 し尿・浄化槽汚泥量の推移

#### 第2項 し尿・浄化槽汚泥の性状

し尿・浄化槽汚泥の性状は、表 9-4 に示すとおりです。

表 9-4 し尿・浄化槽汚泥の性状(投入液)

分析項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
水素イオン濃度(pH)	pH	6.9(20℃)	6.6(17℃)	6.9(20℃)	6.4(21℃)	6.7(22℃)	
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	4,900	2,100	560	1,900	1,200	令和3年度から溶解性生物学的酸素要求量
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	2,900	230	260	360	340	令和3年度から溶解性化学的酸素要求量
浮遊物質(SS)	mg/ℓ	5,000	5,800	5,000	6,700	4,400	
全蒸発残留物	%	0.73	0.76	0.65	0.99	0.62	
アンモニア性窒素	mg/ℓ	270	250	240	290	220	令和3年度からS-NH <sub>4</sub> -N
窒素含有量	mg/ℓ	580	250	250	330	230	令和3年度から溶解性窒素含有量
燐含有量	mg/ℓ	100	47	35	83	38	令和3年度から溶解性燐含有量
カルシウム	mg/ℓ	120	22	12	2	34	令和3年度から溶解性カルシウム
塩化物イオン	mg/ℓ	210	250	220	190	230	

資料:伊賀市浄化センター

## 第4節 水洗化の状況

### 第1項 公共下水道の状況

#### (1) 公共下水道の概要

公共下水道は、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上等快適な生活環境を保持していく上で大きな役割を担っています。

表 9-5 公共下水道の処理区域等

施設の名称	処理区域	整備面積 (ha)	計画人口 (人)	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
上野新都市浄化センター	伊賀市ゆめが丘	161.0	4,480	1,718

資料: 下水道課

表 9-6 特定環境保全公共下水道の処理区域等

施設の名称	処理区域	整備面積 (ha)	計画人口 (人)	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
柘植浄化センター	柘植町(岡鼻、小林、柘植青葉台、倉部、上町、下町、前川、山出)、野村、中柘植、上村	120.2	2,740	1,159
せせらぎ浄化センター	▼西部処理区 下柘植(上市場、中出、物堂、南出)、愛田、楯岡、新堂、御代、柏野、川西、西之澤、川西青葉台 ▼河合処理区 円徳院、川合、阿山ハイツ、大江、馬場、田中、馬田、千貝、石川の一部、波敷野、東山タウン	249.1	6,220	2,393
希望ヶ丘浄化センター	希望ヶ丘西、希望ヶ丘東	60.5	1,400	530
島ヶ原浄化センター	島ヶ原の一部(町、山菅、川南、中村(桜ヶ丘地区))	73.4	1,550	583

資料: 下水道課

#### (2) 公共下水道の接続状況

本市の公共下水道は、木津川上流水域流域別下水道の一環として本市が行っている事業です。特定環境保全公共下水道が平成2年度に柘植処理区、公共下水道が平成3年度に新都市処理区で整備に着手し、平成9年度からそれぞれ供用開始し、以降毎年区域の拡大を図ってきました。

本市の公共下水道事業(特定環境保全公共下水道含む)は、表9-7に示すとおりです。令和6年度末の普及率は19.3%、水洗化率は85.7%となっています。

表 9-7 公共下水道事業(特定環境保全公共下水道含む)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体計画面積	ha	629.6	632.8	664.2	664.2	664.2
整備面積	ha	629.6	632.8	632.8	632.8	632.8
行政区域内人口	A 人	89,262	87,794	86,418	85,340	84,060
処理区域内人口	B 人	17,118	16,908	16,594	16,437	16,243
水洗化人口	C 人	14,483	14,373	14,336	14,141	13,925
普及率	B/A %	19.2	19.3	19.2	19.3	19.3
水洗化率	C/B %	84.6	85.0	86.4	86.0	85.7
処理水量	m <sup>3</sup> /年	2,053,214	2,129,854	2,097,732	2,039,316	1,969,087

資料: 下水道課

## 第2項 農業集落排水の状況

### (1) 農業集落排水の概要

農業集落排水施設は、農村生活環境の整備と農業用排水路の水質保全を目的とし、し尿・生活雑排水等を処理しています。

表 9-8 農業集落排水の処理区域等

施設の名称	処理区域	処理面積 (ha)	計画人口 (人)	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
上之庄地区農業集落排水処理施設	上之庄の一部、山出の一部	20.0	639	173
朝屋百田地区農業集落排水処理施設	朝屋の一部、長田の一部	20.0	668	180
下友生地区農業集落排水処理施設	下友生の一部	12.0	599	162
桂地区農業集落排水処理施設	桂の一部	2.9	182	52
古山地区農業集落排水処理施設	菖蒲池、古山界外、鍛冶屋、東谷、蔵縄手、安場の一部、湯屋谷	64.1	1,421	384
府中第3地区農業集落排水処理施設	外山の一部、坂之下、東条、西条、山神、土橋の一部	27.3	860	232
比自岐地区農業集落排水処理施設	摺見、比自岐、岡波	30.4	1,016	274
府中第2地区農業集落排水処理施設	千歳の一部、一之宮の一部	59.9	2,498	674
西高倉地区農業集落排水処理施設	西高倉の一部	59.9	1,272	343
府中第1地区農業集落排水処理施設	服部町の一部、印代、土橋の一部	39.7	2,388	645
猪田地区農業集落排水処理施設	猪田の一部、山出の一部、笠部	81.9	1,974	533
長田地区農業集落排水処理施設	長田の一部	25.8	1,212	327
花之木地区農業集落排水処理施設	大野木、大内、法花、七本木	79.8	1,959	529
西山地区農業集落排水処理施設	西山の一部	25.5	517	140
神戸地区農業集落排水処理施設	上神戸、下神戸、栢川、上林、古郡、比土	123.0	2,594	700
花垣地区農業集落排水処理施設	予野、大滝、白檜、治田	54.0	1,460	394
依那古地区農業集落排水処理施設	依那具、城ヶ丘、市部、才良、沖、上郡、下郡、下郡南、森寺	82.9	2,720	734
壬生野東部浄化センター	山畑の一部、川東の一部	69.7	1,440	389
上三ヶ区地区農業集落排水処理施設	島ヶ原の一部(大道、奥村、中村(桜ヶ丘地区を除く))	46.3	771	208
中矢第1地区農業集落排水処理施設	島ヶ原の一部(中矢(高坂地区を除く))	13.4	360	97
中矢第2地区農業集落排水処理施設	島ヶ原の一部(中矢(高坂地区))			
鞆田地区農業集落排水処理施設	上友田、中友田、下友田	51.0	1,377	372
平田地区農業集落排水処理施設	平田の一部	5.8	460	124
真泥地区農業集落排水処理施設	真泥の一部	7.1	382	103
奥馬野地区農業集落排水処理施設	奥馬野の一部	4.6	144	39
広瀬川北地区農業集落排水処理施設	広瀬の一部、川北	16.5	352	99
山田南地区農業集落排水処理施設	出後、富岡、平田の一部、真泥の一部	34.0	1,196	330
合 計		1,057.5	30,461	8,237

資料：下水道課

### (2) 農業集落排水の状況

本市の農業集落排水事業は、表 9-9 に示すとおりです。令和 6 年度末の接続率は 86.1%となっています。

表 9-9 農業集落排水事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体計画面積	ha	1,057.5	1,057.5	1,057.5	1,057.5	1,057.5
整備面積	ha	1,057.5	1,057.5	1,057.5	1,057.5	1,057.5
処理区域内人口	A 人	16,414	16,013	15,661	15,378	15,035
接続人口	B 人	13,820	13,707	13,552	13,230	12,952
接続率	B/A %	84.2	85.6	86.5	86.0	86.1
処理水量	m <sup>3</sup> /年	1,758,302	1,712,847	1,658,362	1,602,037	1,598,870

資料：下水道課

### 第3項 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備状況

公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備状況を表9-10に示します。

表9-10 生活排水処理施設の整備状況

地区	処理区	事業種別	供用開始年月
島ヶ原地区	上三ヶ区	農業集落排水	平成14年 4月
	中矢	農業集落排水	平成15年 4月
	島ヶ原	特定環境保全公共下水道	平成13年10月
上野地区	西山	農業集落排水	平成18年 4月
	西高倉	農業集落排水	平成14年 8月
	府中第2	農業集落排水	平成12年 8月
	府中第3	農業集落排水	平成11年 8月
	府中第1	農業集落排水	平成13年 8月
	長田	農業集落排水	平成15年 8月
	朝屋百田	農業集落排水	平成 7年 4月
	上之庄	農業集落排水	平成 5年 4月
	花之木	農業集落排水	平成18年 4月
	下友生	農業集落排水	平成 7年 8月
	新都市	公共下水道	平成 9年 4月
	猪田	農業集落排水	平成15年 8月
	依那古	農業集落排水	平成27年 1月
	古山	農業集落排水	平成10年 8月
	花垣	農業集落排水	平成27年 1月
	比自岐	農業集落排水	平成12年 4月
	神戸	農業集落排水	平成25年 1月
	桂	農業集落排水	平成 7年 8月
伊賀地区 阿山地区	柘植	特定環境保全公共下水道	平成 9年10月
	鞆田	農業集落排水	平成17年 8月
	壬生野東部	農業集落排水	平成10年 6月
	希望ヶ丘	特定環境保全公共下水道	平成19年 6月
	せせらぎ	西部	特定環境保全公共下水道
河合		特定環境保全公共下水道	平成17年12月
大山田地区	平田	農業集落排水	昭和61年 5月
	真泥	農業集落排水	平成 3年 5月
	山田南	農業集落排水	令和 2年 7月
	広瀬・川北	農業集落排水	平成18年 9月
	奥馬野	農業集落排水	平成16年 1月

資料:下水道課

## 第5節 浄化槽設置整備事業

生活雑排水などによる水質汚濁を防止するため、対象地域において合併処理浄化槽を設置する場合、伊賀市浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。その制度の概要を表9-11に示します。

表9-11 伊賀市浄化槽設置整備事業補助金

対象地域	次の区域を除く伊賀市内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道整備区域を除く。</li> <li>・農業集落排水処理区域を除く。</li> <li>・大型合併処理浄化槽を利用して共同処理される住宅団地において、大型合併処理浄化槽に接続できる区域を除く（設置後30年を超え廃止が確定している大型合併処理浄化槽を除く）。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの居住の用に供する専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する伊賀市に住所を有する者（法人を除く）または実績報告書提出時に伊賀市に転入したことを証す住民票の提出を確約する者（法人を除く）</li> <li>・販売目的の合併処理浄化槽付き住宅の購入者（建築業者があらかじめ補助対象事前協議を済ませ協議のあった年度と同年度の住宅の購入者に限る。</li> <li>・中心市街地区域において、店舗または店舗併用住宅に合併処理浄化槽を設置する伊賀市に住所を有する者（法人の場合は代表者）または実績報告書の提出時に伊賀市に転入したことを証す住民票の提出を確約する者（法人の場合は代表者）</li> <li>・住宅団地等全体の汚水、雑排水を共同処理する廃止予定の大型合併処理浄化槽に排水が接続された、自らの居住の用に供する専用住宅に、大型合併処理浄化槽の使用を廃止し個別に合併処理浄化槽を設置する伊賀市に住所を有する者（法人を除く）または実績報告書提出時に伊賀市に転入したことを証す住民票の提出を確約する者（法人を除く）</li> </ul> <p>注）団地内の大型合併処理浄化槽から個別合併処理浄化槽への転換を補助対象とする場合、大型合併処理浄化槽の廃止を市に確約したものに限る。</p>

資料：下水道課

## 第6節 生活排水の広報啓発

本市では、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の必要性等について、市民に周知を図るため、表9-12に示すとおり、定期的に普及啓発活動を実施しています。

表9-12 普及啓発の活動状況

活動内容	活動状況
流域河川の清掃奉仕	・年1回久米川沿いのクリーンウォーキングを実施
広報等による啓発	・広報いが、伊賀市ホームページ、伊賀市公式SNSを利用した啓発を実施
講演会・シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の実施</li> <li>・年1回の生活排水対策セミナーを実施</li> </ul>
マスコミへの協力依頼	・クリーンウォーキング開催時は報道を依頼
啓発用パンフレット等の作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久米川流域地域へのパンフレットの作成、配布</li> <li>・合併処理浄化槽普及啓発のため、浄化槽補助金の周知チラシの作成、配布</li> <li>・し尿、汚泥引抜き時に個人宅へのチラシ配布</li> </ul>
浄化槽の適正管理の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の日にあわせ「浄化槽の相談会」を開催し、浄化槽設置に関する相談及び適正管理の啓発を実施</li> <li>・市民夏のにぎわいフェスタにおいて、浄化槽設置に関する相談及び適正管理の啓発を実施</li> <li>・生活排水対策セミナー時に啓発</li> </ul>

## 第7節 収集・運搬の状況

### 第1項 収集方法等

し尿は直営と許可業者により、浄化槽汚泥については許可業者により、収集運搬を行っています（表9-13参照）。

なお、し尿・浄化槽汚泥の許可業者は4社（令和7年4月時点）となっています。

表9-13 し尿・浄化槽汚泥の収集方法等

種類	収集形態	区域	収集回数	処理施設
し尿	直営	上野支所管内 (一部地域を除く)	月1回 随時	伊賀市浄化センター
	許可業者	伊賀市全域	随時	
浄化槽汚泥				

資料：「令和7年度 伊賀市一般廃棄物処理実施計画」

### 第2項 収集運搬量

収集運搬量は、表9-14に示すとおりであり、し尿・浄化槽汚泥量（排出量）と同量となります。

表9-14 収集運搬量の実績【p. 73, 表9-3再掲】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	10,996	9,895	9,337	9,034	8,816	8,437	7,665	7,573	7,269	7,296
浄化槽汚泥	42,174	50,557	51,473	52,247	53,897	55,136	54,827	55,999	54,978	55,087
計	53,170	60,452	60,810	61,281	62,713	63,573	62,492	63,572	62,247	62,383

(単位:kℓ/年)  
資料：伊賀市浄化センター

## 第8節 し尿・浄化槽汚泥の処理、処分の状況

### 第1項 中間処理の状況

#### (1) 中間処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥は「伊賀市浄化センター」で処理し、公共用水域に放流しています。施設概要を表 9-15 に示します。また、リン回収装置を備え、取り出したリンは民間業者が肥料に加工し資源として再利用しています。

表 9-15 し尿処理施設の概要

施設名称	伊賀市浄化センター	
所在地	伊賀市長田 4617 番地の3	
処理能力	170kℓ/日 (し尿:32 kℓ/日 浄化槽汚泥:138 kℓ/日(農業集落排水汚泥含む))	
処理方式	水処理方式:膜分離高負荷脱窒素処理方式 資源化方式:リン回収(HAP 法)	
竣工年月	令和2年 11 月	
汚泥処理	脱水 → 場外搬出	
希釈水	河川水	
放流先	二又瀬川 → 木津川	
計画放流水質 (放流値)	pH	5.8 ~ 8.6
	BOD	10mg/ℓ以下
	COD	30mg/ℓ以下
	SS	10mg/ℓ以下
	全窒素	10mg/ℓ以下
	全リン	1mg/ℓ以下
	色度	30 度以下
	大腸菌数	800CFU/ml以下
運転管理体制	委託	
処理対象地域	伊賀市全域	

資料:伊賀市浄化センター

#### (2) 中間処理量

伊賀市浄化センターの処理量は、表 9-16 に示すとおりです。

表 9-16 伊賀市浄化センターの処理量

(単位:kℓ/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	8,437	7,665	7,573	7,269	7,296
浄化槽汚泥	55,136	54,827	55,999	54,978	55,087
計	63,573	62,492	63,572	62,247	62,383

資料:伊賀市浄化センター

### 第2項 最終処分の状況

「伊賀市浄化センター」での資源化及び減量化後に発生する脱水し渣<sup>\*</sup>及び脱水汚泥については、民間事業者への処理処分委託を行っています。

<sup>\*</sup>し渣:し尿・浄化槽汚泥に混ざり込んでいるごみ(髪の毛、紙、食べ物の残り、繊維、ビニールなど)

## 第9節 し尿・浄化槽汚泥の処理経費

し尿・浄化槽汚泥の処理経費は、表9-17に示すとおりです。

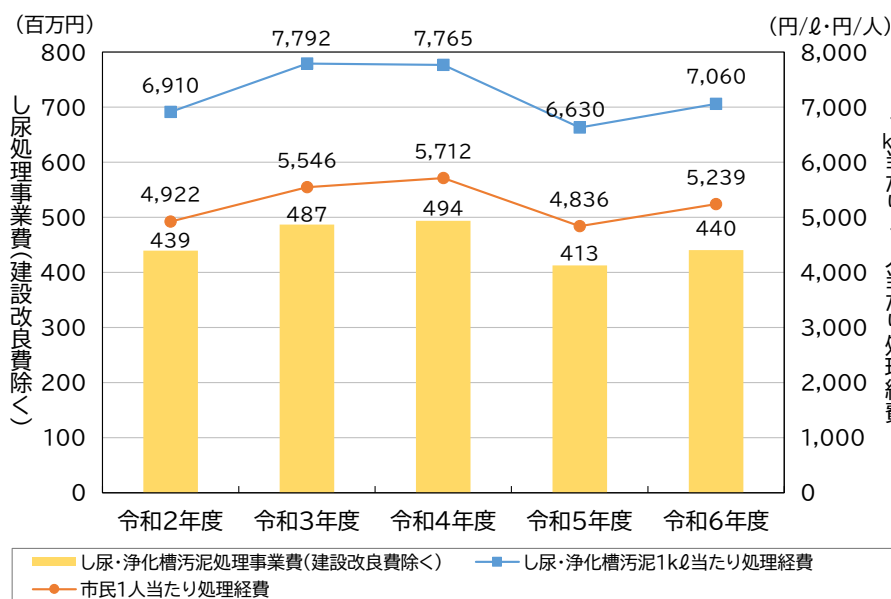
建設改良費を除いたし尿・浄化槽汚泥の処理経費は図9-6に示すとおりです。令和6年度のし尿・浄化槽汚泥1kℓ当たり7,060円、住民1人当たり5,239円となっています。

表9-17 し尿・浄化槽汚泥の処理経費

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設改良費	814,306	0	0	0	0
工事費	814,306	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	809,971	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	4,335	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	439,317	486,941	493,642	412,727	440,403
人件費	91,112	92,446	87,626	87,130	86,634
一般職	24,332	24,536	21,498	23,668	24,514
収集運搬	66,780	67,910	66,128	63,462	62,120
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	22,819	12,509	10,016	8,718	7,316
収集運搬費	18,534	8,083	8,249	6,779	6,620
中間処理費	4,285	4,426	1,767	1,939	696
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	679	0	0	0	0
委託費	324,707	381,986	396,000	316,879	336,176
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	321,539	381,183	396,000	316,879	336,176
最終処分費	3,168	803	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	10,277
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
総計	1,253,623	486,941	493,642	412,727	440,403
総計 (建設改良費除く)	439,317	486,941	493,642	412,727	440,403

(単位:千円)

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和6年度は速報値)



注) 市民1人当たりの処理経費の人口は、p. 22, 表3-4に示す人口で算出しています。

図9-6 し尿・浄化槽汚泥の処理経費(建設改良費除く)の推移

## 第10章 生活排水の課題の抽出・整理

生活排水の現状と課題を整理するとともに、課題に対する方向性を以下に示します。

### ① 浄化槽に関する課題

#### 現状及び課題

- ・「浄化槽法」の改正（平成13年4月）以前に設置された単独処理浄化槽や、し尿汲み取り便槽を使用している世帯等があります。

#### 課題に対する方向性

- ・合併処理浄化槽設置への転換を推進し、水質保全に努めていく必要があります。

### ② 下水道・農業集落排水施設に関する課題

#### 現状及び課題

- ・人口が減少する中で、持続可能な生活排水処理を維持していく必要があります。
- ・下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化が見受けられます。

#### 課題に対する方向性

- ・人口減少等の地域特性も考慮し、施設の統廃合を検討し、適切な処理区域の見直しを行う必要があります。
- ・下水道施設等の点検・調査等を計画的に実施していく必要があります。

### ③ し尿処理施設に関する課題

#### 現状及び課題

- ・伊賀市浄化センターについて、供用開始が令和2年度と新しく、設備の老朽化もみられず、処理能力的にも問題はありません。

#### 課題に対する方向性

- ・引き続き、本施設において適正処理に努めていきます。

### ④ その他

#### 現状及び課題

- ・久米川流域が生活排水対策重点地域に指定されていることから、久米川流域生活排水対策推進協議会を設置し、生活排水対策セミナーを実施するなど、久米川流域の水質の改善に取り組んでいます。

#### 課題に対する方向性

- ・久米川流域をはじめとする市全体の流域において、生活排水の適正な処理と水質汚濁の防止に努めていく必要があります。

## 第11章 生活排水処理基本計画の基本方針

本市では、河川等への環境負荷が少ないこと、誰もが快適に利用できる水環境を推進していくことを基本理念とし、市内河川流域をはじめとする公共用水域の生活排水を適正に処理し、健全かつ快適な水環境を未来にわたって実現していくことを目指します。国が目指す持続可能な水環境の実現、具体的には、生活排水処理目標である汚染減少と水質改善（未処理排水の割合を減少させ、再生利用と安全な再利用を増加させる。）に繋げていきます。

そこで、本市においては、従来から市民・事業者に対して適正な生活排水処理の重要性を積極的に広報し、合併処理浄化槽への転換、下水道及び農業集落排水への接続を推進し、快適な水環境を未来にわたって実現していくため、今後もより環境負荷が少ない処理を推進していきます。

さらに、市民・事業者・行政が強力なパートナーシップを発揮し、地域の実情に応じたそれぞれの役割と責任を認識して、生活排水の適正な処理に取り組み、適正な生活排水処理を目指し、次の3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1:地域に適応した生活排水処理の推進

本市における下水道整備区域外においては、経済性や人口減少等の地域特性の観点から、個別処理（合併処理浄化槽）の整備を推進していきます。

### 基本方針2:し尿処理施設の安定的・効率的な運転管理

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を継続していくとともに、安定的かつ効率的な運転の維持管理に努めていきます。

### 基本方針3:水資源保全の広報啓発の充実

清らかな水資源保全のため、市民への保全に関する情報提供や意識の向上を図っていきます。

## 第12章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水の処理主体

将来の生活排水等の処理主体は、基本的に現状どおりとします（表 12-1 参照）。

表 12-1 将来の生活排水の処理主体〔p 70, 表 9-1 再掲〕

処理施設の種類	生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽(市町村設置型)	し尿及び生活雑排水	市
住宅団地等の集中浄化槽	し尿及び生活雑排水	開発業者、自治会等
合併処理浄化槽(個人設置型)	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿及び浄化槽汚泥処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

### 第2節 処理の目標

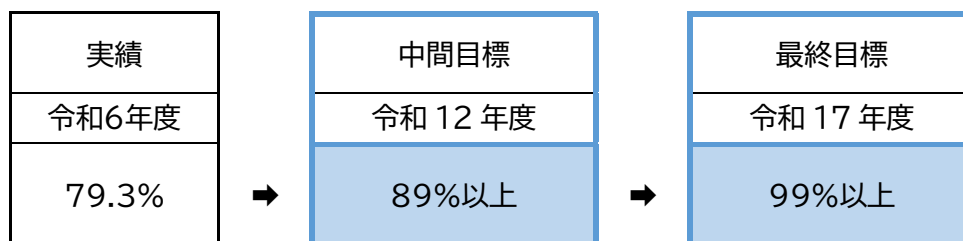
#### 第1項 生活排水処理の目標

本計画で掲げた基本理念を実現するため、基本方針に基づく取り組みを積極的に推進する中で、各地域の実情に対応した生活排水の処理を行うこととします。

また、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的・効果的な事業の推進を図るため、計画目標年度である令和 17 年度における生活排水処理率を定めます。

#### ◎ 生活排水処理率の目標値

本計画での生活排水処理率の目標は、三重県の生活排水処理アクションプログラムから、以下のとおりとします。



### 第3節 処理形態別人口及び汚泥量の見込み

#### 第1項 処理形態別人口の見込み

将来の処理形態別人口は、「生活排水対策推進計画（久米川流域）」（2025（令和7）年1月 伊賀市）の中で、市全体での処理形態別人口を推計しています。本計画においても、その数値との整合を図ります（表12-2参照）。合併処理浄化槽人口は増加し、それ以外の処理形態別人口は減少傾向を示しています。

表12-2 処理形態別人口の実績及び見込み

（単位：人）

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
対象人口	84,060	79,441	74,749
生活排水処理人口	66,674	70,771	74,301
公共下水道	13,925	13,179	12,400
農業集落排水施設	12,952	12,458	11,722
コミュニティ・プラント	232	218	205
合併処理浄化槽	39,565	44,916	49,973
生活排水未処理人口	17,386	8,670	448
単独処理浄化槽	7,986	3,891	201
非水洗化	9,400	4,780	247

注）端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

資料：実績は下水道課

見通しは「生活排水対策推進計画（久米川流域）」

（2025（令和7）年1月 伊賀市より）

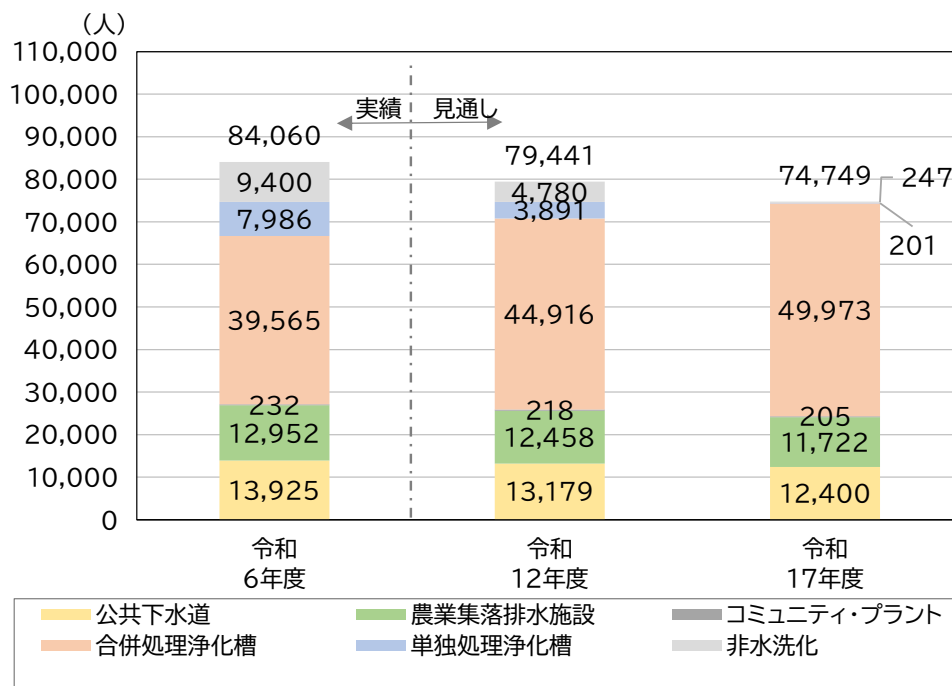


図12-1 処理形態別人口の推移

## 第2項 し尿・浄化槽汚泥量の見込み

将来のし尿・浄化槽汚泥量は、表 12-3 に示すとおりです。生活排水未処理人口（単独処理浄化槽、非水洗化）の減少により、汚泥量は減少傾向を示します。令和 17 年度に 58,502kℓ/年と予測しており、令和 6 年度実績に比べ 3,881kℓ/年（6.2%）の減少となります。

表 12-3 し尿・浄化槽汚泥量の実績及び見込み  
(単位:kℓ/年)

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
し尿	7,296	3,579	185
浄化槽汚泥	55,087	56,728	58,317
計	62,383	60,307	58,502

資料:実績は伊賀市浄化センター  
見通しは「生活排水対策推進計画(久米川流域)」(2025(令和7)年1月 伊賀市)より

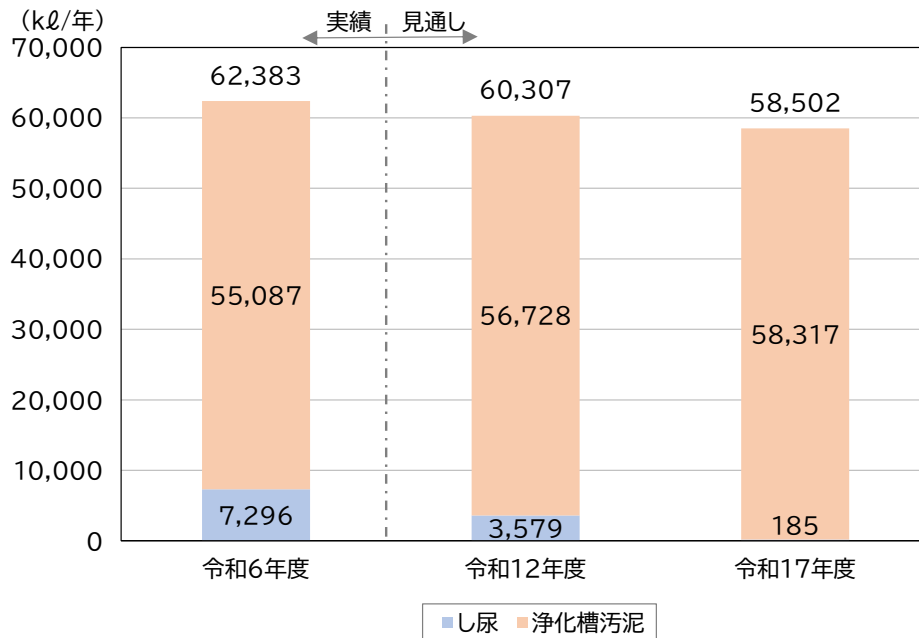


図 12-2 し尿・浄化槽汚泥量の推移

## 第4節 排出抑制・再資源化計画

### 第1項 排出抑制・再資源化の取り組み

生活環境や水環境の保全に対する生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、広報いがや伊賀市ホームページ等に掲載し啓発活動を推進していきます。

また、具体的な生活排水対策の取り組み例を次に示します。

## ■市民の取り組み

区分	内 容
取組 1-1	日常生活における排水対策の実施
取組概要	<p>[台所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三角コーナー等を利用し野菜の切りくずや食べ残しを流さない。</li> <li>○食器や鍋の汚れは拭き取ってから洗う。</li> <li>○調理で残った食用油は回収容器に入れて捨てる。</li> </ul> <p>[お風呂]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○排水口に目の細かいネットを張り髪の毛等を流さない。</li> <li>○シャンプーやリンスは適量を使用する。</li> <li>○お風呂の残り湯を洗濯に再利用する。</li> </ul> <p>[洗濯]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○洗剤は適量を使う。</li> <li>○くず取りネットを取り付けて細かいごみを流さない。</li> </ul> <p>[トイレ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○こまめにブラシで掃除し洗剤の使用量を減らす。</li> </ul>

## ■事業者の取り組み

区分	内 容
取組 2-1	固形物除去対策と排水設備の導入
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調理くずなどの固形物を流さない。</li> <li>○排水設備（合併処理浄化槽、油水分離層、ランドリートラップ**等）を導入する。 ※ランドリートラップ：公共の下水道に流れ込む前の汚水から毛髪や糸くず、ボタンを除去するための排水設備（除害施設）の一種。</li> </ul>

## ■行政の取り組み

区分	内 容
取組 3-1	継続的かつ効果的な情報発信
取組概要	伊賀市ホームページや広報いが・啓発用チラシなどを通じて、適正な生活排水処理の重要性や、下水道への接続、合併処理浄化槽への転換等について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。
取組 3-2	出前講座の実施
取組概要	自治会等と連携を図りながら、地域への説明会等を実施し、家庭でできる生活排水対策について啓発を行っていきます。 また、出前講座等を活用し、小学生への広報啓発を図っていきます。
取組 3-3	環境学習の継続
取組概要	伊賀市浄化センターや処理施設の見学会を継続していきます。また、水辺の見学会や学習会などを実施し、下水道及び合併処理浄化槽等を利用することにより、環境保全や発生源における水質保全対策についての学習する機会の検討を行います。

取組 3-4	イベントの開催
取組概要	水質汚濁防止や水環境に保全などをテーマにした講習会等を開催し、公共水域の保全と環境について、住民意識の向上を図っていきます。 現在、市では市民夏のにぎわいフェスタ（下水道課）に出展していきます。

## 第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 第1項 施設及びその整備計画の概要

「伊賀市生活排水処理施設整備計画」（2022(令和4)年2月)において、集合処理<sup>※</sup>区域の効率的・経済的な運営を行うため、統廃合計画を表12-4に示します。

なお、本市における下水道整備区域外においては、経済性や人口減少等の地域特性の観点から、個別処理（合併処理浄化槽）の整備を推進していきます。

表12-4 集合処理区域の検討結果

整備方針	具体的な内容
集合処理である公共下水道3処理区(未着手処理区)を個別処理 <sup>※</sup> (合併処理浄化槽)へ変更	上野処理区、新居三田処理区、佐那具処理区 ⇒ 個別処理(合併処理浄化槽)へ変更
下水道6処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道5処理区)、農業集落排水26処理区について、施設の統廃合 <sup>※</sup> を計画	全32処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道5処理区、農業集落排水26処理区)⇒全15処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道4処理区、農業集落排水10処理区)へ統廃合

※集合処理：家庭や工場からの排水を道路に埋設した管路より下水処理場へ運び、下水処理場で汚水をまとめてきれいにして河川等へ放流します。

※個別処理：各家庭に設置した合併処理浄化槽により、トイレ、風呂、台所等からの排水をきれいに処理し側溝等へ放流します。

※統廃合：近隣の処理区域を統合することで、施設更新や維持管理に係るコストを低減するとともに、従来よりも少人数で施設管理が可能になります。人口減少・計画見直しに伴う施設の稼働率低下の対策となります。

表 12-5 生活排水処理施設の整備計画構想

地区	処理区	事業種別	供用開始年月	計画面積(ha) ※2	計画人口(人) ※1,2	備考	
島ヶ原地区	上三ヶ区	農業集落排水	平成14年 4月	46.3	374	島ヶ原処理区 に統合	
	中矢	農業集落排水	平成15年 4月	13.4	173		
	島ヶ原	特定環境保全公共下水道	平成13年10月	42	730 (1,277)		
上野地区	西山	農業集落排水	平成18年 4月	25.5	396	西高倉処理区 に統合	
	西高倉	農業集落排水	平成14年 8月	59.9 (85.4)	447 (843)		
	府中第2	農業集落排水	平成12年 8月	59.9	513	府中第1処理区 に統合	
	府中第3	農業集落排水	平成11年 8月	27.3	481		
	府中第1	農業集落排水	平成13年 8月	39.7 (126.9)	744 (1,738)		
	長田	農業集落排水	平成15年 8月	25.8	578	花之木処理地区 に統合	
	朝屋百田	農業集落排水	平成 7年 4月	20	263		
	上之庄	農業集落排水	平成 5年 4月	20	321		
	花之木	農業集落排水	平成18年 4月	79.8 (145.6)	745 (1,907)	新都市処理区 に統合	
	下友生	農業集落排水	平成 7年 8月	12	138		
	新都市	公共下水道	平成 9年 4月	161 (173)	3,190 (3,328)		
	猪田	農業集落排水	平成15年 8月	81.9	915		
	依那古	農業集落排水	平成27年 1月	82.9 (164.8)	1,508 (2,423)		
	古山	農業集落排水	平成10年 8月	64.1	581		
	花垣	農業集落排水	平成27年 1月	54 (118.1)	863 (1,444)		
比自岐	農業集落排水	平成12年 4月	30.4	385			
神戸	農業集落排水	平成25年 1月	123 (153.4)	970 (1,355)			
桂	農業集落排水	平成 7年 8月	2.9	74			
伊賀地区 阿山地区	柘植	特定環境保全公共下水道	平成 9年10月	120.2	2,330		西部・河合処理 区に統合
	鞆田	農業集落排水	平成17年 8月	51	616		
	壬生野東部	農業集落排水	平成10年 6月	69.7	709		
	希望ヶ丘	特定環境保全公共下水道	平成19年 6月	60.5	1,160		
	せせらぎ	西部 特定環境保全公共下水道	平成16年 4月	124.4	2,890		
	河合 特定環境保全公共下水道	平成17年12月	124.7 (430.3)	2,430 (7,805)			
大山田地区	平田	農業集落排水	昭和61年 5月	5.8	186	山田南処理区 に統合	
	真泥	農業集落排水	平成 3年 5月	7.1	200		
	山田南	農業集落排水	令和 2年 7月	34 (46.9)	425 (811)		
	広瀬・川北	農業集落排水	平成18年 9月	16.5	179	-	
	奥馬野	農業集落排水	平成16年 1月	4.6	67	-	
青山地区	桐ヶ丘	特定環境保全公共下水道	-	84.1	4,148	-	

※1:計画人口の諸元値は令和17年値

※2:計画面積、計画人口の( )内の数値は統合後の値

資料:「伊賀市生活排水処理施設整備計画」(令和4年2月)

## 第2項 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、基本的に現状どおり(表12-6参照)、直営及び許可業者による収集形態で実施していきます。ただし、今後の単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽の廃止や合併処理浄化槽への設置替え等により、収集運搬量の減少が見込まれる中で、現行体制で適正な収集運搬が確保できているため、当面は現体制を継続していきます。

表 12-6 し尿及び浄化槽汚泥の収集方法等【p. 78, 表 9-13 再掲】

種類	収集形態	区域	収集回数	処理施設
し尿	直営	上野支所管内 (一部地域を除く)	月1回 随時	伊賀市浄化センター
	許可業者	伊賀市全域	随時	
浄化槽汚泥				

将来の収集運搬量は、し尿・浄化槽汚泥量（排出量）と同値であり、表 12-7 に示すとおりです。

表 12-7 収集運搬量の実績及び見込み【p. 85, 表 12-3 再掲】  
(単位:kℓ/年)

	実績	見通し	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
し尿	7,296	3,579	185
浄化槽汚泥	55,087	56,728	58,317
計	62,383	60,307	58,502

資料:実績は伊賀市浄化センター  
見通しは「生活排水対策推進計画(久米川流域)」(2025(令和7)年1月 伊賀市)より

### 第3項 中間処理・最終処分計画

人口の減少等により、し尿等の排出量は今後も減少していくことが予測されますが、し尿処理施設については、現有能力で処理が可能であると考えられることから、伊賀市浄化センターで処理を行っていきます。施設から発生するリンについては、民間業者が肥料に加工し資源として再利用を行っており、引き続き資源化に取り組んでいきます。また、処理工程から発生する脱水し渣及び脱水汚泥は、現状と同様に民間事業者への処理処分委託を継続していきます。



## **IV. 計画の進行管理**



# 第13章 進行管理計画

## 第1節 推進体制

本計画の『ごみ処理基本計画』及び『生活排水処理基本計画』のそれぞれ3つの基本方針を実現するため、施策等を実施・推進する必要があります。

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、「伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会」へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたって意見や助言を求めます。また、市民や事業者がごみや生活排水に対する意識の向上を図るため、伊賀市ホームページ等で進捗状況等を報告するなどの検討を行っていきます。

## 第2節 進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

### ① 年次報告による公表

伊賀市ホームページ等を通じて「一般廃棄物処理基本計画」の施策の進捗状況等、情報発信を行っていきます。

### ② 計画の点検・評価と見直し

施策の進捗状況や数値目標の達成状況等を「伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会」に報告し、本計画の点検・評価を行い、目標値の達成状況や施策の実施状況等を確認して課題を抽出します。その結果をもとに目標や施策、取り組みの見直しを行います。また、社会経済状況や市民の意識の変化により、必要に応じて計画の点検、評価の見直しを検討します。

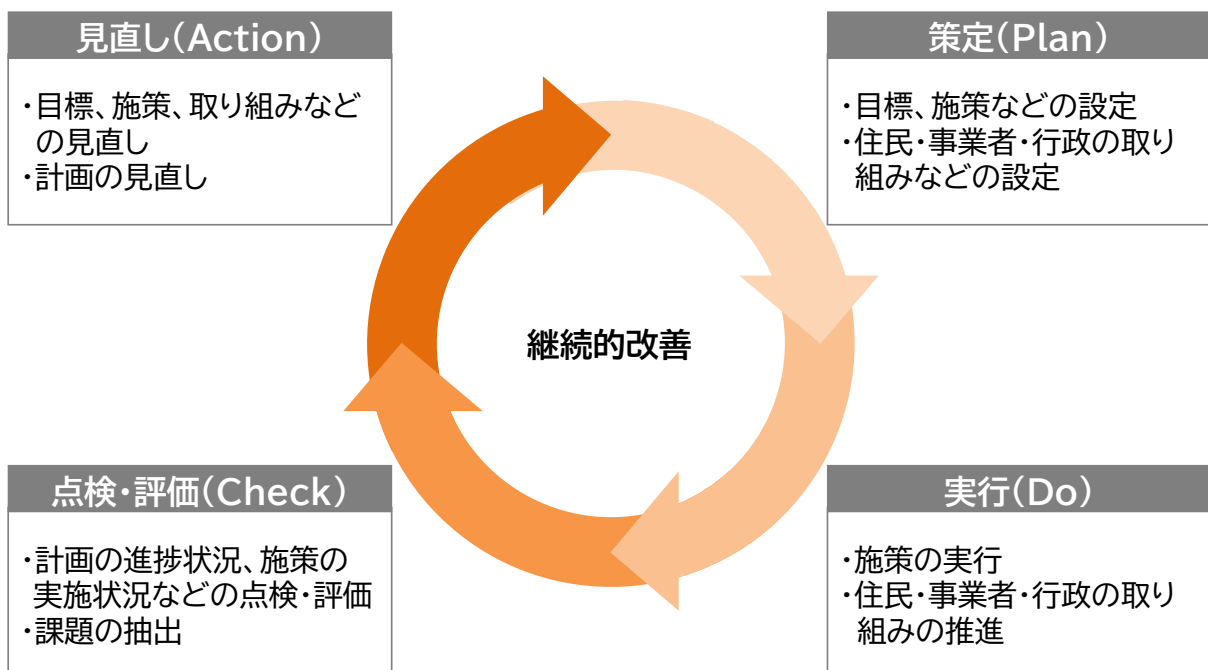


図 13-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理



# 資料



## 第1節 ごみ関連の法律

### 【資源の有効な利用の促進に関する法律(略称:資源有効利用促進法)】

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律。1991年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、2000年6月7日に公布(2001年4月1日施行)。

副産物の発生抑制に取り組む業種、再生資源・再生部品の利用に取り組む業種、使用済み物品の発生抑制に取り組む業種、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う業種、小型二次電池(リチウムイオン電池など)の処分等が定められている。

### 【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(略称:容器包装リサイクル法)】

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として1997年4月1日から施行。

- ①消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。
  - ②対象となる容器を製造、又は利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は再商品化をしなければならない。
  - ③市町村は分別収集計画を定め、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 等を定めている。

1997年4月1日よりガラス製容器(無色、茶色、その他の色)、紙パック、ペットボトル、スチール缶及びアルミ缶の7品目を対象としていたが、2000年4月1日から対象が段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が追加され、10品目に拡大された。

2006年6月に法改正が行われ、発生抑制のため容器包装多量利用事業者に対し、容器包装の使用量及び取り組みの実施状況に係る定期報告を義務付けることなどが盛り込まれた。

### 【特定家庭用機器再商品化法(略称:家電リサイクル法)】

特定家電製品(政令で指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4種類)について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、2001年4月1日から完全施行された法律。

- ①製造業者等が引き取りを求められた場合の引き取り、再商品化義務
- ②小売業者の特定条件下での引取義務、製造業者等への引渡義務
- ③市町村の製造業者への引渡し
- ④消費者の小売業者等への引渡し、再商品化等の料金支払等の協力義務等が規定されている。

### 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(略称:食品リサイクル法)】

食品循環資源の再生利用、熱回収、食品廃棄物等の発生抑制、減量に関し、基本的な事項を定めるとともに食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出抑制を図り、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として2001年5月1日に施行された法律。

### 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称:建設リサイクル法)】

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び

国民経済の健全な発展に寄与することを目的に 2002 年 5 月に完全施行された法律である。

本法は、特定の建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を図るものである。

#### 【使用済自動車の再資源化等に関する法律(略称:自動車リサイクル法)】

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者の役割分担のもと、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う（2005 年 1 月 1 日完全施行）。

- ①自動車製造業者等は、使用済となった自動車から発生するフロン類、エアバッグ類等を引き取り、リサイクルする。
- ②引取業者は、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
- ③フロン類回収業者は、フロン類を回収し、自動車製造業者等に引き渡し、使用済自動車は解体業者に引き渡す。
- ④解体業者、破砕業者は、使用済自動車のリサイクルを行い、エアバッグ類、シュレツダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。
- ⑤自動車所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡し、リサイクル料金を負担する。等が規定されている。

#### 【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(略称:小型家電リサイクル法)】

使用済小型家電に利用されている有用金属等の再資源化を促進することを目的に、2013 年 4 月に施行された。携帯電話端末等を始めとした使用済小型家電 28 類型 96 品目が対象となっている。

#### 【食品ロスの削減の推進に関する法律(略称:食品ロス削減推進法)】

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として 2019 年 10 月 1 日施行された法律。

#### 【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(略称:プラスチック資源循環促進法)】

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、2021 年 6 月 4 日成立した法律。

- ①基本方針の策定
  - ②製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針の策定
  - ③ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準の策定
  - ④市区町村の分別収集・再商品化計画
  - ⑤製造・販売事業者等による自主回収
  - ⑥排出事業者の排出抑制・再資源化
- 等が規定されている。

#### 【国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律(略称:グリーン購入法)】

国等や地方公共団体が再生品などの環境にやさしい物品の調達を率先的に行うとともに、こうした購入に役立つ情報の提供を推進することを目的とし、2001 年 4 月 1 日に施行。

国による調達推進のための基本方針の策定、地方公共団体の調達方針の策定及びそれ

に基づく調達の推進努力義務、事業者及び国民の環境物品等の選択（一般的責務）が定められている。

## 第2節 生活排水関連の法律

---

### 【下水道法】

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、このことによって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としている。昭和33年4月公布。

水質汚濁防止法は、特定施設を設置する工場または事業場から、河川や湖沼などの公共用水域へ出される排水を規制しているが、公共下水道等への排水については適用されない。事業場から公共下水道等に下水を流す場合の水質規制は下水道法に基づいて規制される。下水道法では、特定施設を設置する工場または事業場からの排水だけでなく、特定施設を設置していない事業場についても適用される。

下水道法では、水質汚濁防止法と同様の基準を下水排除基準として政令で定めている。下水排除基準には、国が定める全国一律の基準と都道府県が条例で定める基準がある。

### 【農業振興地域の整備に関する法律】

総合的に農業の振興を図るべき地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を定めた法律である。1969（昭和44）年に制定。

この法律では、農用地の確保や農業経営の近代化等を図るべき地域を農業振興地域に指定し、その地域に関して、農用地区域等の指定、農業基盤の整備、農業上の土地利用の調整などを内容とする農業振興地域整備計画を定めることとしている。

### 【水質汚濁防止法】

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、それによって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること及び、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としている。昭和45年12月公布。

### 【浄化槽法】

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。昭和58年5月公布。

伊賀市一般廃棄物処理基本計画

令和8年2月発行

伊賀市人権生活環境部廃棄物対策課  
〒518-1155 三重県伊賀市治田3547 番地の13  
TEL 0595-20-1050 FAX 0595-20-2